令　和　８　年　度

税　務　概　要

宇　都　宮　市

宇　都　宮　市　章



この市章は，かつて宇都宮城が亀が丘城といわれたのにちなみ，亀甲形と宇都宮の「宮」の文字を図案化したもので，古い歴史を持つ郷土の万年にわたる栄光と限りない発展とを表徴するものである。

目　　次

１　宇都宮市の概況　……　１

（１）　面積，人口及び世帯数の推移等　……　１
　ア　面積，人口及び世帯数　……　１
　イ　産業別市内就業者数　……　１
（２）　財　　政　……　２
　ア　令和８年度一般会計当初予算　……　２
　イ　令和８年度歳入予算自主財源及び依存財源の額　……　４
　ウ　市税における当初予算の推移　……　４
　エ　令和７年度一般会計歳入，歳出予算及び決算　……　５

２　税務機構　……　７

（１）　機構及び人員の配置　……　７
（２）　事務分掌　……　８
（３）　税務職員の年齢及び経験年数　……　１０

３　市税調定額及び収入額の推移　……　１１

（１）　令和７年度決算額　……　１１
（２）　市税収入の推移　……　１３
（３）　税目別調定額構成比及び伸長率の推移　……　１４
（４）　税目別収入額構成比及び伸長率の推移　……　１６
（５）　一般会計歳入に占める市税の割合等の推移　……　１８
（６）　徴税費　……　１９
（７）　市民１人当たりの市税納付額　……　２０

４　市税のあらまし　……　２１

（１）　諸控除及び税率等の変遷　……　２１
（２）　令和８年度税率及び課税客体等　……　３７

５　市民税　……　４１

（１）　個人市民税　……　４１
　ア　個人市民税当初賦課額の推移　……　４１
　イ　個人市民税年度別調定額の推移……　４１
　ウ　個人市民税当初納税義務者数の推移　……　４２
　エ　個人市民税特別徴収義務者数の推移　……　４２
　オ　個人市民税の所得者区分別状況　……　４３
　　①　課税標準額段階別納税者数　……　４３
　　②　課税標準額段階別所得割額　……　４５
　　③　所得者区分別税額等　……　４７

（２）　法人市民税　……　４９
ア　法人市民税年度別決算調定額（現年分）　……　４９
イ　現事業年度・過事業年度別決算調定額　……　４９
ウ　令和７年度法人市民税月別調定額　……　５１
エ　令和７年度法人市民税決算期別調定額　……　５２
オ　令和７年度均等割ランク別調定額及び法人数　……　５３

６　固定資産税　……　５４

（１）　概　　況　……　５４
ア　令和８年度固定資産税納税義務者数及び税額等　……　５４
イ　年度別調定額の推移　……　５４
（２）　固定資産評価関係　……　５４
（３）　土　　地　……　５５
ア　概　　要　……　５５
イ　令和８年度土地の課税状況　……　５６
（４）　家　　屋　……　５７
ア　木　　造　……　５７
イ　木造以外　……　５８
ウ　令和７年中の新増築家屋　……　５９
①　木　　造　……　５９
②　木造以外　……　６０
エ　令和７年中の減少家屋　……　６１
①　木　　造　……　６１
②　木造以外　……　６１
オ　令和７年中の家屋の異動状況　……　６２
（５）　償却資産　……　６３
（６）　固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会　……　６４
ア　固定資産評価員　……　６４
イ　固定資産評価審査委員会　……　６４
（７）　令和８年度国有資産等所在市町村交付金　……　６５

７　軽自動車税　……　６６

（１）　車種別台数　……　６６
（２）　年度別当初課税台数等の推移　……　６７
（３）　年度別調定額の推移　……　６８

８　その他の市税　……　６９

（１）　市たばこ税　……　６９
ア　令和７年度月別調定額　……　６９
イ　年度別調定額の推移　……　７０
（２）　鉱産税　……　７１
ア　令和７年度調定額等　……　７１
イ　年度別調定額の推移　……　７１

９　目的税 ７２
（１）　入湯税 ７２
ア　令和７年度月別調定額 ７２
イ　入湯客数 ７２
ウ　年度別調定額の推移 ７２
（２）　事業所税 ７３
ア　令和７年度納税義務者数及び調定額 ７３
イ　年度別調定額の推移 ７３
（３）　都市計画税 ７４
ア　都市計画区域及び税額等 ７４
イ　年度別調定額の推移 ７４
（４）　国民健康保険税 ７５
ア　令和８年度課税総額の割合及び税率等 ７５
イ　課税区分別令和７年度調定額及び令和８年度予算額 ７５
ウ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（医療保険分） ７６
エ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（後期高齢者支援金分） ７７
オ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（介護給付金分） ７８
カ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（子ども・子育て支援金分） ７９

１０　納税関係 ８０
（１）　市税収入率の推移 ８０
（２）　令和７年度滞納整理状況 ８１
（３）　滞納処分執行の推移 ８２
ア　差押 ８２
イ　参加差押 ８３
ウ　交付要求 ８３
（４）　公売執行の推移 ８４
ア　不動産 ８４
イ　自動車 ８４
ウ　動産 ８４
エ　電話加入権 ８４
（５）　令和７年度市税督促状の発付及び公示送達件数 ８５
（６）　令和７年度市税過誤納還付金及び還付加算金 ８６
（７）　令和７年度市税過誤納返還金 ８６
（８）　納付状況（口座振替・コンビニ収納・ペイジー収納） ８７
ア　令和７年度口座振替及びコンビニ・ペイジー収納状況 ８７
イ　納期内における収納額と件数の推移 ８７
ウ　納期内納付の推移 ８８
エ　ペイジー利用状況の推移 ８９
（９）　ｅＬＴＡＸ（エルタックス）〔地方税共通納税システム〕利用状況 ９０
ア　税目別内訳 ９０
イ　納付方法別内訳 ９１
（１０）クレジット収納利用状況 ９２
（１１）宇都宮市納付案内センター ９３
（参考）市民税・県民税・森林環境税及び固定資産税・都市計画税確定按分率の推移 ... ９６

１１　税の啓発に関する広報・教育活動（令和７年度）　.....９７

１２　証明状況（令和７年度）　.....９８

（１）　証明手数料　.....９８
（２）　閲覧手数料　.....９８
（３）　事項別交付件数及び手数料　.....９８
（４）　月別交付件数及び調定額　.....９９
（５）　公用証明等　.....９９

１３　税務職員の特殊勤務手当の状況　.....１００

１４　市税の減免状況　.....１０１

（１）　個人市民税　.....１０１
（２）　法人市民税　.....１０１
（３）　固定資産税・都市計画税　.....１０２
（４）　軽自動車税　.....１０３
（５）　事業所税　.....１０４
（６）　国民健康保険税　.....１０４

１　宇　都　宮　市　の　概　況

（１）　面積，人口及び世帯数の推移等 1

ア　面積，人口及び世帯数 1

イ　産業別市内就業者数 1

（２）　財　　政 2

ア　令和８年度一般会計当初予算 2

イ　令和８年度歳入予算自主財源及び依存財源の額 4

ウ　市税における当初予算の推移 4

エ　令和７年度一般会計歳入，歳出予算及び決算 5

1　宇都宮市の概況

(1) 面積，人口及び世帯数の推移等

ア　面積，人口及び世帯数　　（各年7月1日現在）

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人口	男	258,751	257,489	256,684	256,224	255,713	254,838
	女	258,825	257,667	256,900	256,126	255,434	254,790
	計	517,576	515,156	513,584	512,350	511,147	509,628
世帯数		231,610	234,041	236,433	239,428	242,015	244,427
面積（km²）		416.85					
人口密度(人/km²)		1,242	1,236	1,232	1,229	1,226	1,223

イ　産業別市内就業者数　　（令和2年10月1日現在）

区分	実数(人)	構成比(%)	区分	実数(人)	構成比(%)
第1次産業	6,349	2.4	金融業，保険業	6,901	2.6
農業，林業	6,330	2.4	不動産業，物品賃貸業	5,481	2.0
漁業	19	0.0	学術研究，専門・技術サービス業	15,658	5.8
第2次産業	71,407	26.5	宿泊業，飲食サービス業	14,579	5.4
鉱業，採石業，砂利採取業	62	0.0	生活関連サービス業，娯楽業	9,547	3.6
建設業	19,032	7.1	教育，学習支援業	14,194	5.3
製造業	52,313	19.4	医療，福祉	32,119	11.9
第3次産業	191,209	71.1	複合サービス事業	1,725	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1,233	0.5	サービス業（その他）	16,204	6.0
情報通信業	5,395	2.0	公務	11,529	4.3
運輸業，郵便業	12,134	4.5	分類不能の産業	—	—
卸売業，小売業	44,510	16.6	総数	268,965	100.0

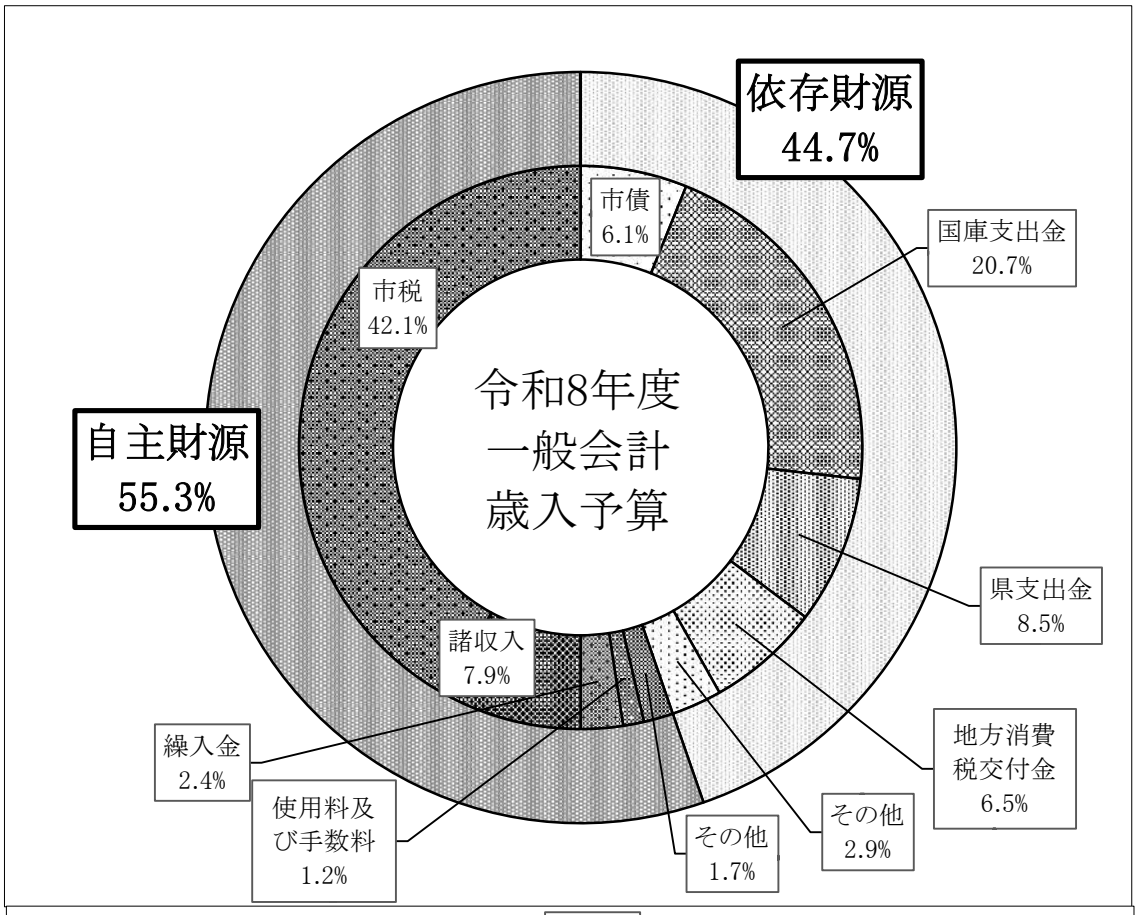
※ 令和2年度実施の国勢調査による。

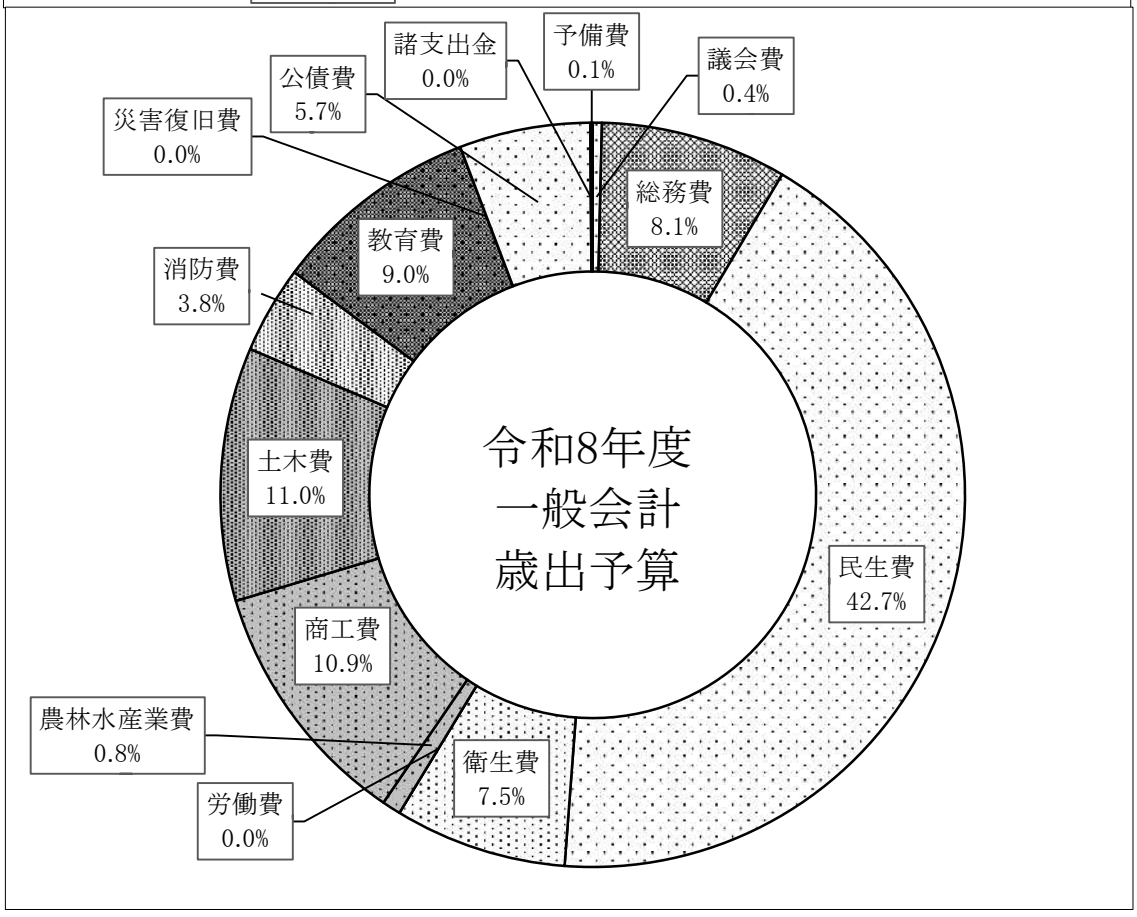
(2) 財政

ア 令和8年度一般会計当初予算

（単位:千円, %）

歳入				歳出			
款	科目	予算額	構成比	款	科目	予算額	構成比
5	市税	103,793,000	42.1	5	議会費	953,957	0.4
10	地方譲与税	1,363,309	0.6	10	総務費	20,020,255	8.1
15	利子割交付金	325,000	0.1	15	民生費	105,344,287	42.7
16	配当割交付金	734,000	0.3	20	衛生費	18,458,191	7.5
17	株式等譲渡所得割交付金	1,245,000	0.5	25	労働費	73,727	0.0
18	法人事業税交付金	1,562,000	0.6	30	農林水産業費	1,953,929	0.8
19	地方消費税交付金	16,140,000	6.5	35	商工費	26,924,150	10.9
20	ゴルフ場利用税交付金	119,000	0.1	40	土木費	27,058,816	11.0
32	環境性能割交付金	−	−	45	消防費	9,317,389	3.8
35	国有提供施設等所在市町村助成交付金	138,000	0.1	50	教育費	22,231,100	9.0
37	地方特例交付金	782,000	0.3	55	災害復旧費	4	0.0
40	地方交付税	800,000	0.3	60	公債費	14,112,765	5.7
45	交通安全対策特別交付金	80,000	0.0	65	諸支出金	1,430	0.0
50	分担金及び負担金	1,432,093	0.6	70	予備費	100,000	0.1
55	使用料及び手数料	3,020,581	1.2				
60	国庫支出金	51,068,553	20.7				
65	県支出金	20,925,140	8.5				
70	財産収入	448,509	0.2				
75	寄附金	1,641,137	0.7				
80	繰入金	5,864,233	2.4				
85	繰越金	500,000	0.2				
90	諸収入	19,413,445	7.9				
95	市債	15,155,000	6.1				
歳入合計		246,550,000	100.0	歳出合計		246,550,000	100.0





※ 令和8年度当初予算案の大綱より

イ 令和8年度歳入予算自主財源及び依存財源の額

（単位:千円）

自主財源		依存財源	
市税	103,793,000	地方譲与税	1,363,309
分担金及び負担金	1,432,093	利子割交付金	325,000
使用料及び手数料	3,020,581	配当割交付金	734,000
財産収入	448,509	株式等譲渡所得割交付金	1,245,000
寄附金	1,641,137	法人事業税交付金	1,562,000
繰入金	5,864,233	地方消費税交付金	16,140,000
繰越金	500,000	ゴルフ場利用税交付金	119,000
諸収入	19,413,445	環境性能割交付金	－
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	138,000
		地方特例交付金	782,000
		地方交付税	800,000
		交通安全対策特別交付金	80,000
		国庫支出金	51,068,553
		県支出金	20,925,140
		市債	15,155,000
計	136,112,998	計	110,437,002

ウ 市税における当初予算の推移

（単位:千円, %）

項	税目	令和8年度 当初予算(A)	構成比	令和7年度 当初予算(B)	構成比	比較 増減(A-B)	比較 前年比((A-B)/B)
5	市民税	48,036,859	46.3	45,405,714	46.2	2,631,145	5.8
10	固定資産税	39,458,079	38.0	38,214,698	38.9	1,243,381	3.3
15	軽自動車税	1,413,363	1.4	1,445,567	1.5	▲ 32,204	▲ 2.2
20	市たばこ税	4,101,269	3.9	3,796,481	3.8	304,788	8.0
25	鉱産税	11	0.0	15	0.0	▲ 4	▲ 26.7
35	入湯税	33,948	0.0	32,850	0.0	1,098	3.3
40	事業所税	3,816,336	3.7	3,735,193	3.8	81,143	2.2
45	都市計画税	6,933,135	6.7	5,664,482	5.8	1,268,653	22.4
合計		103,793,000	100.0	98,295,000	100.0	5,498,000	5.6

エ 令和7年度一般会計歳入，歳出予算及び決算

歳入　　（単位:円，%）

款	款別	予算現額　A	決算額　B	決算構成比	B/A
5	市税	100,495,000,000	101,250,487,555	39.9	100.8
10	地方譲与税	1,384,602,000	1,376,559,000	0.5	99.4
15	利子割交付金	157,000,000	159,977,000	0.1	101.9
16	配当割交付金	734,000,000	697,412,000	0.3	95.0
17	株式等譲渡所得割交付金	1,245,000,000	1,124,860,000	0.4	90.4
18	法人事業税交付金	1,435,000,000	1,456,346,000	0.6	101.5
19	地方消費税交付金	15,065,000,000	15,296,353,000	6.0	101.5
20	ゴルフ場利用税交付金	122,000,000	123,001,956	0.0	100.8
30	自動車取得税交付金	0	0	0.0	－
32	環境性能割交付金	187,000,000	182,965,000	0.1	97.8
35	国有提供施設等所在市町村助成交付金	138,000,000	138,806,000	0.1	100.6
37	地方特例交付金	488,000,000	491,351,000	0.2	100.7
40	地方交付税	2,395,134,000	2,768,593,000	1.1	115.6
45	交通安全対策特別交付金	80,000,000	55,853,000	0.0	69.8
50	分担金及び負担金	1,237,733,550	1,269,028,410	0.5	102.5
55	使用料及び手数料	2,946,293,000	2,887,857,800	1.1	98.0
60	国庫支出金	59,603,011,875	56,070,783,198	22.1	94.1
65	県支出金	19,094,291,334	18,666,445,391	7.4	97.8
70	財産収入	498,679,000	507,405,336	0.2	101.7
75	寄附金	1,221,712,000	1,054,132,145	0.4	86.3
80	繰入金	10,577,974,000	8,020,694,822	3.2	75.8
85	繰越金	4,478,566,565	4,478,567,074	1.8	100.0
90	諸収入	21,065,594,000	21,127,950,529	8.3	100.3
95	市債	18,383,500,000	14,521,300,000	5.7	79.0
合計		263,033,091,324	253,726,729,216	100.0	96.5

歳出

（単位:円, %）

款	款別	予算現額　C	決算額　D	決算構成比	D/C
5	議会費	966,021,000	938,260,555	0.4	97.1
10	総務費	24,347,862,148	23,400,049,495	9.6	96.1
15	民生費	106,100,885,000	102,072,096,858	41.7	96.2
20	衛生費	18,248,601,200	17,183,244,879	7.0	94.2
25	労働費	74,397,000	56,355,776	0.0	75.8
30	農林水産業費	2,215,299,000	1,923,541,054	0.8	86.8
35	商工費	31,266,209,800	27,483,899,099	11.2	87.9
40	土木費	37,491,161,341	30,739,440,595	12.6	82.0
45	消防費	7,120,209,755	6,621,396,249	2.7	93.0
50	教育費	21,290,641,080	20,403,798,432	8.3	95.8
55	災害復旧費	4,000	0	0.0	0.0
60	公債費	13,812,601,000	13,803,783,344	5.7	99.9
65	諸支出金	1,462,000	1,461,185	0.0	99.9
70	予備費	97,737,000	0	0.0	0.0
合計		263,033,091,324	244,627,327,521	100.0	93.0

２　税　務　機　構

（１）　機構及び人員の配置　..... 7

（２）　事務分掌　..... 8

（３）　税務職員の年齢及び経験年数　..... １０

2 税務機構

(1) 機構及び人員の配置

（令和8年4月1日現在）

部	課		係	係長	総括	専任	主任	主任主事	主事	任期付職員	主任(再)	主任主事(再)	主事(再)	計
理財部	税制課 課長1名(主幹)	課長補佐2名 (副主幹)	税制グループ	1	1		1	1	3					7
			諸税証明グループ	1	1		4	1	3		1			11
	計 1	2		2	2	0	5	2	6	0	1	0	0	21
部長1名(参事)	納税課	課長補佐1名 (副主幹)	納税管理グループ	1	1	1	3		2					8
	課長1名(主幹)		徴収支援グループ	1			2		2					5
			徴収第1グループ	1	1	1	3		3			1		10
			徴収第2グループ	1	1	1	2		4					9
			徴収第3グループ	1		1	1		5			1		9
次長1名(副参事)	特別収納対策室長 1名(主幹)		滞納処分グループ	1		2	3							6
			栃木県派遣					1						1
			特別収納対策室 徴収処分グループ	1		1	1		2					5
	計 2	1		7	3	7	15	1	18	0	0	2	0	56
	市民税課	課長補佐1名 (副主幹)	法人市民税ｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	1	1	3	1						7
	課長1名(主幹)		個人市民税第1ｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	1	2	2	1	4					11
			個人市民税第2ｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	1	2	3	1	2					10
			個人市民税第3ｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	1	2	2	2	3	1				12
			個人市民税第4ｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	1	2	1	1	5	1				12
	計 1	1		5	5	9	11	6	14	2	0	0	0	54
	資産税課	課長補佐1名 (副主幹)	管理グループ	1	1	2	1	2	2					9
			土地評価グループ	1	1	1	2	1				1		7
	課長1名(主幹)		土地調査グループ	1		2	3	1	4		1			12
			家屋第1グループ	1		3	5		2					11
			家屋第2グループ	1	1	2	2	1	5	1				13
			償却資産グループ	1			4		1					6
	計 1	1		6	3	10	17	5	14	1	1	1	0	60
計 2														2
合計	部長1, 次長1, 課長4, 室長1, 課長補佐5			20	13	26	48	14	52	3	2	3	0	193
保健福祉部	保険年金課	課長補佐1名 (副主幹)	国保税グループ	1	1		2	1	4	1		1		11
部長1名(参事)	課長1名(副参事)		収納グループ	1	1	1	2	1	3					9
次長1名(副参事)			滞納整理グループ	1		1		2	1					5
	計 1	1		3	2	2	4	4	8	1	0	1	0	27
計 2														2
合計	部長1, 次長1, 課長1, 課長補佐1			3	2	2	4	4	8	1	0	1	0	29

(2) 事務分掌

部	課	係	分掌事務
財務部	税制課	税制グループ	(1) 税制に関すること(国民健康保険税を除く) (2) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること (3) 市税の調定管理に関すること (4) 市税の検査及び犯則事件の処理に関すること (5) 固定資産評価審査委員会の事務に関すること (6) 税務関係の連絡調整，税の研修の企画・実施に関すること (7) 全体業務の進行管理及び企画に関すること (8) 課業務の進行管理及び企画に関すること (9) 課の庶務に関すること (10) 他グループの主管に属しないこと
		諸税証明グループ	(1) 軽自動車税，市たばこ税，鉱産税，入湯税及び事業所税の賦課に関すること (2) 税関係の証明に関すること (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること (4) 市税に係る証明及び同証明手数料の徴収に関すること
	納税課	納税管理グループ	(1) 市税の収納管理に関すること (2) 市税の過誤納金の還付，充当及び過誤納返還金に関すること (3) 市税の口座振替に関すること (4) 各種納付方法による収納の運用に関すること (5) 市税システム(収納)業務の運用事務に関すること (6) 市税納付推進協力事業所制度に関すること (7) 課業務の進行管理に関すること (8) 課の予算，決算及び監査に関すること (9) 課の庶務，その他，他のグループに属さないこと
		徴収支援グループ	(1) 納付案内センターの管理及び運営に関すること (2) 税の徴収，滞納整理に係る研修の企画及び実施に関すること (3) 督促状及び定時催告書の発送に関すること (4) 市税システム(滞納)業務の運用事務に関すること (5) 滞納整理支援システムの管理及び運用に関すること (6) 夜間収納の管理に関すること (7) 財産調査に関すること (8) 督促状の公示送達に関すること (9) 納付委託に関すること (10) 公金振替に関すること
		徴収第1グループ 徴収第2グループ 徴収第3グループ	(1) 徴収及び納税指導に関すること (2) 滞納処分に関すること (3) 執行停止の事務に関すること
		滞納処分グループ	(1) 徴収及び納税指導に関すること (2) 滞納処分に関すること (3) 交付要求に関すること (4) 公売等換価事務に関すること (5) 執行停止の処理に関すること
		栃木県派遣	個人市県民税の栃木県との協働による滞納整理に関すること
		特別収納対策室 徴収処分グループ	(1) 市税等徴収金の一元徴収に関すること (2) 市税等納付推進本部事務局に関すること
	市民税課	法人市民税グループ	(1) 課の文書，予算その他の庶務に関すること (2) 課業務の進行管理及び課の所管に属する市税の賦課の企画に関すること (3) 法人市民税の調査及び賦課に関すること (4) 課の所管に属する市税の調定管理に関すること (5) 課の所管に属する市税の検査及び犯則事件処理の調整に関すること (6) 他グループの主管に属しないこと

部	課	係	分掌事務
財務部	市民税課	個人市民税第1グループ	(1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること (2) 特別徴収に関すること (3) 個人市民税・県民税申告事務の進行管理に関すること (4) 個人市民税・県民税事務の調整に関すること
		個人市民税第2グループ	(1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること (2) 特別徴収に関すること (3) 特別徴収事務の推進及び進行管理に関すること
		個人市民税第3グループ	(1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること (2) 特別徴収に関すること (3) 所得調査事務の進行管理に関すること
		個人市民税第4グループ	(1) 個人市民税・県民税の調査及び賦課に関すること (2) 特別徴収に関すること (3) 給与支払報告書処理事務の進行管理に関すること
	資産税課	管理グループ	(1) 課の文書，予算その他の庶務に関すること (2) 課業務の進行管理並びに固定資産税，都市計画税及び特別土地保有税の賦課の企画に関すること (3) 土地，家屋及び償却資産の名寄帳に関すること (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること (5) 固定資産税，都市計画税及び特別土地保有税の調定管理に関すること (6) 固定資産課税台帳の閲覧及び手数料の徴収に関すること (7) 課の所管に属する市税の検査及び犯則事件処理の調整に関すること (8) 固定資産評価員の事務に関すること
		土地評価グループ 土地調査グループ	(1) 土地の評価に関すること (2) 特別土地保有税の課税台帳に関すること (3) 土地に係る固定資産課税台帳に関すること (4) 固定資産税，都市計画税の賦課及び特別土地保有税の申告に関すること (5) 地籍図の管理に関すること (6) 地籍図の閲覧及び地籍図の複写交付及び手数料の徴収に関すること
		家屋第1グループ 家屋第2グループ	(1) 家屋の評価に関すること (2) 家屋に係る固定資産課税台帳に関すること (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること
		償却資産グループ	(1) 償却資産の評価に関すること (2) 償却資産に係る固定資産課税台帳に関すること (3) 固定資産税の賦課に関すること
保健福祉部	保険年金課	国保税グループ	(1) 国民健康保険税の賦課及び調定に関すること (2) 国民健康保険の資格取得・喪失に関すること (3) 国民健康保険税の申告に関すること
		収納グループ	(1) 国民健康保険税に係る収納に関すること (2) 国民健康保険税の口座振替に関すること (3) 国民健康保険税の過誤納金に関すること (4) 国民健康保険税に係る督促状及び催告書の発送に関すること (5) 国民健康保険税に係る納税相談に関すること (6) 国民健康保険税に係る滞納処分に関すること
		滞納整理グループ	(1) 国民健康保険税に係る納税相談に関すること (2) 国民健康保険税に係る滞納処分に関すること (3) 国民健康保険税に係る不納欠損の処理に関すること (4) 差押財産の換価・配当に関すること (5) 不動産・破産等の交付要求に関すること (6) 決算に関すること

※ 保険年金課の事務分掌は，賦課及び徴収事務に関するグループのみ掲載

(3) 税務職員の年齢及び経験年数(令和8年4月1日現在，再任用職員を含む)

年　　齢

最高	64　歳
最低	18　歳
平均	43　歳

年齢区分		該当職員数
以上	未満	
歳	20 歳	2
20	25	31
25	30	17
30	35	15
35	40	15
40	45	11
45	50	12
50	55	28
55	60	47
60		12

税務経験年数

最高	27年
最低	0年
平均	7年

税務経験年数		該当職員数
以上	未満	
年	1 年	22
1	3	42
3	5	21
5	8	29
8	10	14
10	13	22
13	15	4
15	20	18
20		18

勤続年数

最高	46年
最低	0年
平均	20年

３　市税調定額及び収入額の推移

（１）　令和７年度決算額　……１１

（２）　市税収入の推移　……１３

（３）　税目別調定額構成比及び伸長率の推移　……１４

（４）　税目別収入額構成比及び伸長率の推移　……１６

（５）　一般会計歳入に占める市税の割合等の推移　……１８

（６）　徴税費　……１９

（７）　市民１人当たりの市税納付額　……２０

3 市税調定額及び収入額の推移

⑴ 令和7年度決算額

一 般 会 計

（単位:円, %）

税目＼区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収入歩合 対調定比	収入歩合 対予算比
市民税	47,105,714,000	48,451,583,384	47,629,856,547	82,271,929	773,124,721	33,669,813	98.3	101.1
個人	37,884,990,000	38,779,348,996	37,980,760,445	71,668,104	731,243,560	4,323,113	97.9	100.3
現年度	37,662,452,000	38,050,214,075	37,714,963,114	7,761,837	330,485,300	2,996,176	99.1	100.1
滞納繰越	222,538,000	729,134,921	265,797,331	63,906,267	400,758,260	1,326,937	36.5	119.4
法人	9,220,724,000	9,672,234,388	9,649,096,102	10,603,825	41,881,161	29,346,700	99.8	104.6
現年度	9,204,384,000	9,628,325,500	9,631,155,225	306,757	26,070,918	29,207,400	100.0	104.6
滞納繰越	16,340,000	43,908,888	17,940,877	10,297,068	15,810,243	139,300	40.9	109.8
固定資産税	38,714,698,000	39,610,969,586	38,795,398,272	64,148,956	755,971,499	4,549,141	97.9	100.2
純固定資産税	38,587,011,000	39,483,486,886	38,667,915,572	64,148,956	755,971,499	4,549,141	97.9	100.2
現年度	38,366,785,000	38,725,710,200	38,378,342,536	6,845,707	344,488,978	3,967,021	99.1	100.0
滞納繰越	220,226,000	757,776,686	289,573,036	57,303,249	411,482,521	582,120	38.2	131.5
交付金	127,687,000	127,482,700	127,482,700	0	0	0	100.0	99.8
軽自動車税	1,445,567,000	1,540,303,150	1,483,800,501	6,170,300	50,579,349	247,000	96.3	102.6
現年度	1,433,918,000	1,489,534,800	1,470,574,708	279,600	18,924,592	244,100	98.7	102.6
滞納繰越	11,649,000	50,768,350	13,225,793	5,890,700	31,654,757	2,900	26.1	113.5
市たばこ税	3,796,481,000	3,863,288,431	3,863,288,431	0	0	0	100.0	101.8
現年度	3,796,480,000	3,863,288,431	3,863,288,431	0	0	0	100.0	101.8
滞納繰越	1,000	0	0	0	0	0	－	－
鉱産税	15,000	12,400	12,400	0	0	0	100.0	82.7
現年度	14,000	12,400	12,400	0	0	0	100.0	88.6
滞納繰越	1,000	0	0	0	0	0	－	－
入湯税	32,850,000	33,271,950	33,271,950	0	0	0	100.0	101.3
現年度	32,849,000	33,271,950	33,271,950	0	0	0	100.0	101.3
滞納繰越	1,000	0	0	0	0	0	－	－
事業所税	3,735,193,000	3,781,579,700	3,771,438,720	0	10,141,000	20	99.7	101.0
現年度	3,731,118,000	3,766,875,900	3,763,072,520	0	3,803,400	20	99.9	100.9
滞納繰越	4,075,000	14,703,800	8,366,200	0	6,337,600	0	56.9	205.3
都市計画税	5,664,482,000	5,816,944,429	5,673,420,734	11,089,494	133,226,010	791,809	97.5	100.2
現年度	5,627,936,000	5,683,294,200	5,622,268,959	1,131,124	60,582,246	688,129	98.9	99.9
滞納繰越	36,546,000	133,650,229	51,151,775	9,958,370	72,643,764	103,680	38.3	140.0
合計	100,495,000,000	103,097,953,030	101,250,487,555	163,680,679	1,723,042,579	39,257,783	98.2	100.8
現年度	99,983,623,000	101,368,010,156	100,604,432,543	16,325,025	784,355,434	37,102,846	99.2	100.6
滞納繰越	511,377,000	1,729,942,874	646,055,012	147,355,654	938,687,145	2,154,937	37.3	126.3

特 別 会 計　国民健康保険税　　（単位:円, %）

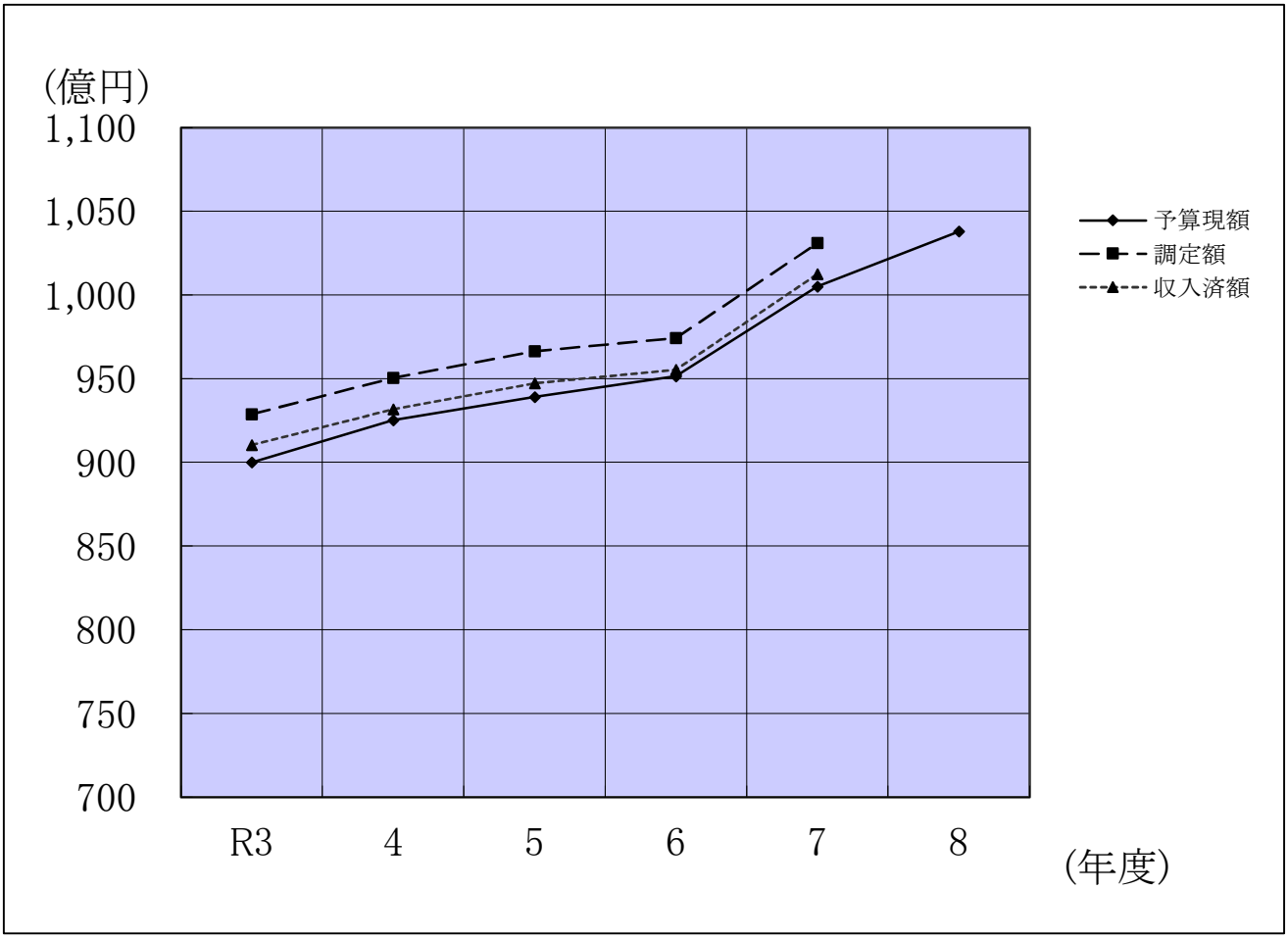
区分			予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収入歩合 対調定比	収入歩合 対予算比
現年度	一般被保険者分	医療分	5,751,100,000	6,384,291,219	5,905,699,232	228,501	488,770,939	10,407,453	92.3	102.5
		支援分	2,234,777,000	2,480,749,661	2,294,277,791	89,149	190,425,864	4,043,143	92.3	102.5
		介護分	766,926,000	851,396,520	766,268,424	70,050	86,424,043	1,365,997	89.8	99.7
		計	8,752,803,000	9,716,437,400	8,966,245,447	387,700	765,620,846	15,816,593	92.1	102.3
	退職被保険者分	医療分	0	0	0	0	0	0	－	－
		支援分	0	0	0	0	0	0	－	－
		介護分	0	0	0	0	0	0	－	－
		計	0	0	0	0	0	0	－	－
	合計		8,752,803,000	9,716,437,400	8,966,245,447	387,700	765,620,846	15,816,593	92.1	102.3
滞納繰越	一般被保険者分	医療分	243,190,000	1,190,518,035	259,661,914	267,704,272	663,493,592	341,743	21.8	106.6
		支援分	100,103,000	674,420,691	99,639,414	103,586,769	471,325,980	131,472	14.8	99.4
		介護分	47,189,000	405,463,931	43,573,350	45,195,159	316,716,607	21,185	10.7	92.3
		計	390,482,000	2,270,402,657	402,874,678	416,486,200	1,451,536,179	494,400	17.7	103.0
	退職被保険者分	医療分	777,000	29,192,159	81,569	247,363	28,863,227	0	0.3	10.5
		支援分	305,000	11,618,193	32,299	92,833	11,493,061	0	0.3	10.6
		介護分	245,000	9,574,531	27,402	85,357	9,461,772	0	0.3	11.2
		計	1,327,000	50,384,883	141,270	425,553	49,818,060	0	0.3	10.6
	合計		391,809,000	2,320,787,540	403,015,948	416,911,753	1,501,354,239	494,400	17.3	102.7
合計	一般被保険者分		9,143,285,000	11,986,840,057	9,369,120,125	416,873,900	2,217,157,025	16,310,993	78.0	102.3
	退職被保険者分		1,327,000	50,384,883	141,270	425,553	49,818,060	0	0.3	10.6
	合計		9,144,612,000	12,037,224,940	9,369,261,395	417,299,453	2,266,975,085	16,310,993	77.7	102.3

(2) 市税収入の推移

(単位:円, %)

年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	還付未済額	収入歩合	
							対調定	対予算
R3	90,003,000,000 99.6	92,878,679,779 99.1	91,041,533,561 99.2	1,687,995,665 92.4	153,898,569 77.0	4,748,016 62.6	98.0	101.2
4	92,523,000,000 102.8	95,048,127,433 102.3	93,175,820,446 102.3	1,738,474,152 103.0	143,548,938 93.3	9,716,103 204.6	98.0	100.7
5	93,911,000,000 101.5	96,636,653,302 101.7	94,740,090,147 101.7	1,740,697,176 100.1	193,399,795 134.7	37,533,816 386.3	98.0	100.9
6	95,142,000,000 101.3	97,423,619,395 100.8	95,540,820,603 100.8	1,744,509,392 100.2	174,646,724 90.3	36,367,324 96.9	98.1	100.4
7	100,495,000,000 105.6	103,097,953,030 105.8	101,250,487,555 106.0	1,723,042,579 98.8	163,680,679 93.7	39,257,783 107.9	98.2	100.8
8	103,793,000,000 103.3							

※ 下段は対前年比



(3) 税目別調定額構成比及び伸長率の推移

区分	令和3年度			令和4年度		
	調定額	構成比	対前年比	調定額	構成比	対前年比
	円	%	%	円	%	%
市税	92,878,679,779	100.0	99.1	95,048,127,433	100.0	102.3
普通税	83,966,074,103	90.4	99.2	85,864,475,479	90.3	102.3
市民税	42,646,813,681	45.9	100.1	43,091,255,310	45.3	101.0
個人	34,677,474,383	37.3	98.5	35,250,689,021	37.1	101.7
法人	7,969,339,298	8.6	107.7	7,840,566,289	8.2	98.4
固定資産税	36,334,715,132	39.1	97.3	37,453,679,471	39.4	103.1
純固定資産税	36,208,361,632	39.0	97.3	37,325,324,071	39.3	103.1
交付金	126,353,500	0.1	98.6	128,355,400	0.1	101.6
軽自動車税	1,311,104,629	1.4	103.8	1,390,822,246	1.5	106.1
市たばこ税	3,673,422,161	4.0	106.9	3,928,703,152	4.1	106.9
鉱産税	18,500	0.0	107.6	15,300	0.0	82.7
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－
目的税	8,912,605,676	9.6	97.5	9,183,651,954	9.7	103.0
入湯税	22,706,350	0.0	128.0	27,759,250	0.0	122.3
事業所税	3,482,882,400	3.8	97.4	3,582,311,300	3.8	102.9
都市計画税	5,407,016,926	5.8	97.5	5,573,581,404	5.9	103.1

※ 特別土地保有税については，令和元年度に課税対象となる土地がなくなったため，令和2年度に費目存置を廃止

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
調定額	構成比	対前年比	調定額	構成比	対前年比	調定額	構成比	対前年比
円	%	%	円	%	%	円	%	%
96,636,653,302	100.0	101.7	97,423,609,395	100.0	100.8	103,097,953,030	100.0	105.8
87,318,310,978	90.4	101.7	87,985,908,832	90.3	100.8	93,466,156,951	90.7	106.2
43,891,301,831	45.4	101.9	44,049,194,504	45.2	100.4	48,451,583,384	47.0	110.0
35,995,870,666	37.2	102.1	34,393,828,473	35.3	95.5	38,779,348,996	37.6	112.8
7,895,431,165	8.2	100.7	9,655,366,031	9.9	122.3	9,672,234,388	9.4	100.2
38,074,967,305	39.4	101.7	38,578,714,512	39.6	101.3	39,610,969,586	38.4	102.7
37,947,483,805	39.3	101.7	38,449,872,212	39.5	101.3	39,483,486,886	38.3	102.7
127,483,500	0.1	99.3	128,842,300	0.1	101.1	127,482,700	0.1	98.9
1,430,221,605	1.5	102.8	1,485,858,819	1.5	103.9	1,540,303,150	1.5	103.7
3,921,807,837	4.1	99.8	3,872,130,697	4.0	98.7	3,863,288,431	3.8	99.8
12,400	0.0	81.0	10,300	0.0	83.1	12,400	0.0	120.4
－	－	－	－	－	－	－	－	－
9,318,342,324	9.6	101.5	9,437,700,563	9.7	101.3	9,631,796,079	9.3	102.1
31,285,600	0.0	112.7	34,381,100	0.0	109.9	33,271,950	0.0	96.8
3,613,870,260	3.7	100.9	3,677,797,600	3.8	101.8	3,781,579,700	3.7	102.8
5,673,186,464	5.9	101.8	5,725,521,863	5.9	100.9	5,816,944,429	5.6	101.6

(4) 税目別収入額構成比及び伸長率の推移

区分	令和3年度			令和4年度		
	収入額	構成比	対前年比	収入額	構成比	対前年比
	円	%	%	円	%	%
市税	91,041,533,561	100.0	99.2	93,175,820,446	100.0	102.3
普通税	82,277,994,159	90.4	99.4	84,141,594,195	90.3	102.3
市民税	41,796,236,711	45.9	100.4	42,180,832,606	45.3	100.9
個人	33,874,823,798	37.2	98.7	34,468,101,698	37.0	101.8
法人	7,921,412,913	8.7	108.4	7,712,730,908	8.3	97.4
固定資産税	35,554,732,972	39.1	97.4	36,698,711,996	39.4	103.2
純固定資産税	35,428,379,472	38.9	97.4	36,570,356,596	39.3	103.2
交付金	126,353,500	0.2	98.6	128,355,400	0.1	101.6
軽自動車税	1,253,583,815	1.4	103.9	1,333,331,141	1.4	106.4
市たばこ税	3,673,422,161	4.0	106.9	3,928,703,152	4.2	106.9
鉱産税	18,500	0.0	107.6	15,300	0.0	82.7
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－
目的税	8,763,539,402	9.6	97.7	9,034,226,251	9.7	103.1
入湯税	22,706,350	0.0	129.2	27,759,250	0.0	122.3
事業所税	3,460,086,200	3.8	97.4	3,562,772,584	3.8	103.0
都市計画税	5,280,746,852	5.8	97.8	5,443,694,417	5.9	103.1

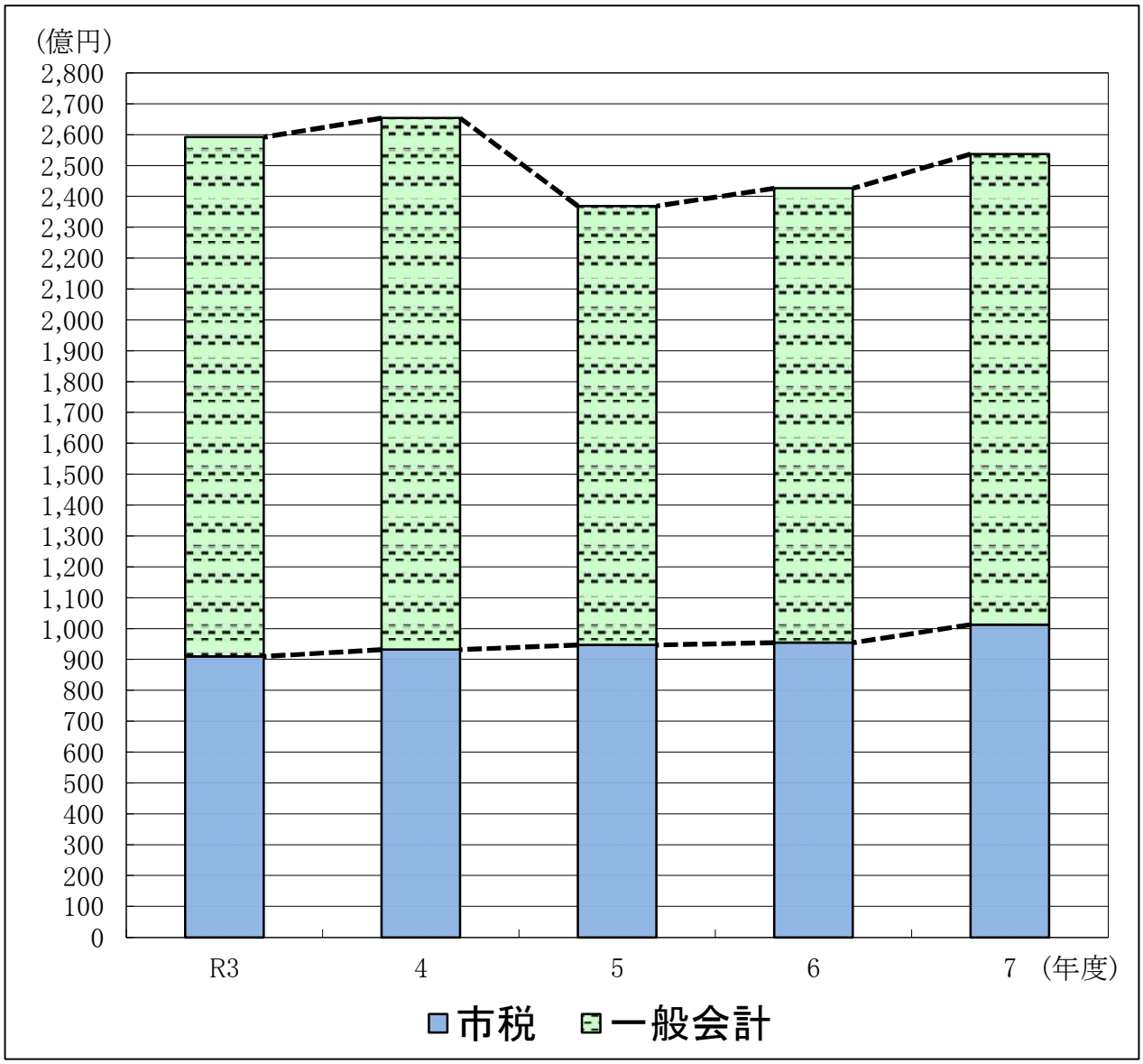
※ 特別土地保有税については，令和元年度に課税対象となる土地がなくなったため，令和2年度に費目存置を廃止

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
収入額	構成比	対前年比	収入額	構成比	対前年比	収入額	構成比	対前年比
円	%	%	円	%	%	円	%	%
94,740,090,147	100.0	101.7	95,540,820,603	100.0	100.8	101,250,487,555	100.0	106.0
85,572,896,581	90.3	101.7	86,264,924,195	90.4	100.8	91,772,356,151	90.7	106.4
42,983,686,354	45.4	101.9	43,220,786,137	45.3	100.6	47,629,856,547	47.0	110.2
35,196,900,349	37.2	102.1	33,596,658,497	35.2	95.5	37,980,760,445	37.5	113.0
7,786,786,005	8.2	101.0	9,624,127,640	10.1	123.6	9,649,096,102	9.5	100.3
37,294,727,970	39.4	101.6	37,742,927,249	39.5	101.2	38,795,398,272	38.4	102.8
37,167,244,470	39.3	101.6	37,614,084,949	39.4	101.2	38,667,915,572	38.3	102.8
127,483,500	0.1	99.3	128,842,300	0.1	101.1	127,482,700	0.1	98.9
1,372,662,020	1.4	102.9	1,429,069,812	1.5	104.1	1,483,800,501	1.5	103.8
3,921,807,837	4.1	99.8	3,872,130,697	4.1	98.7	3,863,288,431	3.8	99.8
12,400	0.0	81.0	10,300	0.0	83.1	12,400	0.0	120.4
－	－	－	－	－	－	－	－	－
9,167,193,566	9.7	101.5	9,275,896,408	9.6	101.2	9,478,131,404	9.3	102.2
31,285,600	0.0	112.7	34,381,100	0.0	109.9	33,271,950	0.0	96.8
3,600,147,760	3.8	101.0	3,663,093,800	3.8	101.7	3,771,438,720	3.7	103.0
5,535,760,206	5.9	101.7	5,578,421,508	5.8	100.8	5,673,420,734	5.6	101.7

(5) 一般会計歳入に占める市税の割合等の推移

(単位:円, %)

年度	一般会計歳入決算額 A	市 税 決 算 額 B	徴税費決算額 C	B/A	C/A
R3	259,242,114,559	91,041,533,561	1,081,329,000	35.1	0.4
4	265,416,825,419	93,175,820,446	1,331,092,000	35.1	0.5
5	236,885,925,880	94,740,090,147	1,244,596,000	40.0	0.5
6	242,716,210,377	95,540,820,603	2,087,118,000	39.4	0.9
7	253,726,729,216	101,250,487,555	1,896,995,000	39.9	0.7



(6) 徴税費

（単位:千円）

区分＼年度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
税収入(見込)額		① 市税	93,175,820	94,740,090	95,540,821	101,250,488	103,793,000
		② 個人の県民税	22,935,831	23,419,717	22,299,394	25,227,786	25,985,738
		③ 合計	116,111,651	118,159,807	117,840,215	126,478,274	129,778,738
徴税費	人件費	④ 基本給	679,992	705,128	748,977	763,873	750,117
		⑤ 諸手当	445,096	453,569	479,556	512,736	546,854
		ア 超過勤務手当	76,406	75,730	77,598	98,027	125,530
		イ 税務特別手当	36	37	32	33	33
		ウ その他の手当	368,654	377,802	401,926	414,676	421,291
		⑥ その他	305,259	300,560	336,586	362,690	362,766
		⑦ 小計	1,430,347	1,459,257	1,565,119	1,639,299	1,659,737
	物件費	⑧ 旅費	2,431	2,719	2,736	2,743	4,431
		⑨ 賃金	－	－	－	－	－
		⑩ その他	750,535	633,119	1,363,667	1,096,984	771,683
		⑪ 小計	752,966	635,838	1,366,403	1,099,727	776,114
	報奨金及びこれに類する経費	⑫ 納期前納付の報奨金	－	－	－	－	－
		⑬ 納税貯蓄組合補助金	－	－	－	－	－
		⑭ 納税奨励金	－	－	－	－	－
		⑮ その他	1,548	1,400	1,229	3,457	3,800
		⑯ 小計	1,547	1,400	1,229	3,457	3,800
	⑰ その他		26,845	37,363	46,326	54,554	71,029
	⑱ 合計		2,211,705	2,133,858	2,979,077	2,797,037	2,510,680
県民税徴収取扱費		ア 納税通知書数を基準にした金額					
		イ 納税義務者数を基準にした金額	880,613	889,262	891,959	900,042	891,321
		ウ 徴収額を基準にした金額					
		エ 報奨金の額に相当する金額	－	－	－	－	－
		⑲ 合計	880,613	889,262	891,959	900,042	891,321
A		⑱ － ⑲	1,331,092	1,244,596	2,087,118	1,896,995	1,619,359
B		⑱/③	1.9%	1.8%	2.5%	2.2%	1.9%
C		A /①	1.4%	1.3%	2.2%	1.9%	1.6%
D 徴税職員数（人）			184	190	196	196	190
E 職員一人当りの人件費 ⑦/D			7,774	7,680	7,985	8,364	8,735

※ 令和8年度は予算額

(7) 市民1人当たりの市税納付額

（人口は3月末現在）（単位:円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	517,346人	515,902人	514,157人	513,086人	512,019人
	1人当たりの税額	1人当たりの税額	1人当たりの税額	1人当たりの税額	1人当たりの税額
市税	175,978	180,608	184,263	186,208	197,747
普通税	159,039	163,096	166,433	168,130	179,236
市民税	80,790	81,761	83,600	84,237	93,024
個人	65,478	66,811	68,455	65,480	74,179
法人	15,312	14,950	15,145	18,757	18,845
固定資産税	68,725	71,136	72,535	73,561	75,769
土地・家屋	56,829	58,883	60,070	60,416	61,593
償却資産	11,652	12,004	12,217	12,894	13,927
交付金	244	249	248	251	249
軽自動車税	2,423	2,584	2,670	2,785	2,898
市たばこ税	7,101	7,615	7,628	7,547	7,545
鉱産税	0	0	0	0	0
特別土地保有税	−	−	−	−	−
目的税	16,939	17,512	17,830	18,078	18,511
入湯税	44	54	61	67	65
事業所税	6,688	6,906	7,002	7,139	7,366
都市計画税	10,207	10,552	10,767	10,872	11,080

※ 住民基本台帳法の改正(平成24年7月9日施行)により，平成24年度から外国人の人数を含む
※ 特別土地保有税については，令和元年度に課税対象となる土地がなくなったため，令和2年度に費目存置を廃止

４　市　税　の　あ　ら　ま　し

（１）　諸控除及び税率等の変遷　……２１

（２）　令和８年度税率及び課税客体等　……３７

納めて愉快だ宇都宮

UTSUNOMIYA



4　市税のあらまし

(1)　諸控除及び税率等の変遷

【諸控除】

年度	個人市所得						
	給与所得控除額	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済掛金控除額	社会保険料控除額	生命保険料控除額	地震保険料控除額
R4	収入金額が ① 1,625,000円以下 550,000円 ② 1,625,001円以上 1,800,000円以下 収入金額×40%－100,000円 ③ 1,800,001円以上 3,600,000円以下 収入金額×30%＋80,000円 ④ 3,600,001円以上 6,600,000円以下 収入金額×20%＋440,000円 ⑤ 6,600,001円以上 8,500,000円以下 収入金額×10%＋1,100,000円 ⑥ 8,500,001円以上の場合 1,950,000円 (令和3年度から)		合計所得金額の5%又は10万円のいずれか低い金額を超える額(平成元年度から) ○セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設 現行の医療費控除の特例として，年間12,000円を超える一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合，12,000円を超える額(上限88,000円)について所得控除ができる。なお，従来の医療費控除との併用はできない。(平成30年度から) 対象医薬品をより効果的なものに見直し，適用期間を令和9年度まで5年延長 【対象者】 特定健診，予防接種，定期健康診断等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行った者 【対象となる医薬品】 医療用から転用された医薬品(かぜ薬，胃腸薬，肩こり・腰痛の貼付薬)など	支払った金額(昭和43年度から)	支払った金額(昭和25年度から)		
	次の二つのうちいずれか多い方の金額 (1)(差引損失額)－(総所得金額等)×10% (2)(差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円 ※ 差引損失額＝損害金額＋災害等に関連したやむを得ない支出の金額－保険金などにより補てんされる金額 (昭和57年度から)		一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の他に，新たに介護医療保険料控除が新設 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除(新契約) ① 12,000円以下　全額 ② 12,000円超 32,000円以下　支払額×1/2＋ 6,000円 ③ 32,000円超 56,000円以下　支払額×1/4＋14,000円 ④ 56,000円超　一律 28,000円 (2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除(旧契約) ① 15,000円以下　全額 ② 15,000円超 40,000円以下　支払額×1/2＋ 7,500円 ③ 40,000円超 70,000円以下　支払額×1/4＋17,500円 ④ 70,000円超　一律 35,000円 (3)新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合の控除 (1)及び(2)で計算した控除額の合計額 ※各控除の上限は，28,000円 ※控除合計額の上限は，70,000円				
			その年に支払った保険料の金額に応じて，次により計算した金額が控除額となる。 (1)地震保険料 支払金額×1/2(最高25,000円) (2)旧長期損害保険料 5,000円以下　支払金額の全額 5,000円超15,000円以下　支払金額×1/2＋2,500円 15,000円超　10,000円 (1)・(2)両方がある場合 (1)，(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)				

<table>
<tr><td colspan="7">民　　税</td><td rowspan="3">年度</td></tr>
<tr><td colspan="7">控　　除</td></tr>
<tr><td>扶養控除額</td><td>配偶者特別控除額</td><td>基礎控除額</td><td>障害者控除額</td><td>寡婦控除額</td><td>ひとり親控除額</td><td>勤労学生控除額</td></tr>
<tr><td>配偶者
33万円
老人配偶者
38万円
扶養親族(特定を除く16歳以上70歳未満)
33万円
特定扶養親族(19歳以上23歳未満)
45万円
老人扶養親族(70歳以上)
38万円
同居老親等扶養親族
45万円
(平成24年度から)

配偶者控除
納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減し，1,000万円を超えると適用されない。
◎控除額
・900万円以下
配偶者が70歳未満　33万円
配偶者が70歳以上　38万円
・900万円超950万円以下
配偶者が70歳未満　22万円
配偶者が70歳以上　26万円
・950万円超1,000万円以下
配偶者が70歳未満　11万円
配偶者が70歳以上　13万円
・1,000万円超
適用なし</td><td></td><td>合計所得金額が
①2,400万円以下
43万円
②2,400万円超
2,450万円以下
29万円
②2,450万円超
2,500万円以下
15万円
④2,500万円超
適用なし</td><td>普通
26万円
特別
30万円
同居特別
53万円
(平成 24 年度 から)</td><td>未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し
・婚姻歴や性別にかかわらず生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について，同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。
・寡婦に寡夫と同じ所得制限(所得金額500万円)を設ける。
・住民票の続柄に「夫(見届)」「妻(未届)」の記載がある場合には，控除の対象外とする。
・子ありの寡夫の控除額について，子ありの寡婦と同額(30万円)とする。</td><td colspan="2">26万円
(平成 2年度から)</td><td rowspan="2">R4</td></tr>
<tr><td colspan="6">配偶者(控除対象配偶者に該当しないもの)の前年の合計所得金額が，
① 38万円を超え45万円未満　33万円
② 45万円以上75万円未満　38万円-(合計所得金額-38万円※)
③ 75万円以上76万円未満　3万円
※()内の計算で求めた金額が，5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは，その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち最も多い金額とする。(合計所得金額1,000万円以下の者に適用)
(平成17年度から)
配偶者特別控除
控除額の変更，配偶者の合計所得金額の上限の引き上げ
(変更前:38万円～76万円→変更後:38万円～123万円)
◎控除額
・900万円以下
配偶者の合計所得金額(38万円超～123万円以下)に応じて3万円～33万円
・900万円超950万円以下
配偶者の合計所得金額(38万円超～123万円以下)に応じて2万円～22万円
・950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額(38万円超～123万円以下)に応じて1万円～11万円</td></tr>
<tr><td colspan="8">①同一生計配偶者，扶養親族，配偶者特別控除の対象となる配偶者，勤労学生の合計所得要件を10万円引き上げ
・同一生計配偶者，扶養親族:38万円→48万円
・配偶者特別控除の対象となる配偶者:38万円超～123万円以下→48万円超133万円以下
・勤労学生の合計所得要件:65万円→75万円(給与所得以外10万円以下は変更なし)
②障害者，未成年者，寡婦，寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を10万円引き上げ
(125万円→135万円)
③個人住民税均等割及び所得割の非課税基準を10万円引き上げ
④子どもの貧困に対応するため，未婚のひとり親(合計所得135万円以下)に対し，個人住民税を非課税とする。
(令和3年度から)</td></tr>
</table>

年度	個人市所得						
	給与所得控除額	雑　損 控除額	医療費 控除額	小規模企 業共済掛 金控除額	社会保険 料控除額	生命保険 料控除額	地震保険 料控除額
R5	前年度に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ
6	前年度に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ
7	前年度に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ
8	収入金額が ① 1,900,000円以下 650,000円 ② 1,900,001円以上 3,600,000円以下 収入金額×30％＋80,000円 ③ 3,600,001円以上 6,600,000円以下 収入金額×20％＋440,000円 ④ 6,600,001円以上 8,500,000円以下 収入金額×10％＋1,100,000円 ⑤ 8,500,001円以上の場合 1,950,000円 （令和8年度から）	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ	前年度 に同じ

<table>
<tr><th colspan="8">民　　税</th><th rowspan="3">年
度</th></tr>
<tr><th colspan="8">控　　除</th></tr>
<tr><th>扶　養
控除額</th><th>配偶者特別
控除額</th><th>基　礎
控除額</th><th>障害者
控除額</th><th>寡　婦
控除額</th><th>ひとり親
控除額</th><th>勤労学生
控除額</th><th>特定親族
特別控除額</th></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>―</td><td>R
5</td></tr>
<tr><td colspan="8">・未成年者の要件を，20歳→18歳に引き下げ</td></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>―</td><td rowspan="2">6</td></tr>
<tr><td colspan="8">・国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され，原則として30歳以上69歳以下の親族が除外された。ただし，30歳以上69歳以下の者であっても，以下の者を扶養している者については控除の対象とする。
ア　留学により住所・居所を有しなくなった者
イ　障害者
ウ　その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</td></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>―</td><td>7</td></tr>
<tr><td>前年度
に同じ</td><td></td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td></td><td rowspan="3">8</td></tr>
<tr><td colspan="8">配偶者特別控除
控除額の変更，配偶者の合計所得金額の下限の引き上げ
（変更前：48万円～133万円→変更後：58万円～133万円）
◎控除額
・900万円以下
配偶者の合計所得金額（58万円超～133万円以下）に応じて3万円～33万円
・900万円超950万円以下
配偶者の合計所得金額（58万円超～133万円以下）に応じて2万円～22万円
・950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額（58万円超～133万円以下）に応じて1万円～11万円</td></tr>
<tr><td colspan="8">同一生計配偶者，扶養親族，配偶者特別控除の対象となる配偶者，勤労学生の合計所得要件を10万円引上げ（令和8年度から）</td></tr>
<tr><td colspan="8">特定親族特別控除の創設
特定親族(※)を有する場合，特定親族の合計所得に応じて納税義務者が控除を受けられる。
特定親族の合計所得金額が
①0,580,000円超　0,950,000円以下　45万円
②0,950,000円超　1,000,000円以下　41万円
③1,000,000円超　1,050,000円以下　31万円
④1,050,000円超　1,100,000円以下　21万円
⑤1,100,000円超　1,150,000円以下　11万円
⑥1,150,000円超　1,200,000円以下　06万円
⑦1,200,000円超　1,230,000円以下　03万円
※特定親族とは，納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者，青色・白色事業専従者を除く）で合計所得金額が580,000円超1,230,000円以下の人
（令和8年度から）</td></tr>
</table>

【税率等】

年度	個人市民税率				その	
	市民税		県民税		配当控除額	白色事業専従者控除額
	所得割	均等割	所得割	均等割		
R4	一律6% 調整控除(人的控除額の差による負担増の調整) ①人的控除額の差の合計 ②課税標準額 1 課税標準200万円以下 ①と②のいずれか小さい額の3% 2 課税標準200万円超 ①-(②-200万円)の3% (ただし,この額が1,500円未満の場合は1,500円) (平成17年1月1日現在65歳以上の人に適用されていた非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置は廃止)	3,500円 従前の均等割額3,000円に,「東日本大震災からの復興を図る」ことを目的に500円加算(特例期間は平成26年度分から令和5年度分までの10年間)	一律4% 調整控除(人的控除額の差による負担増の調整) ① 人的控除額の差の合計 ② 課税標準額 1 課税標準200万円以下 ①と②のいずれか小さい額の2% 2 課税標準200万円超 ①-(②-200万円)の2% (ただし,この額が1,000円未満の場合は1,000円) (平成17年1月1日現在65歳以上の人に適用されていた非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置は廃止)	2,200円 従前の均等割額1,700円(平成20年度分から令和9年度分までは,「とちぎの元気な森づくり県民税(700円)を含む)に,「東日本大震災からの復興を図る」ことを目的に500円加算(特例期間は平成26年度分から令和5年度分までの10年間)		配偶者 86万円 配偶者以外 50万円 (平成8年度から)

譲渡等・配当年月日	税率
平成21年1月1日～ 平成25年12月31日	3% (市民税1.8%,県民税1.2%)
平成26年1月1日以降	5% (市民税3%,県民税 2%)

上場株式等の譲渡等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%・住民税3%)の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され,平成26年1月1日以降は20%(所得税15%・住民税5%)の税率となった。

利益の配当,剰余金の分配,特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配(適格機関投資家私募によるものを除く)課税標準額が1千万円以下の場合
市民税 1.6%
県民税 1.2%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円以下の部分
市民税 1.6%
県民税 1.2%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円超の部分
市民税 0.8%
県民税 0.6%

私募証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く)課税標準額が1千万円以下の場合
市民税 0.8%
県民税 0.6%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円以下の部分
市民税 0.8%
県民税 0.6%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円超の部分
市民税 0.4%
県民税 0.3%

一般外貨建証券投資信託の収益の分配
課税標準額が1千万円以下の場合
市民税 0.4%
県民税 0.3%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円以下の部分
市民税 0.4%
県民税 0.3%

課税標準額が1千万円を超える場合,1千万円超の部分
市民税 0.2%
県民税 0.15%
(平成24年度から)

税の他				法人市民税		年度
寄附金税額控除額	住宅借入金等特別税額控除額	退職所得控除額	山林所得特別控除額	法人税割	均等割	
	平成11年から平成18年及び，平成21年から25年までに入居し，所得税の住宅ローン控除を受けている人で，「住宅ローン控除限度額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税 のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額（平成22年度から） ※東日本大震災への税制上の対応により，控除適用を受けていた家屋が居住の用に供することができなくなった場合，残りの控除期間引き続き控除適用が可能。また，再取得の場合，控除額の特例の適用が可能	・勤続年数2年以下 80万円 ・勤続年数3～20年まで 40万円×勤続年数 ・勤続年数20年超 800万円＋70万円×（勤続数-20年） 障害退職者は100万円加算（平成元年度から）	50万円（昭和51年度から）	8.4% （標準税率は6.0%） R元.10.1改正	資本金等 / 従業者数 / 税率 50億円を超える：50人超 360万円／50人以下 49万2千円 10億円を超え50億円以下：50人超 210万円／50人以下 49万2千円 1億円を超え10億円以下：50人超 48万円／50人以下 19万2千円 1千万円を超え1億円以下：50人超 18万円／50人以下 15万6千円 1千万円以下：50人超 14万4千円／50人以下 6万円 公益法人 6万円 人格のない社団等（収益事業を行うもの） 6万円 ※ 人格のない社団等が収益事業を行わない場合は非課税	R4

住民税の住宅ローン控除の適用期限が，令和7年12月31日の入居まで，4年間延長された(平成27年度から)。
・平成26年1月1日～3月31日居住の場合　控除限度額　所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円）
・平成26年4月1日～令和3年12月31日居住の場合　控除限度額　所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円）
※住宅に適用される消費税率が8%または10%の場合のみ
消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化を目的とし，令和元年10月～令和2年12月の間に居住の用に供した住宅について，住宅ローン控除期間を3年間延長して13年とし，11年目以降の3年間は，建物購入価格の2%を控除額の上限とし，所得税額から控除しきれない額については，現行制度と同様に，控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される。

	地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）	条例指定寄附金
対象寄附金	都道府県又は市区町村に対する寄附金	住所地の共同募金会，日本赤十字社支部に対する寄附金（政令で定めるもの）及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金
控除方式	税額控除方式	
①と②の合計額を税額控除 ①（地方公共団体に対する寄附金-2千円）×10% ②（地方公共団体に対する寄附金-2千円）×（90%-所得税の税率0～45%×1.021%） [寄附者に適用される所得税の限界税率] ①の寄附金額は，総所得金額の30%を限度 ②の額については，個人住民税所得割の20%を限度		都道府県民税　4% 市区町村民税　6%
控除対象限度額	総所得金額等の30%	
適用下限額	2千円	

都道府県・市区町村に対して寄附をした場合（ふるさと納税）における特例控除が次のとおり見直された。
1　特例控除額の上限の引き上げ
　ふるさと納税の特例控除額の上限が個人住民税所得割額の10%から 20%に引き上げられた。
2　ワンストップ特例制度の創設
　平成27年4月以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）について，一定の要件に該当する場合は，所得税の確定申告をすることなく，税制上の優遇措置を受けることができるワンストップ特例制度が創設された。所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人住民税の所得割から軽減される。
過度な返礼品を送付する団体をふるさと納税（特例控除）の対象から除外するため，総務大臣が次の基準に適合する地方公共団体を対象として指定する。（令和元年6月から）
　①寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
　②上記①で返礼品を送付する場合，以下のいずれも満たす団体
　　・返礼品の返礼割合が3割以下　　・返礼品が地場産品

<table>
<tr><td rowspan="3">年度</td><td colspan="6">個　　人　　市　　民</td></tr>
<tr><td colspan="4">税　　率</td><td colspan="2">そ</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税</td><td colspan="2">県民税</td><td>配　当
控除額</td><td>白色事業
専従者
控除額</td><td>公的年金等
控除額</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>均等割</td><td>所得割</td><td>均等割</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">R
4</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>25頁
のとおり</td><td>公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額により区分
①1,000万円以下　②1,000万円超2,000万円以下
③2,000万円超</td></tr>
<tr><td colspan="7">○65歳未満
<table><tr><td>130万円以下</td><td>①60万円　②50万円
③40万円</td></tr><tr><td>130万円超
410万円以下</td><td>①収入×25%＋27.5万円
②収入×25%＋17.5万円
③収入×25%＋7.5万円</td></tr><tr><td>410万円超
770万円以下</td><td>①収入×15%＋68.5万円
②収入×15%＋58.5万円
③収入×15%＋48.5万円</td></tr><tr><td>770万円超
1,000万円以下</td><td>①収入×5%＋145.5万円
②収入×5%＋135.5万円
③収入×5%＋125.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>①195.5万円　②185.5万円
③175.5万円</td></tr></table>○65歳以上
<table><tr><td>330万円以下</td><td>①110万円　②100万円
③90万円</td></tr><tr><td>330万円超
410万円以下</td><td>①収入×25%＋27.5万円
②収入×25%＋17.5万円
③収入×25%＋7.5万円</td></tr><tr><td>410万円超
770万円以下</td><td>①収入×15%＋68.5万円
②収入×15%＋58.5万円
③収入×15%＋48.5万円</td></tr><tr><td>770万円超
1,000万円以下</td><td>①収入×5%＋145.5万円
②収入×5%＋135.5万円
③収入×5%＋125.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>①195.5万円　②185.5万円
③175.5万円</td></tr></table>（令和3年度から）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前年度
に同じ</td><td>3,000円</td><td>前年度
に同じ</td><td>1,700円</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="7">・森林環境税（1,000円）の創設
令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり，市町村において，個人住民税均等割と併せて1,000円（年額）を徴収する。なお，東日本大震災の復興のため加算されていた個人住民税の均等割1,000円（市民税500円，県民税500円）は，令和5年度をもって終了。
・定額減税の実施
我が国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として，令和6年度税制改正において，令和6年度分個人住民税の定額減税を実施。納税義務者及び控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき，1万円を所得割額から控除。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">税
の　他</th><th colspan="3">法人市民税</th><th rowspan="2">年
度</th></tr>
<tr><th>寄附金税額控除額</th><th>住宅借入金等
特別税額控除額</th><th>退職所得
控除額</th><th>山林所得
特別
控除額</th><th>法人税割</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>26頁のとおり</td><td>控除の延長の特例等
<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td colspan="2">新築契約日</td></tr><tr><td>～R2.9.30</td><td>R2.10.1～R3.9.30</td></tr><tr><td colspan="2">建売，中古，増改築契約日</td></tr><tr><td>～R2.11.30</td><td>R2.12.1～R3.11.30</td></tr><tr><td colspan="2">入居日</td></tr><tr><td>R3.1.1～R3.12.31</td><td>R3.1.1～R4.12.31</td></tr><tr><td colspan="2">家屋の床面積</td></tr><tr><td>50平方メートル以上</td><td>40平方メートル以上
※ただし，40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅は，その年の合計所得金額が1,000万円以下の場合のみ適用</td></tr></table>（令和3年度から）</td><td>26頁
のとおり</td><td>26頁
のとおり</td><td>26頁
のとおり</td><td>26頁
のとおり</td><td>R
4</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定役員等以外の勤続年数5年以下の人は，退職手当等の金額から退職所得控除を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていたが，令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等は，退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については，全額を課税の対象とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>5</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>6</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">年度</td><td colspan="6">個　　人　　市　　民</td></tr>
<tr><td colspan="4">税　　率</td><td colspan="2">そ</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税</td><td colspan="2">県民税</td><td rowspan="2">配　当
控除額</td><td rowspan="2">白色事業
専従者
控除額</td><td rowspan="2">公的年金等
控除額</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>均等割</td><td>所得割</td><td>均等割</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R
7</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="6">・控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者に係る定額減税の実施（令和7年度のみ適用）
　納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下で国外居住者を除く）を有する場合，1万円を所得割額から控除。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">税
の　他</th><th colspan="2" rowspan="2">法人市民税</th><th rowspan="2">年度</th></tr>
<tr><th>寄附金税額控除額</th><th>住宅借入金等
特別税額控除額</th><th>退職所得
控除額</th><th>山林所得
特別
控除額</th><th>法人税割</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td></td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td rowspan="2">R
7</td></tr>
<tr><td colspan="5">・子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
子育て世帯または，若者夫婦世帯が認定住宅等を新築し，
令和6年中に入居した場合，借入限度額が上乗せ
<table><tr><th>住宅の区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>認定長期優良・低炭素</td><td>4,500万円</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td>ZEN水準省エネ</td><td>3,500万円</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合</td><td>3,000万円</td><td>4,000万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td></td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td>前年度
に同じ</td><td rowspan="2">8</td></tr>
<tr><td colspan="5">・所得税の基礎控除額が引上げられたことへの対応
控除限度額の算出において，「所得税の課税総所得金額等」に
「所得税の基礎控除額－48万円」の金額を加算してから，
居住開始年月日に応じて5％又は7％を乗じる（令和8年度から）</td></tr>
</table>

年度	固定資産						
	課税標準額				免税点		
	土地		家屋	償却資産	土地	家屋	償却資産
	農地以外	農地					
R4	前年度課税標準額＋価格×5% ただし，商業地等の土地については前年度課税標準額＋価格×2.5%	前年度課税標準額 × 1.025 ～1.10（負担調整率）	課税台帳（補充課税台帳を含む）登録価格	課税台帳（申告書）登録価格	30万円	20万円	150万円
5	前年度課税標準額＋価格×5%	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
6	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
7	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
8	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

税			都市計画税					年度
税率及び税額				課税標準額		免税点	税率及び税額	
土地家屋	償却資産	新築住宅軽減	区域	土地	家屋			
両課税標準額の合計 × 1.4/100	課税標準額 × 1.4/100	法律要件を備えたもの ・床面積要件 50㎡(戸建て以外の住宅にあっては40㎡)以上 280㎡以下	市街化区域内	・農地以外の土地は前年度課税標準額＋価格×5% ・農地は前年度課税標準額×1.025 ～1.10 ただし，商業地等の土地については前年度課税標準額＋価格×2.5%	固定資産税の課税標準となるべき価額	固定資産税が免税点未満のものについては課税しない	土地家屋両課税標準額の合計×0.25/100	R4
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	・農地以外の土地は前年度課税標準額＋価格×5% ・農地は前年度課税標準額×1.025 ～1.1	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	5
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	6
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	7
前年度に同じ	前年度に同じ	法律要件を備えたもの ・床面積要件 (R8.3.31までの新築) 前年度に同じ (R8.4.1からの新築) 40㎡以上 240㎡以下	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	土地家屋両課税標準額の合計×0.30/100	8

年度	固定資産評価					
	土地					
	異動なし					前年中に変更のあったもの又は基準年度の価格によりがたいもの
	宅地	田・畑	山林	原野・池沼・牧場	その他	全地目
R4	令和3基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和3基準年度価格 平成30基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	類似土地の令和3基準年度価格に比準した価格（ただし，前年度価格は類似土地の平成30基準年度価格に比準した価格）
5	令和3基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	類似土地の令和3基準年度価格に比準した価格
6	令和6基準年度価格 地価公示価格等の7割を目途に算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	令和6基準年度価格 令和3基準年度価格に基準年度変動率を乗じて算出	類似土地の令和6基準年度価格に比準した価格（ただし，前年度価格は類似土地の令和3基準年度価格に比準した価格）
7	令和6基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	類似土地の令和6基準年度価格に比準した価格
8	令和6基準年度価格に下落修正率を乗じて算出	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	前年度価格に同じ	類似土地の令和6基準年度価格に比準した価格

産			税			年
価						度
家	屋		償	却	資 産	
新 築 増 築 の 家 屋		在 来 家 屋	申 告	増 加 分	異 動 な し	
非 木 造	木 造	全 家 屋				
令和3基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	令和3基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	基準年度の価格を据え置き	簡易申告	取得価額又は再取得価額×減価残存率	前年度評価額×減価残存率	R4
前年度に同じ	前年度に同じ	第2年度の価格を据え置き	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	5
令和6基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	令和6基準年度固定資産(家屋)評価基準に基づき評価	令和6基準年度による評価替え	全申告	前年度に同じ	前年度に同じ	6
前年度に同じ	前年度に同じ	基準年度の価格を据え置き	簡易申告	前年度に同じ	前年度に同じ	7
前年度に同じ	前年度に同じ	第2年度の価格を据え置き	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	8

年度	軽自動車税	たばこ税	鉱産税	入湯税	事業所税	特別土地保有税
R4	※ 原動機付自転車・二輪車等は平成28年度から以下の税率 50cc以下 2,000円 〃（ミニカー） 3,700円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 二輪車 3,600円 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪小型 6,000円 ※ 平成27年4月1日以後に新規登録された三輪・四輪については以下の税率 三輪車 3,900円 四乗自家用 10,800円 四乗営業用 6,900円 四貨自家用 5,000円 四貨営業用 3,800円	たばこの本数1,000本につき6,552円 ※ 令和3年10月1日から適用	・売渡価格の100分の1 ・鉱物の売渡価格の合計額が200万円以下である場合は，売渡価格の100分の0.7	1人1日150円 ただし，日帰りは50円	・資産割 1㎡当たり 600円 ・従業者割 給与支払総額の0.25/100	平成15年度より課税停止
	※ 初度検査年月によって適用される税額が異なる。 ※ 平成27年3月31日以前に取得した車両及び新車新規登録済みの車両は，初度検査年月から13年を経過するまでは変更なし。 初度検査後13年を経過した車両は，重課が適用。 ※ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた，一定の環境性能を有する三輪及び四輪は翌年度分のみグリーン化特例が適用 ※ 令和元年10月1日から環境性能割が導入。同時に軽自動車税が軽自動車税（種別割）に名称変更。 軽自動車の取得価格×税率（非課税，1.0%，2.0%）（ただし，令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を取得した場合は税率1.0%を軽減）					
5	税率・環境性能割は前年度に同じ ※ グリーン化特例は，25%軽減・50%軽減の「四輪貨物営業用」「四輪貨物自家用」「四輪乗用自家用」は適用無し	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
6	環境性能割は前年度に同じ ※税率は令和5年7月より，特定小型原動機付自転車（税率2,000円）が追加 他の税率は前年度に同じ ※グリーン化特例は下記のとおり延長 ・令和5～7年度課税は現行のグリーン化特例（軽課）と同じ内容 ・営業用乗用車の25%軽減措置のみ，令和8年度課税から適用無し ・営業用乗用車の50%軽減措置のみ，令和9年度課税から適用無し	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
7	環境性能割は前年度に同じ ※税率は令和7年4月より，原動機付自転車総排気量125cc以下かつ4.0kw以下（税率2,000円）が追加 他の税率は前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
8	環境性能割は令和8年度より廃止 税率は前年度に同じ ※グリーン化特例(軽課)について，概ね75%軽減措置のみ2年延長 ※概ね50%軽減措置は，令和9年度課税から適用無し	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

国民健康保険税														年度
課税所得	税率				軽減			未就学児均等割減額	産前産後出産被保険者減額	課税限度額				
	所得割	被保険者均等割	18歳以上均等割	世帯別平等割	7/10	5/10	2/10							
旧ただし書き方式	医療分 6.36/100 支援金分 2.55/100 介護分 2.07/100	医療分 25,900円 支援金分 9,800円 介護分 10,500円		医療分 19,000円 支援金分 7,200円 介護分 6,400円	合計所得金額 43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(28万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(52万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	減額後7割世帯 5,355円 5割世帯 8,925円 2割世帯 14,280円 軽減なし 17,850円		医療分 63万円	支援金分 19万円	介護分 17万円		R4
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ		前年度に同じ	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(29万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(53万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	前年度に同じ	所得割額，均等割額を4か月(多胎妊娠は6か月)	医療分 65万円	支援金分 20万円	前年度に同じ		5
前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ		前年度に同じ	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(29万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(54万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	支援金分 22万円	前年度に同じ		6
前年度に同じ	医療分 6.95/100 支援金分 2.76/100 介護分 2.24/100	医療分 26,500円 支援金分 10,100円 介護分 10,800円		医療分 19,400円 支援金分 7,500円 介護分 6,600円	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(30万5千円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(56万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	減額後7割世帯 5,490円 5割世帯 9,150円 2割世帯 14,640円 軽減なし 18,300円	前年度に同じ	前年度に同じ	支援金分 24万円	前年度に同じ		7
前年度に同じ	医療分 6.95/100 支援金分 2.76/100 介護分 2.24/100 子ども分 0.30/100	医療分 26,500円 支援金分 10,100円 介護分 10,800円 子ども分 1,300円	医療分 — 支援金分 — 介護分 — 子ども分 100円	医療分 19,400円 支援金分 7,500円 介護分 6,600円 子ども分 800円	前年度に同じ	合計所得金額 43万円＋(31万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	合計所得金額 43万円＋(57万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	前年度に同じ	前年度に同じ	医療分 66万円	支援金分 26万円	前年度に同じ	子ども分 3万円	8

(2) 令和8年度税率及び課税客体等

区　分	課　税　客　体	納　税　義　務　者	賦　課　期　日
市民税	・個人 前年の所得を基に算定した総所得金額等，退職所得金額及び山林所得金額	市内に住所を有する個人（均等割，所得割） 市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ）	1月 1日
	・法人 法人税額（法人税割） 資本金等及び従業者数（均等割）	市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割，法人税割） 市内に保養所その他これらに類する施設を有し，市内に事務所又は事業所を有しない法人（均等割のみ） 公益法人などで，収益事業を行うもの（均等割，法人税割） 公益法人などで，収益事業を行わないもの（均等割のみ）	
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産	当該固定資産の所有者	1月 1日
軽自動車税	原動機付自転車（特定小型原動機付自転車含む） 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	当該原動機付自転車 （特定小型原動機付自転車含む）， 軽自動車，小型特殊自動車 及び二輪の小型自動車の 所有者等	4月 1日

<table>
<tr><th>課　税　標　準　及　び　税　率</th><th>申　告　期　限</th><th>納　　期</th></tr>
<tr><td>・個人
所得割　　6%

均等割　　3,000円</td><td>市民税・県民税申告書
3月16日
給与支払報告書
2月2日</td><td>普通徴収
第1期　6月1日～6月30日
第2期　8月1日～8月31日
第3期　10月1日～11月2日
第4期　1月1日～2月1日

特別徴収
翌月10日</td></tr>
<tr><td>・法人
法人税割　　法人税額の8.4%

均等割　　下表
<table>
<tr><th>資本金等</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える</td><td>50人を超える</td><td>360万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>49万2千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下</td><td>50人を超える</td><td>210万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>49万2千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下</td><td>50人を超える</td><td>48万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>19万2千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下</td><td>50人を超える</td><td>18万円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>15万6千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円以下</td><td>50人を超える</td><td>14万4千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公益法人</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">人格のない社団等</td><td>6万円</td></tr>
</table>
※　人格のない社団等が収益事業を行わない場合は非課税</td><td>法人税の申告期限</td><td>中間申告
事業年度開始日より6か月を経過した日から2か月以内

確定申告
事業年度終了後2か月以内
（法定納期限）</td></tr>
<tr><td>地方税法に特別に定めがあるものを除き課税標準の1.4/100
※免税点
土　　地　　300,000 円
家　　屋　　200,000 円
償却資産　　1,500,000 円</td><td>1　新築住宅に対する減額申告 1月31日
2　住宅用地の申告
1月31日
3　償却資産
1月31日</td><td>第1期 4月 1日～ 4月30日
第2期 7月 1日～ 7月31日
第3期 12月 1日～12月28日
第4期 2月 1日～ 3月 1日</td></tr>
<tr><td>・原動機付自転車
50cc以下　　2,000円
125cc以下かつ最高出力4.0kw以下　　2,000円
特定小型原動機付自転車　　2,000円
90cc以下　　2,000円
125cc以下　　2,400円
ミニカー　　3,700円
・小型特殊自動車
農耕用　　2,400円
その他　　5,900円
・軽自動車
ボートトレーラー　　3,600円
トレーラー　　3,600円
二輪　　3,600円
・二輪の小型自動車　　6,000円
<table>
<tr><th></th><th></th><th>初度検査年月が平成27年 4月以降の車両</th><th>初度検査後13年経過した車両</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr>
</table></td><td>・取得申告
納税義務の発生後15日以内

・廃車申告
納税義務の消滅した日から30日以内</td><td>5月1日～ 5月31日
（令和8年度は6月1日納期限）</td></tr>
</table>

区　　分	課　税　客　体	納　税　義　務　者	賦課期日
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	製造たばこを小売販売業者に売り渡した卸売販売業者等	
鉱産税	採掘した鉱物	鉱物の掘採をした鉱業者	
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客（年齢12歳未満及び市内居住の60歳以上の者などを除く。）	
事業所税	事務所又は事業所において行う事業	当該事業を行う法人又は個人	
都市計画税	土地・家屋	市街化区域内にある土地・家屋の所有者	1月1日
国民健康保険税	・被保険者である世帯員全員の所得 ・被保険者である世帯員 ・世帯	国民健康保険の被保険者である世帯主及びみなし世帯主	4月1日

課　税　標　準　及　び　税　率	申　告　期　限	納　　期
・ 課税標準 卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの本数 ・ 税率 売渡本数 1,000本につき6,552円 ※ 令和3年10月1日から適用	前月の販売につき 翌月の末日	申告期限と同じ
・ 課税標準 鉱物を売り渡した価格 ・ 税率 売渡価格の100分の1 （ただし，鉱物の売渡価格の合計額が200万円以下である場合においては，売渡価格の100分の0.7）	掘採した月の 翌月15日から末日	申告期限と同じ
・ 課税標準 温泉の入湯者数 ・ 税率 1人につき　宿泊の場合　150円 日帰りの場合　50円	特別徴収 前月分を翌月15日	申告期限と同じ
資産割 ・ 課税標準 事業所床面積 ・ 税率 事業所床面積1㎡につき600円 （免税点　1,000㎡以下） 従業者割 ・ 課税標準 従業者給与総額 ・ 税率 従業者給与総額の0.25/100 （免税点　従業者数100人以下）	法人 事業年度終了後 2月以内 個人 翌年の3月15日	申告期限と同じ
都市計画税（土地・家屋）の 課税標準の0.3/100		固定資産税の納期と同じ
後期高齢者　介護納　子ども・子育て 医療分　支援金分　付金分　支援金分 所得割　6.95/100　2.76/100　2.24/100　0.30/100 被保険者均等割　26,500円　10,100円　10,800円　1,300円 18歳以上均等割　—　—　—　100円 世帯別平等割　19,400円　7,500円　6,600円　800円 ※ 資産割は平成20年度から廃止		普通徴収 第1期　7月1日 ～ 同月31日 第2期　8月1日 ～ 同月31日 第3期　9月1日 ～ 同月30日 第4期　10月1日 ～ 同月31日 第5期　11月1日 ～ 同月30日 第6期　12月1日 ～ 同月28日 第7期　翌年1月1日 ～ 同月31日 第8期　翌年2月1日 ～ 同月末日

５　市　民　税

（１）　個人市民税 ４１

ア　個人市民税当初賦課額の推移 ４１

イ　個人市民税年度別調定額の推移 ４１

ウ　個人市民税当初納税義務者数の推移 ４２

エ　個人市民税特別徴収義務者数の推移 ４２

オ　個人市民税の所得者区分別状況 ４３

①　課税標準額段階別納税者数 ４３

②　課税標準額段階別所得割額 ４５

③　所得者区分別税額等 ４７

（２）　法人市民税 ４９

ア　法人市民税年度別決算調定額（現年分） ４９

イ　現事業年度・過事業年度別決算調定額 ４９

ウ　令和７年度法人市民税月別調定額 ５１

エ　令和７年度法人市民税決算期別調定額 ５２

オ　令和７年度均等割ランク別調定額及び法人数 ５３

納めて愉快だ宇都宮

UTSUNOMIYA



5 市民税

(1) 個人市民税

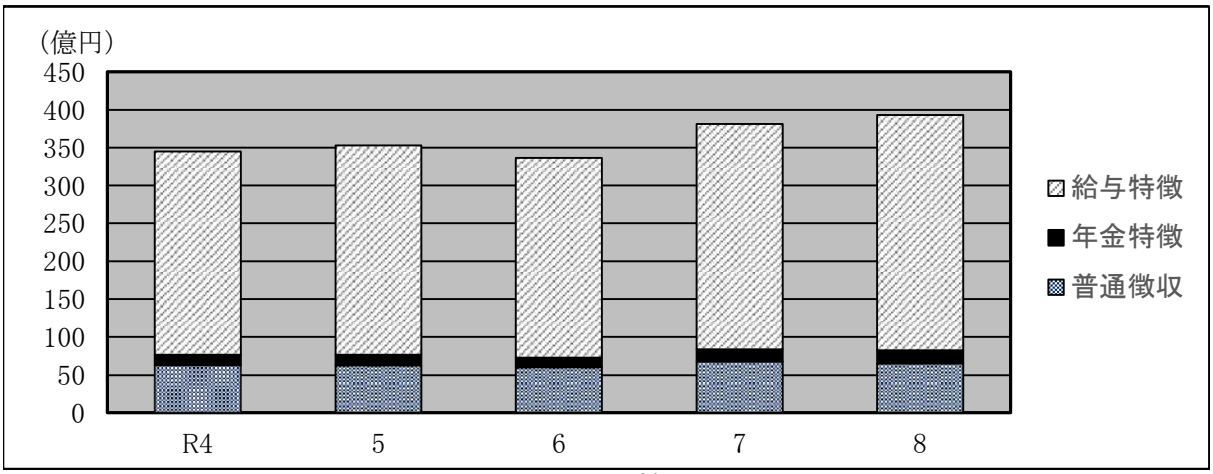
ア 個人市民税当初賦課額の推移　　(各年6月1日現在)(単位:円, %)

年度	区分	所得割額		均等割額		合計	
		税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
R4	普通徴収	5,278,338,855	16.1	153,798,230	16.5	5,432,137,085	16.2
	年金特徴	1,282,178,862	3.9	108,120,463	11.7	1,390,299,325	4.1
	給与特徴	26,137,508,408	80.0	668,285,195	71.8	26,805,793,603	79.7
	計	32,698,026,125	100.0	930,203,888	100.0	33,628,230,013	100.0
5	普通徴収	5,521,257,770	16.4	157,612,679	16.8	5,678,870,449	16.4
	年金特徴	1,276,396,523	3.8	108,935,589	11.6	1,385,332,112	4.0
	給与特徴	26,840,266,279	79.8	672,894,229	71.6	27,513,160,508	79.6
	計	33,637,920,572	100.0	939,442,497	100.0	34,577,363,069	100.0
6	普通徴収	5,212,678,267	16.2	131,281,242	16.0	5,343,959,509	16.2
	年金特徴	1,152,105,733	3.6	98,668,758	12.0	1,250,774,491	3.8
	給与特徴	25,751,724,060	80.2	592,559,590	72.0	26,344,283,650	80.0
	計	32,116,508,060	100.0	822,509,590	100.0	32,939,017,650	100.0
7	普通徴収	5,907,749,879	16.2	132,796,482	16.0	6,040,546,361	16.1
	年金特徴	1,505,277,903	4.1	101,902,252	12.2	1,607,180,155	4.3
	給与特徴	29,154,369,812	79.7	598,126,383	71.8	29,752,496,195	79.6
	計	36,567,397,594	100.0	832,825,117	100.0	37,400,222,711	100.0
8	普通徴収	6,291,175,407	16.4	131,538,175	15.9	6,422,713,582	16.4
	年金特徴	1,627,719,990	4.2	105,138,220	12.7	1,732,858,210	4.4
	給与特徴	30,471,404,266	79.4	589,151,772	71.4	31,060,556,038	79.2
	計	38,390,299,663	100.0	825,828,167	100.0	39,216,127,830	100.0

イ 個人市民税年度別決算調定額の推移　　※ 令和8年度は6月上旬時点　(単位:円)

年度	普通徴収	年金特徴	給与特徴	合計
R4	6,297,491,923	1,371,490,698	26,848,938,504	34,517,921,125
5	6,294,432,405	1,376,028,680	27,606,791,551	35,277,252,636
6	6,050,596,933	1,236,969,341	26,369,887,888	33,657,454,162
7	6,763,490,352	1,587,547,736	29,699,175,987	38,050,214,075
8	6,518,066,277	1,732,858,210	31,060,556,038	39,311,480,525

※ 決算調定額には, 過年度随時分(普通徴収に合算), 退職所得分(給与特徴に合算)を含む



ウ 個人市民税当初納税義務者数の推移

（各年6月1日現在）（単位:人，％）

年度	区分	所得割・均等割		均等割のみ		合計	
		納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比
R4	普通徴収	40,350	15.8	6,560	35.9	46,910	17.1
	年金特徴	27,748	10.9	5,751	31.4	33,499	12.3
	特別徴収	186,819	73.3	5,979	32.7	192,798	70.6
	計	254,917	100.0	18,290	100.0	273,207	100.0
5	普通徴収	41,150	16.0	6,522	36.1	47,672	17.4
	年金特徴	27,609	10.8	5,841	32.3	33,450	12.2
	特別徴収	187,564	73.2	5,712	31.6	193,276	70.4
	計	256,323	100.0	18,075	100.0	274,398	100.0
6	普通徴収	35,098	14.5	11,160	32.4	46,258	16.7
	年金特徴	24,025	9.9	10,553	30.7	34,578	12.5
	給与特徴	183,474	75.6	12,679	36.9	196,153	70.8
	計	242,597	100.0	34,392	100.0	276,989	100.0
7	普通徴収	39,903	15.1	6,873	37.0	46,776	16.6
	年金特徴	30,413	11.6	5,788	31.2	36,201	12.8
	給与特徴	192,926	73.3	5,918	31.8	198,844	70.6
	計	263,242	100.0	18,579	100.0	281,821	100.0
8	普通徴収	40,579	15.2	6,314	37.5	46,893	16.6
	年金特徴	32,141	12.1	5,665	33.6	37,806	13.3
	給与特徴	193,375	72.7	4,865	28.9	198,240	70.1
	計	266,095	100.0	16,844	100.0	282,939	100.0

エ 個人市民税特別徴収義務者数の推移　（各年7月1日現在）（単位:事業所）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給与特徴	21,487	21,904	22,198	22,418	22,500
年金特徴	7	7	8	8	8

オ　個人市民税の所得者区分別状況

①　課税標準額段階別納税者数

○　令和7年度　　（令和7年7月1日現在）

課税標準額の段階		給与		営業等		農業		その他		小計		譲渡等の分離課税をした者		合計	
超	迄	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比
万円	万円	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	10	5,681	2.6	335	4.2	19	2.7	2,082	5.9	8,117	3.1	600	14.2	8,717	3.3
10	100	48,500	22.5	2,469	31.3	186	26.1	21,537	61.3	72,692	28.1	596	14.1	73,288	27.9
100	200	59,378	27.6	1,872	23.7	143	20.0	7,185	20.5	68,578	26.5	681	16.2	69,259	26.3
200	300	41,573	19.3	1,156	14.6	85	11.9	1,899	5.4	44,713	17.3	448	10.6	45,161	17.2
300	400	23,847	11.1	635	8.0	73	10.2	800	2.3	25,355	9.8	412	9.8	25,767	9.8
400	550	17,974	8.4	493	6.2	61	8.5	567	1.6	19,095	7.4	426	10.1	19,521	7.4
550	700	7,478	3.5	280	3.5	48	6.7	331	0.9	8,137	3.1	269	6.4	8,406	3.2
700	1,000	6,356	3.0	248	3.1	49	6.9	332	0.9	6,985	2.7	326	7.7	7,311	2.8
1,000		4,288	2.0	428	5.4	50	7.0	405	1.2	5,171	2.0	458	10.9	5,629	2.1
合計		215,075	100.0	7,916	100.0	714	100.0	35,138	100.0	258,843	100.0	4,216	100.0	263,059	100.0

（税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後の納税者数）

-43-

○　令和8年度　　（令和8年7月1日現在）

課税標準額の段階		給与		営業等		農業		その他		小計		譲渡等の分離課税をした者		合計	
超	迄	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比	納税者	構成比
万円	万円	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	10	3,818	1.8	333	4.1	11	1.1	2,103	5.7	6,265	2.4	602	13.5	6,867	2.6
10	100	43,577	20.4	2,595	31.9	172	17.3	22,211	60.7	68,555	26.5	611	13.7	69,166	26.3
100	200	58,535	27.5	1,845	22.7	171	17.2	7,743	21.1	68,294	26.4	667	15.0	68,961	26.2
200	300	42,640	20.0	1,171	14.4	145	14.6	2,011	5.5	45,967	17.7	510	11.5	46,477	17.6
300	400	25,276	11.9	662	8.1	94	9.5	805	2.2	26,837	10.4	460	10.4	27,297	10.4
400	550	19,862	9.3	552	6.8	109	11.0	649	1.8	21,172	8.2	479	10.8	21,651	8.2
550	700	8,114	3.8	266	3.3	66	6.6	328	0.9	8,774	3.4	299	6.7	9,073	3.4
700	1,000	6,694	3.1	269	3.3	82	8.3	334	0.9	7,379	2.8	327	7.4	7,706	2.9
1,000		4,688	2.2	436	5.4	143	14.4	441	1.2	5,708	2.2	489	11.0	6,197	2.4
合計		213,204	100.0	8,129	100.0	993	100.0	36,625	100.0	258,951	100.0	4,444	100.0	263,395	100.0

（税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後の納税者数）

−44−

② 課税標準額段階別所得割額

○ 令和7年度

（令和7年7月1日現在）

課税標準額の段階		給与		営業等		農業		その他		小計		譲渡等の分離課税をした者		合計	
超	迄	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比
万円	万円	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
	10	9,456	0.0	564	0.0	26	0.0	3,808	0.2	13,854	0.0	233,428	11.0	247,282	0.7
10	100	1,587,089	5.1	67,566	4.7	5,352	3.7	588,639	24.6	2,248,646	6.5	119,578	5.6	2,368,224	6.4
100	200	4,875,194	15.8	149,884	10.5	12,200	8.3	561,316	23.4	5,598,594	16.1	135,307	6.4	5,733,901	15.5
200	300	5,666,246	18.4	159,717	11.3	11,916	8.1	262,800	11.0	6,100,679	17.5	98,384	4.6	6,199,063	16.8
300	400	4,617,693	15.0	125,337	8.8	14,751	10.1	156,205	6.5	4,913,986	14.1	110,294	5.2	5,024,280	13.6
400	550	4,634,168	15.0	131,540	9.2	16,833	11.5	149,465	6.2	4,932,006	14.2	145,676	6.9	5,077,682	13.7
550	700	2,528,393	8.2	98,748	6.9	17,336	11.8	115,549	4.8	2,760,026	7.9	137,696	6.5	2,897,722	7.8
700	1,000	2,808,367	9.1	115,245	8.1	24,451	16.7	156,505	6.5	3,104,568	8.9	208,167	9.7	3,312,735	9.0
1,000		4,151,663	13.4	576,592	40.5	43,717	29.8	402,045	16.8	5,174,017	14.8	937,419	44.1	6,111,436	16.5
合計		30,878,269	100.0	1,425,193	100.0	146,582	100.0	2,396,332	100.0	34,846,376	100.0	2,125,949	100.0	36,972,325	100.0

（税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後の所得割額）

-45-

○　令和8年度　　（令和8年7月1日現在）

課税標準額の段階		給与		営業等		農業		その他		小計		譲渡等の分離課税をした者		合計	
超	迄	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比
万円	万円	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
	10	7,514	0.0	626	0.0	40	0.0	3,853	0.1	12,033	0.0	200,331	9.0	212,364	0.5
10	100	1,451,030	4.5	72,104	5.1	4,968	1.6	609,972	23.6	2,138,074	5.8	111,272	5.0	2,249,346	5.8
100	200	4,833,023	15.0	146,407	10.3	14,349	4.5	598,299	23.1	5,592,078	15.3	158,100	7.1	5,750,178	14.8
200	300	5,822,877	18.1	160,960	11.3	20,682	6.6	278,139	10.8	6,282,658	17.2	119,770	5.4	6,402,428	16.5
300	400	4,871,260	15.1	130,191	9.1	19,094	6.0	156,733	6.1	5,177,278	14.2	128,349	5.7	5,305,627	13.7
400	550	5,113,304	15.8	147,795	10.4	30,425	9.6	172,333	6.7	5,463,857	14.9	188,608	8.4	5,652,465	14.6
550	700	2,736,816	8.5	92,010	6.5	24,142	7.6	113,760	4.4	2,966,728	8.1	167,410	7.5	3,134,138	8.1
700	1,000	2,962,644	9.2	123,684	8.7	40,244	12.7	156,124	6.0	3,282,696	9.0	194,416	8.7	3,477,112	8.9
1,000		4,447,426	13.8	550,624	38.6	162,623	51.4	496,716	19.2	5,657,389	15.5	963,644	43.2	6,621,033	17.1
合計		32,245,894	100.0	1,424,401	100.0	316,567	100.0	2,585,929	100.0	36,572,791	100.0	2,231,900	100.0	38,804,691	100.0

（税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後の所得割額）

③ 所得者区分別税額等

○ 令和7年度

（令和7年7月1日現在）

区分 / 所得者区分	総所得金額等		市民税所得割額		総所得金額等に対する市民税所得割額の割合	納税義務者数		納税者1人当り総所得金額等	納税者1人当り市民税所得割額	配偶者を含む扶養親族者数		納税者1人当り扶養者数	家族1人当り総所得金額等
	金額 A	構成比	税額 B	構成比	B/A	人員 C	構成比	A/C	B/C	人員 D	構成比	D/C	A/(C＋D)
	千円	%	千円	%	%	人	%	円	円	人	%	人	円
給与	845,278,091	(87.9) 85.5	30,878,269	(88.6) 83.5	3.7	215,075	(83.1) 81.8	3,930,155	143,570	114,670	(82.1) 80.3	0.5	2,563,430
営業等	35,864,366	(3.7) 3.6	1,425,193	(4.1) 3.8	4.0	7,916	(3.1) 3.0	4,530,617	180,040	4,775	(3.4) 3.3	0.6	2,825,968
農業	3,524,742	(0.4) 0.3	146,582	(0.4) 0.4	4.2	714	(0.3) 0.3	4,936,613	205,297	571	(0.4) 0.4	0.8	2,742,990
その他	76,922,272	(8.0) 7.8	2,396,332	(6.9) 6.5	3.1	35,138	(13.5) 13.3	2,189,148	68,198	19,664	(14.1) 13.8	0.6	1,403,640
小計	961,589,471	(100.0) －	34,846,376	(100.0) －	3.6	258,843	(100.0) －	3,714,953	134,624	139,680	(100.0) －	0.5	2,412,883
譲渡等の分離課税をした者	27,425,757	2.8	2,125,949	5.8	7.8	4,216	1.6	6,505,161	504,257	3,204	2.2	0.8	3,696,194
合計	989,015,228	100.0	36,972,325	100.0	3.7	263,059	100.0	3,759,671	140,548	142,884	100.0	0.5	2,436,340

※ 税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後に所得割の納税義務がある者について集計

※ 所得割額は税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後

※ 表中の（ ）は，総所得金額での構成比

○ 令和8年度

（令和8年7月1日現在）

区分／所得者区分	総所得金額等		市民税所得割額		総所得金額等に対する市民税所得割額の割合	納税義務者数		納税者1人当り総所得金額等	納税者1人当り市民税所得割額	配偶者を含む扶養親族者数		納税者1人当り扶養者数	家族1人当り総所得金額等
	金額 A	構成比	税額 B	構成比	B/A	人員 C	構成比	A/C	B/C	人員 D	構成比	D/C	A/(C+D)
	千円	%	千円	%	%	人	%	円	円	人	%	人	円
給与	875,640,414	(87.5) 85.0	32,245,894	(88.2) 83.1	3.7	213,204	(82.3) 80.9	4,107,054	151,244	114,107	(81.4) 79.6	0.5	2,675,255
営業等	36,239,422	(3.6) 3.5	1,424,401	(3.9) 3.7	3.9	8,129	(3.1) 3.1	4,458,042	175,225	4,647	(3.3) 3.2	0.6	2,836,523
農業	6,792,566	(0.7) 0.7	316,567	(0.8) 0.8	4.7	993	(0.4) 0.4	6,840,449	318,799	963	(0.7) 0.7	1.0	3,472,682
その他	81,594,242	(8.2) 7.9	2,585,929	(7.1) 6.7	3.2	36,625	(14.2) 13.9	2,227,829	70,606	20,382	(14.6) 14.2	0.6	1,431,302
小計	1,000,266,644	(100.0) －	36,572,791	(100.0) －	3.7	258,951	(100.0) －	3,862,764	141,234	140,099	(100.0) －	0.5	2,506,620
譲渡等の分離課税をした者	29,826,165	2.9	2,231,900	5.7	7.5	4,444	1.7	6,711,558	502,228	3,337	2.3	0.8	3,833,205
合計	1,030,092,809	100.0	38,804,691	100.0	3.8	263,395	100.0	3,910,829	147,325	143,436	100.0	0.5	2,531,992

※ 税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後に所得割の納税義務がある者について集計
※ 所得割額は税額控除，配当割額及び株式譲渡所得割額控除後
※ 表中の（ ）は，総所得金額での構成比

(2)法人市民税

ア 法人市民税年度別決算調定額(現年分)

(単位:件, 円)

年　　度	申告等件数	調　　定　　額		
		法人税割	均等割	合計
令和3年度	22,754	5,721,070,000	2,180,240,700	7,901,310,700
令和4年度	23,216	5,541,832,100	2,259,518,800	7,801,350,900
令和5年度	23,651	5,534,898,800	2,235,165,000	7,770,063,800
令和6年度	23,799	7,339,000,000	2,267,745,000	9,606,745,000
令和7年度	23,887	7,361,270,500	2,267,055,000	9,628,325,500

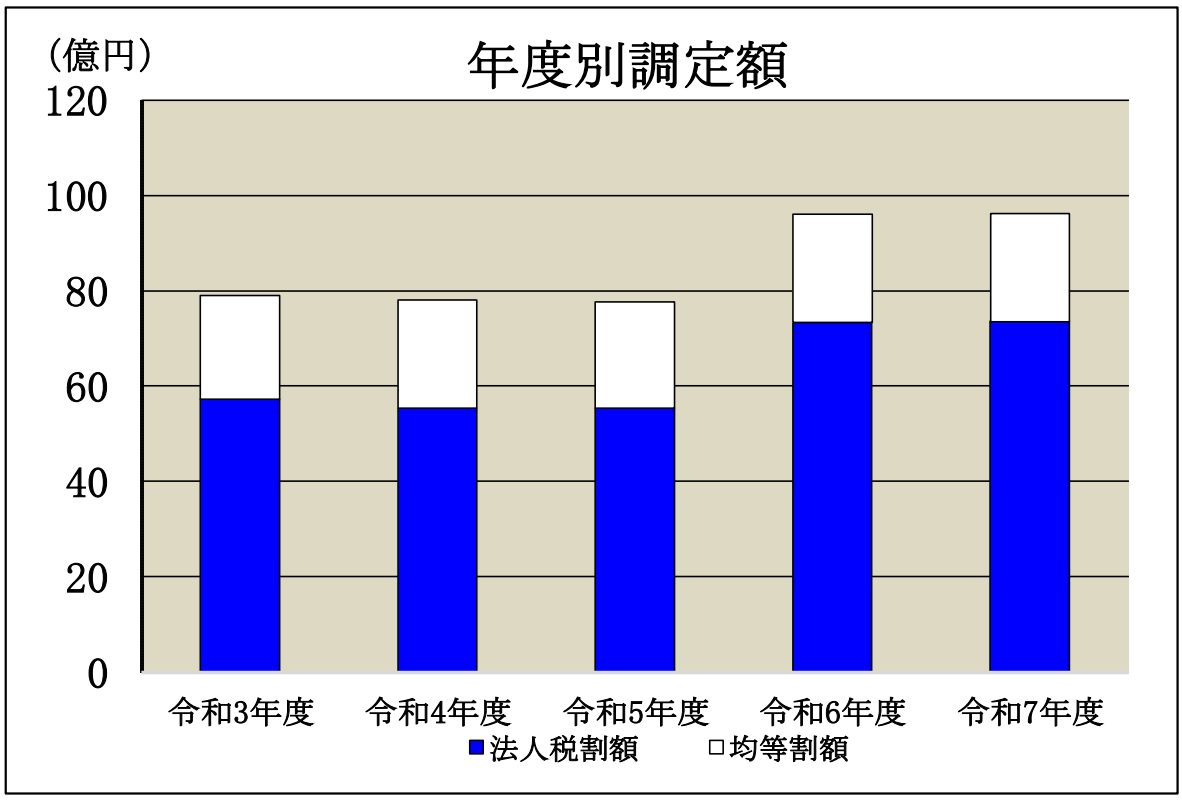
※ 税率について, 令和元年9月30日までに開始する事業年度は12.1%, 令和元年10月1日から開始する事業年度は8.4%(おおよそ令和2年11月分～)となっている。

イ 現事業年度・過事業年度別決算調定額

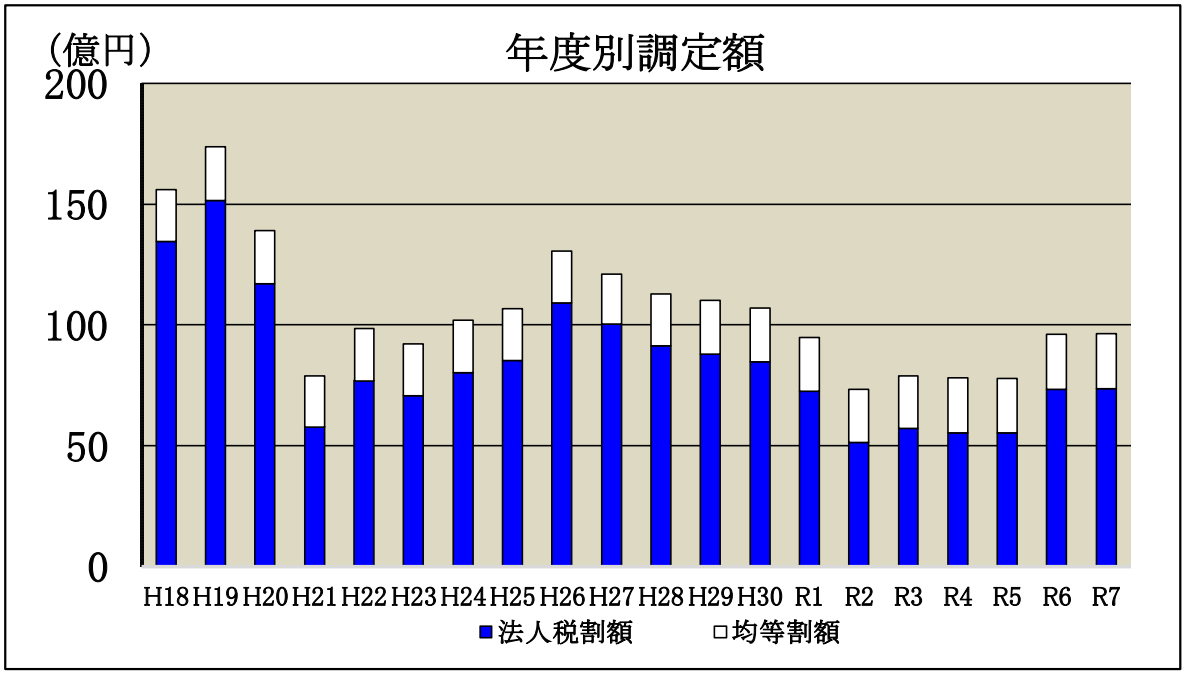
(単位:円)

年　　度	区　　分	調　　定　　額		
		法人税割	均等割	合計
令和3年度	現事業年度分	5,627,538,000	2,135,414,700	7,762,952,700
	過事業年度分	93,532,000	44,826,000	138,358,000
令和4年度	現事業年度分	5,401,357,300	2,217,509,800	7,618,867,100
	過事業年度分	140,474,800	42,009,000	182,483,800
令和5年度	現事業年度分	5,342,604,100	2,200,874,000	7,543,478,100
	過事業年度分	192,294,700	34,291,000	226,585,700
令和6年度	現事業年度分	7,157,647,200	2,236,711,000	9,394,358,200
	過事業年度分	181,352,800	31,034,000	212,386,800
令和7年度	現事業年度分	7,218,272,400	2,228,200,000	9,446,472,400
	過事業年度分	142,998,100	38,855,000	181,853,100

【参考】法人市民税年度別決算調定額(現年分)



【参考】過去20年間における調定額の推移

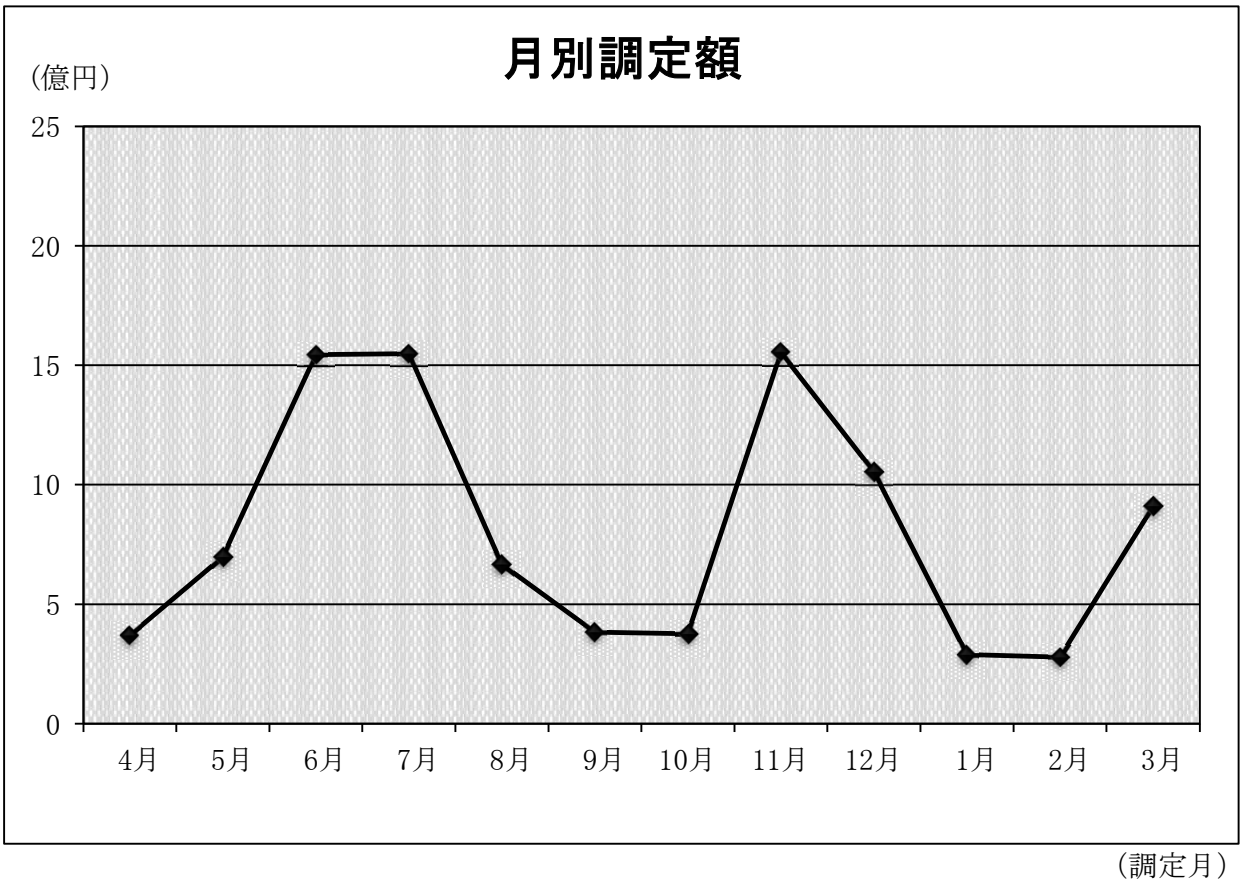


※ H26.10.1から始まる事業年度から，法人税割税率14.7%→12.1%
※ R元.10.1から始まる事業年度から，法人税割税率12.1%→8.4%

ウ　令和7年度法人市民税月別調定額

（単位：千円，件）

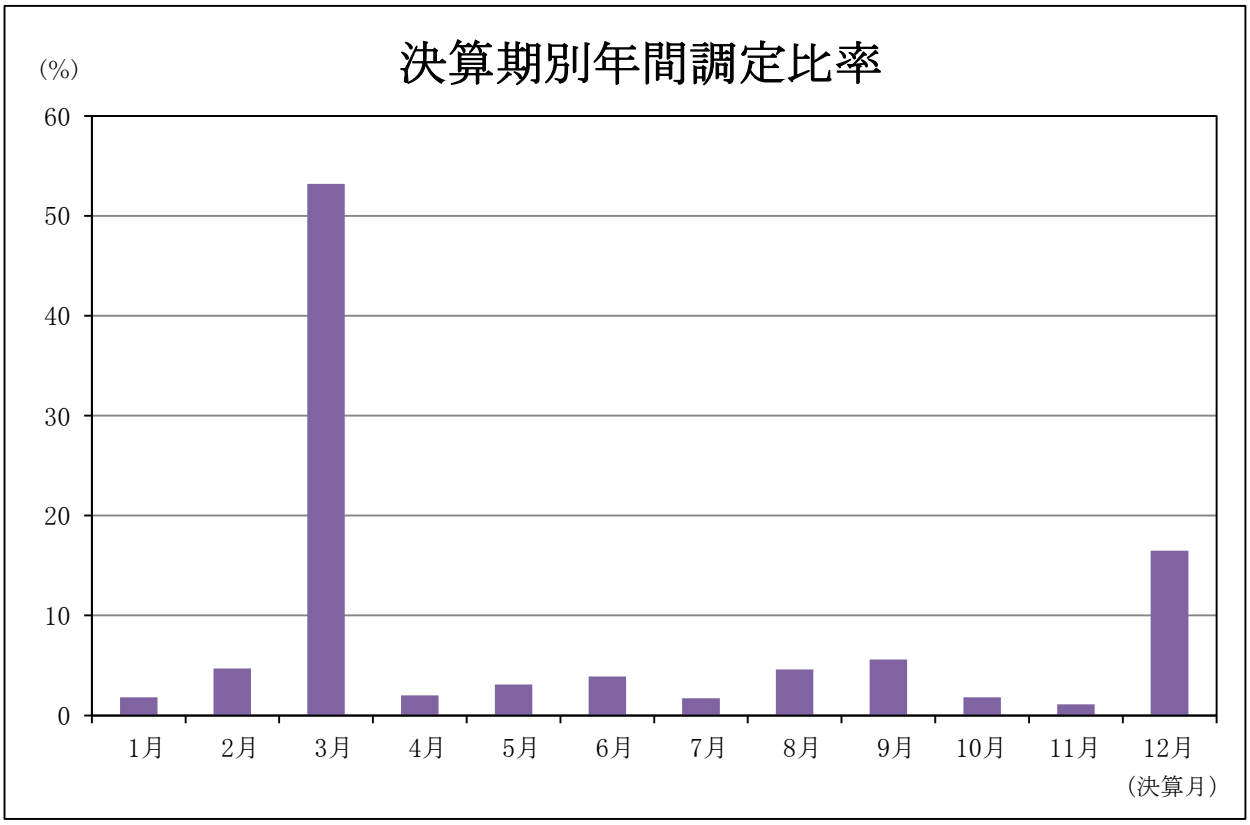
調定月	法人税割額	均等割額	合　　計	調定申告数
4月	234,939	134,232	369,171	2,010
5月	470,121	226,872	696,993	3,595
6月	1,153,024	391,257	1,544,281	2,623
7月	1,261,041	287,184	1,548,225	1,885
8月	523,746	142,549	666,295	1,803
9月	252,515	130,930	383,445	1,596
10月	253,006	123,086	376,092	1,660
11月	1,197,737	356,879	1,554,616	3,049
12月	871,924	180,635	1,052,559	1,724
1月	223,757	65,879	289,636	990
2月	169,704	109,231	278,935	1,679
3月	789,065	120,193	909,258	1,273
4･5月	▲ 39,309	▲ 1,872	▲ 41,181	－
合　計	7,361,270	2,267,055	9,628,325	23,887



エ　令和7年度法人市民税決算期別調定額

（単位：千円，％）

決算月	法人税割額	均等割額	合　　計	年間調定比率
1月	128,278	49,780	178,058	1.8
2月	293,603	157,144	450,747	4.7
3月	4,100,489	1,021,305	5,121,794	53.2
4月	112,029	79,941	191,970	2.0
5月	188,546	106,365	294,911	3.1
6月	232,478	139,060	371,538	3.9
7月	81,808	82,472	164,280	1.7
8月	315,659	129,031	444,690	4.6
9月	389,571	152,257	541,828	5.6
10月	111,234	64,498	175,732	1.8
11月	60,926	44,140	105,066	1.1
12月	1,346,649	241,062	1,587,711	16.5
合　計	7,361,270	2,267,055	9,628,325	100.0



オ　令和7年度均等割ランク別調定額及び法人数

（単位：千円，％）　　（単位：社，％）

均等割額（年税）	法人税割額	均等割額	合　計	調定額比率	法人数	法人数比率
3,600	3,176,679	474,000	3,650,679	37.9	128	0.7
2,100	338,843	120,864	459,707	4.8	56	0.3
492	1,196,069	407,263	1,603,332	16.7	857	4.8
480	466,244	43,800	510,044	5.3	95	0.5
192	411,850	148,320	560,170	5.8	786	4.4
180	443,197	44,754	487,951	5.1	249	1.4
156	679,784	322,586	1,002,370	10.4	2,182	12.3
144	53,502	16,968	70,470	0.7	117	0.7
60	595,102	688,500	1,283,602	13.3	13,308	74.9
合　計	7,361,270	2,267,055	9,628,325	100.0	17,778	100.0

６　固　定　資　産　税

（１）　概　　況 ５４
　ア　令和８年度固定資産税納税義務者数及び税額等 ５４
　イ　年度別調定額の推移 ５４
（２）　固定資産評価関係 ５４
（３）　土　　地 ５５
　ア　概　　要 ５５
　イ　令和８年度土地の課税状況 ５６
（４）　家　　屋 ５７
　ア　木　　造 ５７
　イ　木造以外 ５８
　ウ　令和７年中の新増築家屋 ５９
　　①　木　　造 ５９
　　②　木造以外 ６０
　エ　令和７年中の減少家屋 ６１
　　①　木　　造 ６１
　　②　木造以外 ６１
　オ　令和７年中の家屋の異動状況 ６２
（５）　償却資産 ６３
（６）　固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会 ６４
　ア　固定資産評価員 ６４
　イ　固定資産評価審査委員会 ６４
（７）　令和８年度国有資産等所在市町村交付金 ６５

6 固定資産税

(1) 概況 (令和8年4月1日現在)

ア 令和8年度固定資産税納税義務者数及び税額等
(免税点未満，非課税分及び交付金を除く。イについても同様。)

区 分	納税義務者数		税 額		平均税額 円
	人員(A) 人	構成比 %	金額(B) 円	構成比 %	(B)/(A)
土地	147,425	47.1	13,374,061,700	33.7	90,718
家屋	159,520	50.9	18,872,718,700	47.4	118,309
償却資産	6,237	2.0	7,530,251,500	18.9	1,207,352
合計	313,182	100.0	39,777,031,900	100.0	127,009

イ 年度別調定額の推移(過年度随時課税分を含む) (単位:円)

年度	土地	家屋	償却資産	合計
R3	13,116,360,100	16,246,505,600	6,073,034,500	35,435,900,200
R4	13,176,493,700	17,278,962,800	6,149,014,100	36,604,470,600
R5	13,200,501,500	17,777,215,900	6,267,592,600	37,245,310,000
R6	13,297,799,800	17,784,045,400	6,618,128,600	37,699,973,800
R7	13,371,717,100	18,220,140,100	7,133,853,000	38,725,710,200
R8	13,374,061,700	18,872,718,700	7,530,251,500	39,777,031,900

※ 令和8年度は当初の調定額

(令和8年4月1日現在)

(2) 固定資産評価関係(土地) (単位:宅地 円/㎡，宅地以外 円/千㎡)

区 分		宅 地	田	畑	山 林
基準地価格		276,000	164,700	78,500	31,400
標準地数		1,402	334	326	167
提示平均価格	令和3年度	30,496	142,392	56,707	22,341
	令和6年度	30,806	142,533	56,744	22,373

※ 提示平均価格は，平成30年度から評価替え基準年度毎に通知
宅地評価
市街地宅地評価法とその他の宅地評価法を併用

(3) 土地

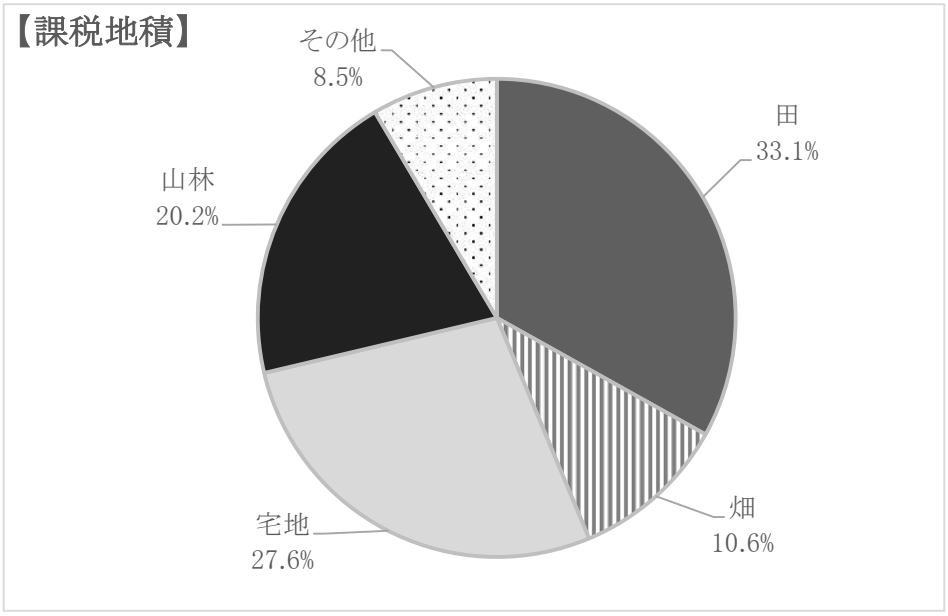
ア 概要(地積, 評価額, 筆数は免税点以上)

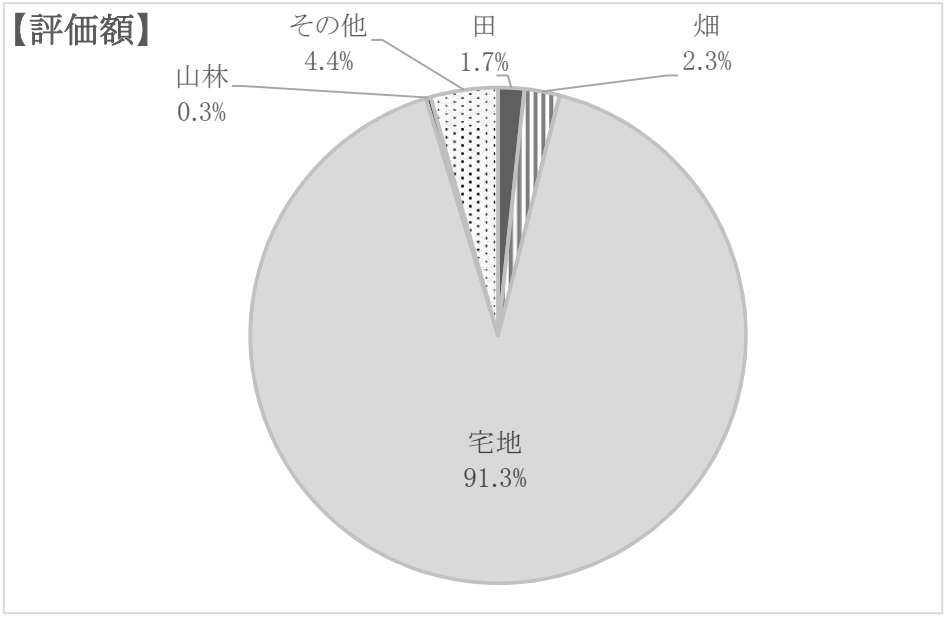
(令和8年4月1日現在)

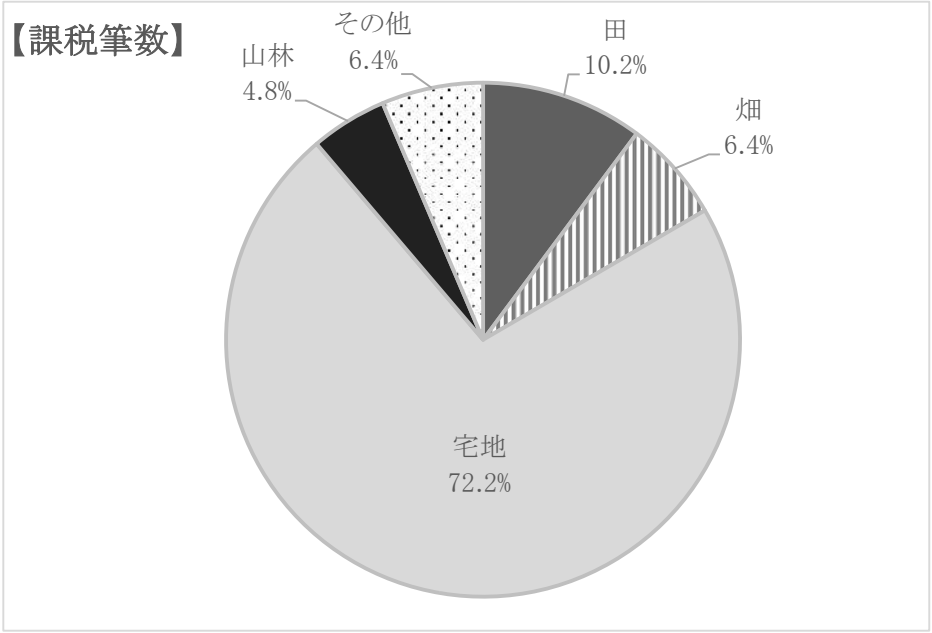
区分 / 地目		地積		評価額		筆数		1㎡当たり価格		提示平均価格※	提示平均価格との対比
		㎡	構成比	千円	構成比	筆	構成比	最高(円)	平均(円)		
田	一般田	91,830,685	32.6	13,115,901	0.5	52,162	9.9	289	143	143	100.0
	勧告遊休田	9,063	0.0	2,155	0.0	8	0.0	264	238		
	宅地介在田等	1,489,000	0.5	31,926,108	1.2	1,643	0.3	69,072	21,425		
畑	一般畑	27,494,574	9.8	1,562,036	0.1	29,963	5.7	171	57	57	100.0
	勧告遊休畑	0	0.0	0	0.0	0	0.0	95	95		
	宅地介在畑等	2,161,604	0.8	57,647,725	2.2	3,530	0.7	195,000	26,652		
宅地		77,898,235	27.6	2,399,761,484	91.3	380,180	72.2	271,908	30,769	30,806	99.9
鉱泉地		941	0.0	9,578	0.0	14	0.0	278,257	10,179		
池沼		119,689	0.0	12,367	0.0	145	0.0	173	101		
山林	一般山林	56,167,048	19.9	1,247,477	0.0	24,270	4.6	49	22	22	100.0
	宅地介在山林等	882,856	0.3	6,504,189	0.3	1,244	0.2	35,110	7,264		
牧場		275,384	0.1	2,655,399	0.1	34	0.0	15,000	9,643		
原野		1,684,428	0.6	31,840	0.0	1,547	0.3	10,290	18		
雑種地	ゴルフ場の用地	6,635,473	2.4	5,997,981	0.2	2,156	0.5	1,184	904		
	遊園地等の用地	220,429	0.1	194,859	0.0	83	0.0	884	884		
	鉄軌道用地単体利用	858,249	0.3	9,117,796	0.4	2,073	0.4	12,459	10,624		
	鉄軌道用地複合利用	137,405	0.0	2,711,710	0.1	211	0.0	73,884	19,735		
	その他の雑種地	14,004,324	5.0	95,454,256	3.6	27,538	5.2	233,489	6,209		
合計		281,869,387	100.0	2,627,952,861	100.0	526,801	100.0				

※提示平均価格:宅地 円/㎡, 宅地以外 円/千㎡

イ　令和8年度土地の課税状況







(4) 家屋

ア 木造(免税点以上)　　(令和8年4月1日現在)

種類	棟数 棟	床面積 ㎡	価格 千円	1㎡当たり価格 円
戸建形式住宅	119,755	14,265,569	458,108,580	32,113
集合形式住宅	4,506	1,072,436	32,651,478	30,446
併用住宅	5,123	725,535	13,566,823	18,699
ホテル・旅館	214	15,428	276,602	17,929
事務所・店舗	3,317	404,125	13,130,942	32,492
劇場・病院	29	4,831	104,794	21,692
工場・倉庫	2,316	157,022	913,423	5,817
附属家	12,493	418,765	2,170,799	5,184
合計	147,753	17,063,711	520,923,441	30,528

イ 木造以外(免税点以上)

(令和8年4月1日現在)

種類	構造別	棟数 棟	床面積 ㎡	価格 千円	1㎡当たり価格 円
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	80	413,281	29,543,104	71,484
	鉄筋コンクリート造	2,144	2,099,434	160,536,454	76,467
	鉄骨造	4,575	1,407,249	63,055,859	44,808
	軽量鉄骨造	25,437	3,946,692	140,284,304	35,545
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	462	37,812	538,578	14,244
	その他	0	7	112	16,000
	計	32,698	7,904,475	393,958,411	49,840
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	172	959,442	67,416,146	70,266
	鉄筋コンクリート造	1,477	1,143,381	74,592,687	65,239
	鉄骨造	10,797	7,800,355	332,906,797	42,678
	軽量鉄骨造	8,531	651,405	10,482,518	16,092
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	9,307	377,927	2,345,805	6,207
	その他	14	319	8,172	25,618
	計	30,298	10,932,829	487,752,125	44,614
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	252	1,372,723	96,959,250	70,633
	鉄筋コンクリート造	3,621	3,242,815	235,129,141	72,508
	鉄骨造	15,372	9,207,604	395,962,656	43,004
	軽量鉄骨造	33,968	4,598,097	150,766,822	32,789
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	9,769	415,739	2,884,383	6,938
	その他	14	326	8,284	25,411
	計	62,996	18,837,304	881,710,536	46,807

ウ 令和7年中の新増築家屋(非課税分を除く全家屋)

① 木造

区分 / 種類	棟数 棟	床面積 ㎡	価格 千円	1㎡当たり価格 円
戸建形式住宅	1,594	171,788	15,757,915	91,729
集合形式住宅	61	23,630	2,054,487	86,944
併用住宅	14	1,946	166,848	85,739
ホテル・旅館	0	0	0	0
事務所・店舗	61	9,642	693,782	71,954
劇場・病院	0	0	0	0
工場・倉庫	5	673	25,149	37,368
附属家	30	1,168	50,962	43,632
新増築分計	1,765	208,847	18,749,143	89,775
うち増築分	16	464	35,782	77,116

② 木造以外

種類	区分 / 構造別	棟数 棟	床面積 ㎡	価格 千円	1㎡当たり価格 円
事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0
	鉄筋コンクリート造	2	1,737	292,021	168,118
	鉄骨造	29	59,827	6,370,935	106,489
	軽量鉄骨造	25	2,686	241,525	89,920
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	56	64,250	6,904,481	107,463
戸建形式住宅・集合形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0
	鉄筋コンクリート造	11	27,072	3,623,781	133,857
	鉄骨造	22	13,793	1,365,568	99,004
	軽量鉄骨造	244	38,064	3,989,410	104,808
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	277	78,929	8,978,759	113,757
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0
	鉄筋コンクリート造	0	21,682	1,623,420	74,874
	鉄骨造	36	129,486	14,798,658	114,288
	軽量鉄骨造	24	3,836	164,508	42,885
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	1	14	1,296	92,571
	その他	0	0	0	0
	計	61	155,018	16,587,882	107,006
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0
	鉄筋コンクリート造	6	6,800	946,520	139,194
	鉄骨造	4	1,033	100,387	97,180
	軽量鉄骨造	93	2,504	90,488	36,137
	れんが造・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	1	6	736	122,667
	その他	1	19	634	33,368
	計	105	10,362	1,138,765	109,898
新増築分計		499	308,559	33,609,887	108,925
うち増築分		4	7,374	1,068,339	144,879

エ 令和7年中の減少家屋(非課税分を除く全家屋)

① 木造

区分 / 種類	棟数 棟	床面積 ㎡	価格 千円	1㎡当たり価格 円
戸建形式住宅	1,063	98,632	1,395,351	14,147
集合形式住宅	42	9,003	121,790	13,528
併用住宅	110	12,471	139,651	11,198
ホテル・旅館	2	529	7,640	14,442
事務所・店舗	32	2,950	50,456	17,104
劇場・病院	1	345	4,409	12,780
工場・倉庫	14	740	1,889	2,553
附属家	179	3,681	12,451	3,383
合計	1,443	128,351	1,733,637	13,507

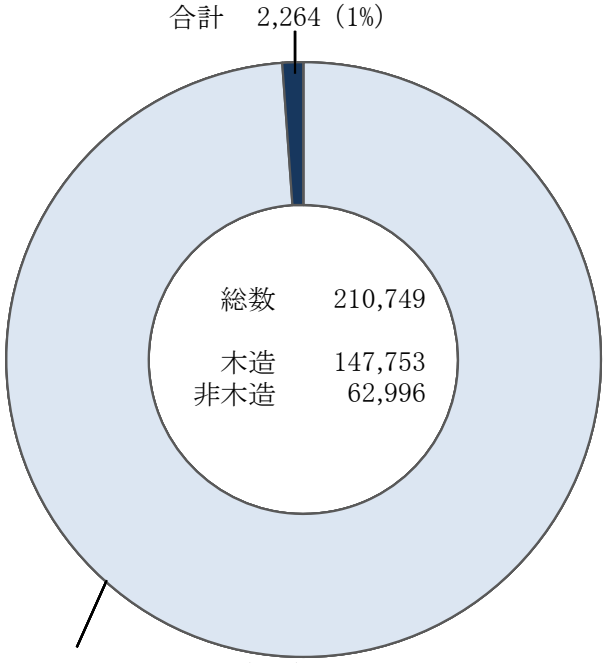
② 木造以外

区分 / 種類	棟数 棟	床面積 ㎡	価格 千円	1㎡当たり価格 円
事務所・店舗	55	21,371	1,141,523	53,415
住宅用建物	110	22,575	585,978	25,957
病院・ホテル	6	3,449	148,497	43,055
工場・倉庫	72	10,731	110,982	10,342
その他	119	2,625	27,308	10,403
合計	362	60,751	2,014,288	33,156

オ　令和7年中の家屋の異動状況（減少分を除く）

①課税棟数（棟）

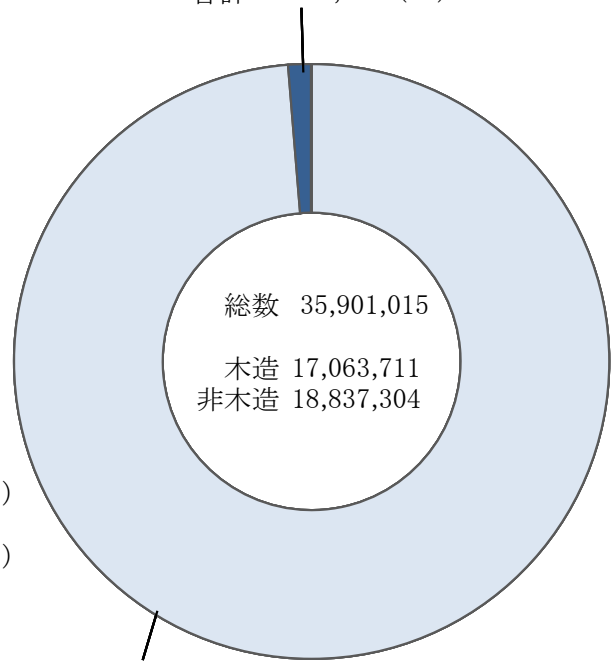
新増分（木　1,765（新築:　1,749　増築:　16 ）
（非　499（新築:　495　増築:　4 ）
合計　2,264（1%）



在来分　208,485（99%）
（木）　145,988
（非）　62,497

②課税床面積（㎡）

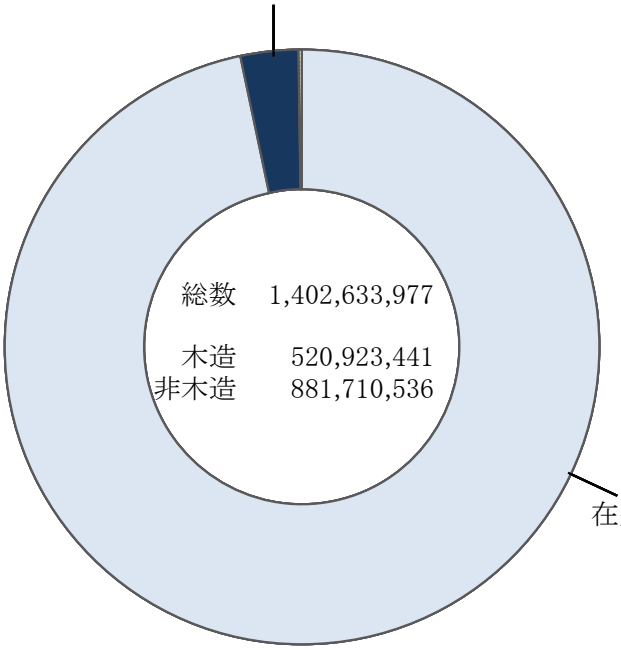
新増分（木）　208,847
（新築:　208,383 増築:　464 ）
（非）　308,559
（新築:　301,185 増築:　7,374 ）
合計　517,406（1%）



在来分 35,383,609（99%）
（木） 16,854,864
（非） 18,528,745

③決定価格（千円）

新増分（木）　18,749,143
（新築: 18,713,361　増築:　35,782 ）
（非）　33,609,887
（新築: 32,541,548　増築:　1,068,339 ）
合計　52,359,030（4%）



在来分　1,350,274,947（96%）
（木）　502,174,298
（非）　848,100,649

(5) 償却資産(概要調書)　　(令和8年4月1日現在)

種類		決定価格 千円	課税標準額 千円	課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの 千円	課税標準額の内訳 左記以外のもの 千円
構築物		134,208,860	133,893,748	140,403	133,753,345
機械及び装置		235,669,262	229,986,656	4,983,322	225,003,334
船舶		7,698	7,698	－	7,698
航空機		7,453	7,453	－	7,453
車両及び運搬具		3,708,796	3,708,235	280	3,707,955
工具・器具及び備品		73,023,591	72,969,224	26,623	72,942,601
調整額		0	0		0
小計		446,625,660	440,573,014	5,150,628	435,422,386
地方税法第389条関係	総務大臣が価格等を決定したもの	101,463,518	97,286,004		
	都道府県知事が価格等を決定したもの	528,047	528,047		
合計		548,617,225	538,387,065		

※ 課税標準額1億円以上のもの:454人

(6) 固定資産評価員及び固定資産評価審査委員会

ア 固定資産評価員 （令和8年4月1日現在）

川俣 浩二　　資産税課長

固定資産評価補助員　　59名

イ 固定資産評価審査委員会　6名 （令和8年4月1日現在）

（委員）

氏　名	職　務
高橋 順一	委員長
島田 訓明	職務代理者
鈴木 正浩	委員
本澤 崇	委員
小部 友紀子	委員
石神 知也	委員

（委員の職種）

職種	弁護士	一級建築士	税理士	土地家屋調査士	不動産鑑定士
人数	2	1	1	1	1

（令和7年度審査申出取扱実績）　　（令和8年4月1日現在）

区分	申出		取下	審査				審査方法	
	受理	却下		棄却	一部認容	全部認容	継続	書面	口頭
土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家屋	0	0	0	0	0	0	1	8	1
償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	1	8	1

(7) 令和8年度国有資産等所在市町村交付金

(単位:千円)

区分			① 小規模住宅用地に相当する土地の台帳価格	② 一般住宅用地に相当する土地の台帳価格	③ ①～②以外の住宅及びその用に供する土地の台帳価格	その他のものの固定資産の台帳価格	台帳価格合計	算定標準額	交付金
国有資産	貸付資産	土地	2,520,151	120,482	83	281,705	2,922,421	741,919	
		家屋			1,559,106	0	1,559,106	623,642	
		償却資産				17,243	17,243	17,243	
	国有林野					50,872	50,872	50,872	
	計		2,520,151	120,482	1,559,189	349,820	4,549,642	1,433,676	20,070
地方団体有資産	貸付資産	土地	12,962,694	91,273	0	309,112	13,363,079	2,499,985	
		家屋			12,180,007	85,358	12,265,365	4,957,361	
		償却資産				0	0	0	
	水道施設等の用に供する土地					27,601	27,601	27,601	
	計		12,962,694	91,273	12,180,007	422,071	25,656,045	7,484,947	104,789
合計	貸付資産	土地	15,482,845	211,755	83	590,817	16,285,500	3,241,904	
		家屋			13,739,113	85,358	13,824,471	5,581,003	
		償却資産				17,243	17,243	17,243	
	国有林野					50,872	50,872	50,872	
	水道施設等の用に供する土地					27,601	27,601	27,601	
	計		15,482,845	211,755	13,739,196	771,891	30,205,687	8,918,623	124,859

※ 国有資産等所在市町村交付金は，地方税法において資産税を課することができないものとされている国及び地方公共団体の所有する固定資産のうち，使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて固定資産税に準じ交付されるものである。市町村交付金の基準日は前年の3月31日現在で，省庁等は6月30日までに交付する。

7　軽　自　動　車　税

（１）　車種別台数　……６６

（２）　年度別当初課税台数等の推移　……６７

（３）　年度別調定額の推移　……６８

7 軽自動車税

(1) 車種別台数

(令和8年4月1日現在)

※ 減免台数は6月1日現在

区分				賦課期日現在台数 一般 A	賦課期日現在台数 官公署 B	賦課期日現在台数 計 C (A+B)	非課税台数 B	課税減免台数 D	差引課税台数 E (C-B-D)	税率(円) F	税額(千円) E×F
原動機付自転車	50cc以下			9,837	36	9,873	36	5	9,832	2,000	19,664
	125cc以下かつ4.0kw以下			7	0	7	0	0	7	2,000	14
	特定小型原付			177	3	180	3	0	177	2,000	354
	50ccを超え90cc以下			1,616	7	1,623	7	0	1,616	2,000	3,232
	90ccを超え125cc以下			5,226	79	5,305	79	2	5,224	2,400	12,538
	ミニカー			352	2	354	2	0	352	3,700	1,302
	小計			17,215	127	17,342	127	7	17,208		37,104
軽自動車	二輪車			7,715	63	7,778	63	1	7,714	3,600	27,770
	三輪車	新税率		1	0	1	0	0	1	3,900	4
		旧税率		0	0	0	0	0	0	3,100	0
		重課		4	0	4	0	0	4	4,600	18
		軽課	75%軽減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			50%軽減	0	0	0	0	0	0	2,000	0
			25%軽減	0	0	0	0	0	0	3,000	0
	四輪車乗用車	営業用	新税率	40	0	40	0	0	40	6,900	276
			旧税率	20	0	20	0	0	20	5,500	110
			重課	72	0	72	0	0	72	8,200	590
			75%軽減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
			50%軽減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
			25%軽減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		自家用	新税率	63,568	113	63,681	113	696	62,872	10,800	679,018
			旧税率	14,307	9	14,316	9	169	14,138	7,200	101,794
			重課	29,626	47	29,673	47	387	29,239	12,900	377,183
			75%軽減	119	2	121	2	0	119	2,700	321
			50%軽減	0	0	0	0	0	0	5,400	0
			25%軽減	0	0	0	0	0	0	8,100	0
	四輪車貨物車	営業用	新税率	703	0	703	0	1	702	3,800	2,668
			旧税率	92	0	92	0	0	92	3,000	276
			重課	270	0	270	0	0	270	4,500	1,215
			75%軽減	3	0	3	0	0	3	1,000	3
			50%軽減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			25%軽減	0	0	0	0	0	0	2,900	0
		自家用	新税率	11,532	119	11,651	119	52	11,480	5,000	57,400
			旧税率	1,866	17	1,883	17	23	1,843	4,000	7,372
			重課	9,819	75	9,894	75	58	9,761	6,000	58,566
			75%軽減	62	1	63	1	0	62	1,300	81
			50%軽減	0	0	0	0	0	0	2,500	0
			25%軽減	0	0	0	0	0	0	3,800	0
	雪上車			3	0	3	0	0	3	3,600	11
	小計			139,822	446	140,268	446	1,387	138,435		1,314,676
小型特殊車	農耕作業用			4,064	63	4,127	63	1	4,063	2,400	9,751
	その他			983	13	996	13	0	983	5,900	5,800
	小計			5,047	76	5,123	76	1	5,046		15,551
二輪の小型自動車				11,061	56	11,117	56	1	11,060	6,000	66,360
合計				173,145	705	173,850	705	1,396	171,749		1,433,691

非課税 :官公署用のもの

課税減免:身体障がい者, 戦傷病者等で市税条例により減免した台数及び公益専用車

(2) 年度別当初課税台数等の推移(※ 各年度6月1日時点の減免台数を反映)

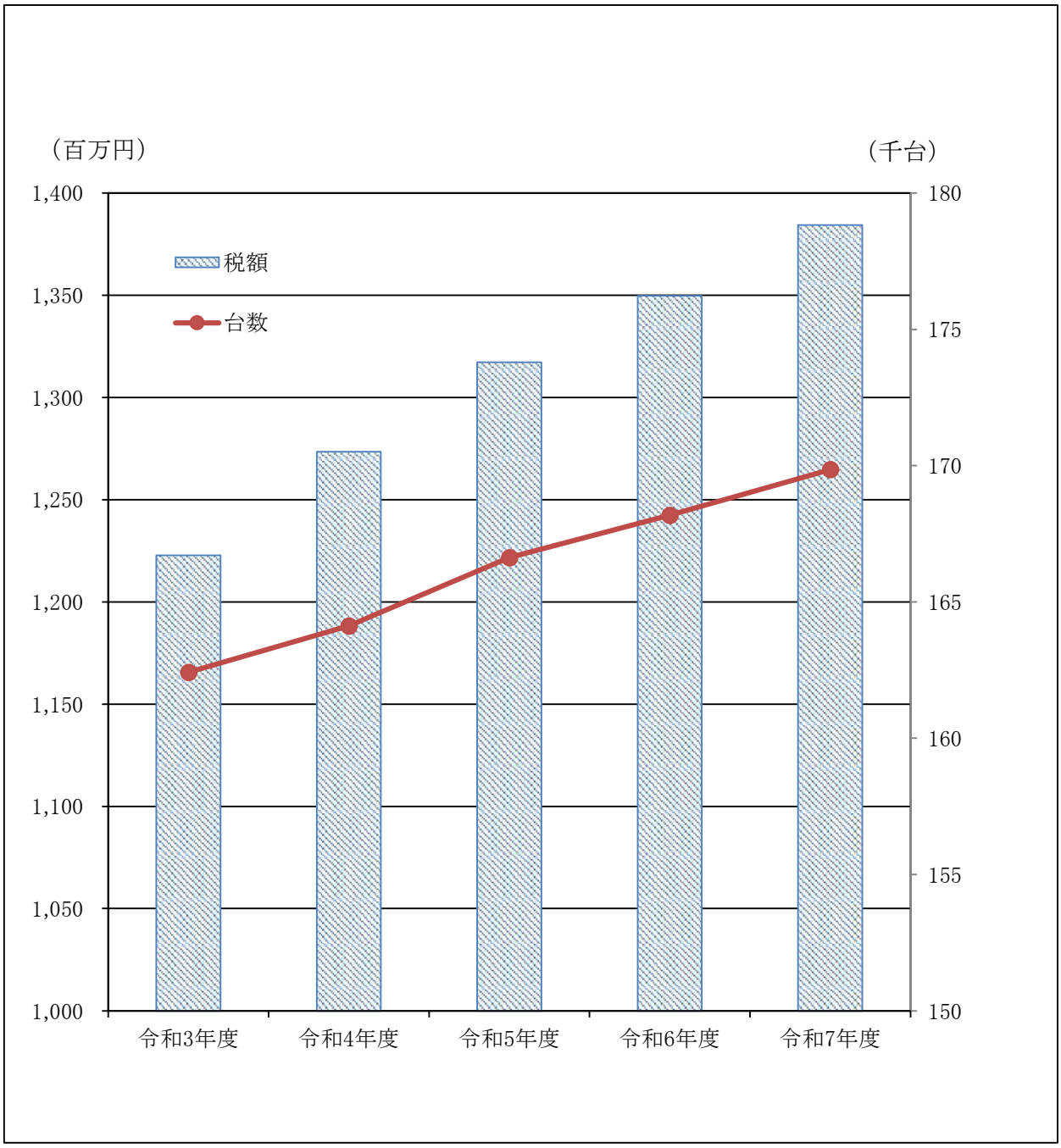
(令和8年4月1日現在)

区分			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			課税台数	税額(千円)	課税台数	税額(千円)	課税台数	税額(千円)	課税台数	税額(千円)
原動機付自転車	50cc以下		10,801	21,602	10,505	21,010	10,158	20,316	9,832	19,664
	125cc以下かつ4.0kw以下								7	14
	特定小型原付				37	74	116	232	177	354
	50ccを超え90cc以下		1,575	3,150	1,602	3,204	1,612	3,224	1,616	3,232
	90ccを超え125cc以下		4,853	11,647	5,042	12,101	5,190	12,456	5,224	12,538
	ミニカー		308	1,140	329	1,217	343	1,269	352	1,302
	小計		17,537	37,539	17,515	37,606	17,419	37,497	17,208	37,104
軽自動車	二輪車		7,463	26,867	7,605	27,378	7,675	27,630	7,714	27,770
	三輪車	新税率	1	4	1	4	1	4	1	4
		旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0
		重課	5	23	5	23	5	23	4	18
		軽課 75%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課 50%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課 25%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車乗用車 営業用	新税率	9	62	22	152	29	200	40	276
		旧税率	8	44	16	88	20	110	20	110
		重課	12	98	23	189	53	435	72	590
		75%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		50%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	1	5	2	10	1	5	0	0
	四輪車乗用車 自家用	新税率	46,423	501,368	51,718	558,554	56,957	615,071	62,872	679,018
		旧税率	29,772	214,358	25,203	181,462	20,253	145,814	14,138	101,794
		重課	25,980	335,142	26,321	339,541	27,144	350,132	29,239	377,183
		75%軽減	204	551	221	597	139	375	119	321
		50%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車貨物車 営業用	新税率	512	1,946	560	2,128	607	2,307	702	2,668
		旧税率	251	753	201	603	152	456	92	276
		重課	200	900	217	977	216	972	270	1,215
		75%軽減	3	3	0	0	17	17	3	3
		50%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車貨物車 自家用	新税率	8,540	42,700	9,467	47,335	10,387	51,935	11,480	57,400
		旧税率	4,431	17,724	3,481	13,924	2,650	10,596	1,843	7,372
		重課	9,528	57,168	9,562	57,372	9,676	58,056	9,761	58,566
		75%軽減	0	0	1	1	51	66	62	81
		50%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
		25%軽減	0	0	0	0	0	0	0	0
	雪上車		4	14	4	14	3	11	3	11
	小計		133,347	1,199,730	134,630	1,230,352	136,036	1,264,215	138,435	1,314,676
小型特殊車	農耕作業用		4,144	9,946	4,112	9,869	4,085	9,804	4,063	9,751
	その他		986	5,817	1,001	5,906	998	5,888	983	5,800
	小計		5,130	15,763	5,113	15,775	5,083	15,692	5,046	15,551
二輪の小型自動車			10,536	63,216	10,763	64,578	10,903	65,418	11,060	66,360
合計			166,550	1,316,248	168,021	1,348,311	169,441	1,382,822	171,749	1,433,691

(3) 年度別調定額の推移(現年分)

年　度	税額(円)	課税台数(台)
令 和 3 年 度	1,222,732,500	162,420
令 和 4 年 度	1,273,405,300	164,122
令 和 5 年 度	1,317,278,000	166,629
令 和 6 年 度	1,349,747,900	168,180
令 和 7 年 度	1,384,403,800	169,585

※軽自動車税(種別割)の推移



８　そ　の　他　の　市　税

（１）　市たばこ税　……６９

ア　令和７年度月別調定額　……６９

イ　年度別調定額の推移　……７０

（２）　鉱産税　……７１

ア　令和７年度調定額等　……７１

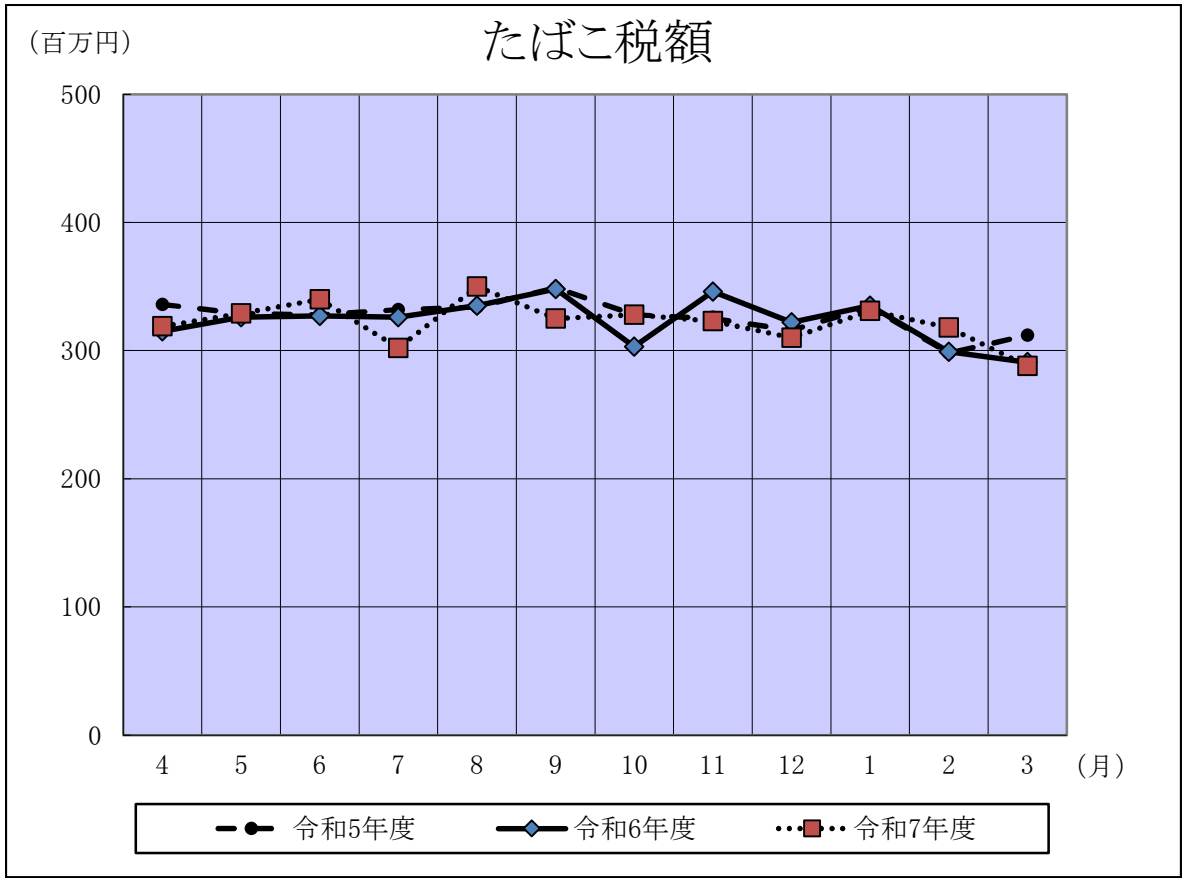
イ　年度別調定額の推移　……７１

8 その他の市税

(1) 市たばこ税

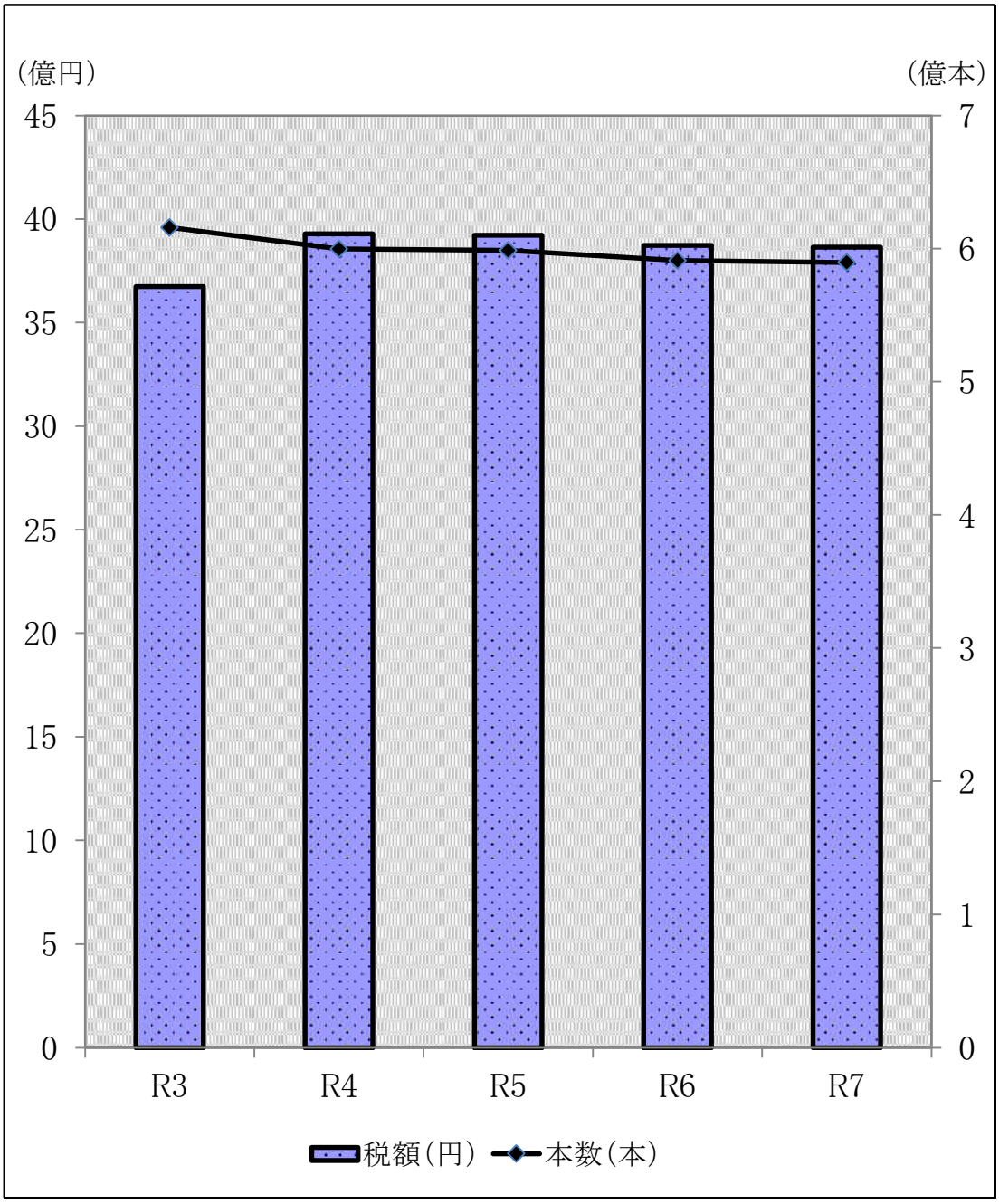
ア 令和7年度月別調定額

区分 / 月	課税標準数量（本）	うち手持品課税分	税額（円）	うち手持品課税分（円）	年間調定比率（%）
4	48,642,901	0	318,708,286	0	8.2
5	50,235,627	0	329,143,827	0	8.5
6	51,879,771	0	339,916,259	0	8.8
7	46,121,731	0	302,189,580	0	7.8
8	53,425,274	0	350,042,392	0	9.1
9	49,665,587	0	325,408,924	0	8.4
10	50,006,578	0	327,643,096	0	8.5
11	49,241,336	0	322,629,231	0	8.4
12	47,256,565	0	309,625,010	0	8.0
1	50,570,613	0	331,338,655	0	8.6
2	48,604,428	0	318,456,212	0	8.2
3	43,984,579	0	288,186,959	0	7.5
計	589,634,990	0	3,863,288,431	0	100.0



イ 年度別調定額の推移

区分／年度	課税標準数量　（本）	税　　額　　（円）	対前年度比（%）	
			数　量	税　額
R3	615,934,884	3,673,422,161	100.0	106.9
4	599,713,924	3,928,703,152	97.4	106.9
5	598,566,523	3,921,807,837	99.8	99.8
6	590,984,542	3,872,130,697	98.7	98.7
7	589,634,990	3,863,288,431	99.8	99.8



(2) 鉱産税

ア 令和7年度調定額等

項目 / 月	100分の1税率適用			100分の0.7税率適用			税額
	産出量	単価	課税標準	産出量	単価	課税標準	
	(t)	(円)	(円)	(t)	(円)	(円)	(円)
4	0	0	0	476	500	238,000	1,600
5	0	0	0	215	500	107,000	700
6	0	0	0	342	500	171,000	1,100
7	0	0	0	363	500	181,000	1,200
8	0	0	0	349	500	174,000	1,200
9	0	0	0	163	500	81,000	500
10	0	0	0	601	500	300,000	2,100
11	0	0	0	282	500	141,000	900
12	0	0	0	360	500	180,000	1,200
1	0	0	0	323	500	161,000	1,100
2	0	0	0	45	500	22,000	100
3	0	0	0	205	500	102,000	700
合計	0	−	0	3,724	−	1,858,000	12,400

イ 年度別調定額の推移

区分 / 年度	産出量(t)	税額(円)	対前年度比(%)	
			産出量	税額
R3	5,470	18,500	107.5	107.6
4	4,557	15,300	83.3	82.7
5	3,735	12,400	82.0	81.0
6	3,082	10,300	82.5	83.1
7	3,724	12,400	120.8	120.4

９　目　的　税

（１）　入湯税　……７２

ア　令和７年度月別調定額　……７２

イ　入湯客数　……７２

ウ　年度別調定額の推移　……７２

（２）　事業所税　……７３

ア　令和７年度納税義務者数及び調定額　……７３

イ　年度別調定額の推移　……７３

（３）　都市計画税　……７４

ア　都市計画区域及び税額等　……７４

イ　年度別調定額の推移　……７４

（４）　国民健康保険税　……７５

ア　国民健康保険税の令和８年度課税総額の割合及び税率等　……７５

イ　国民健康保険税の課税区分の令和７年度調定額及び令和８年度予算額　……７５

ウ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（医療保険分）　……７６

エ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（後期高齢者支援金分）　……７７

オ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（介護納付金分）　……７８

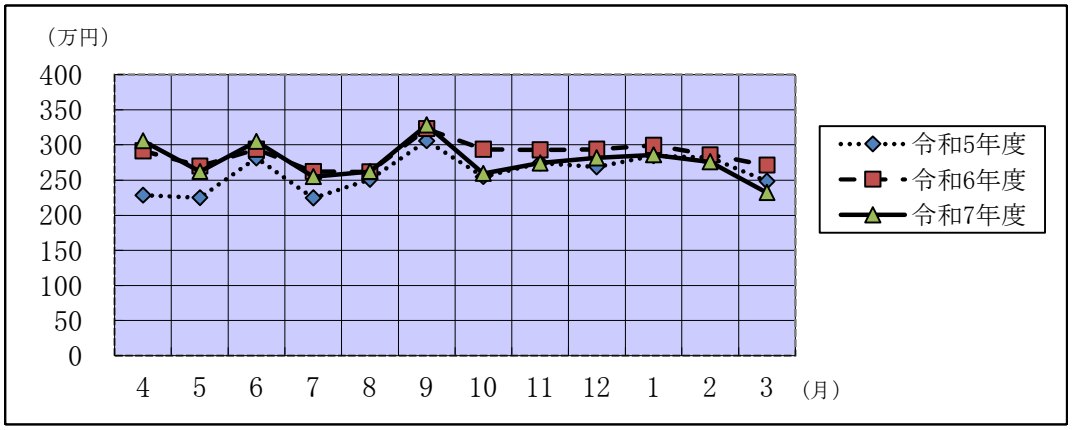
カ　令和８年度国民健康保険税賦課額決定調（子ども・子育て支援金分）　……７９

9 目的税

(1) 入湯税

ア 令和7年度月別調定額

区分／月	課税標準（人） 150円税率	課税標準（人） 50円税率	税額（円）	年間調定比率(%)
4	2,715	52,992	3,056,850	9.2
5	2,662	44,420	2,620,300	7.9
6	3,331	51,009	3,050,100	9.2
7	2,468	43,563	2,548,350	7.6
8	2,546	44,823	2,623,050	7.9
9	3,737	54,438	3,282,450	9.9
10	2,902	43,211	2,595,850	7.8
11	3,334	44,875	2,743,850	8.2
12	3,544	45,653	2,814,250	8.4
1	2,797	48,759	2,857,500	8.6
2	1,994	49,185	2,758,350	8.3
3	1,416	42,173	2,321,050	7.0
計		598,547	33,271,950	100.0



イ 入湯客数

		入湯客数（人）	構成比（%）
課税標準	150円税率	33,446	2.4
	50円税率	565,101	41.2
課税免除	150円税率	1,123	0.1
	50円税率	772,058	56.3
合計		1,371,728	100.0

※1 税率
(1)150円→宿泊者
(2) 50円→日帰り
※2 課税免除
(1) 年齢12歳未満の者
(2) 市内に居住する年齢60歳以上の者

ウ 年度別調定額の推移

区分／年度	課税標準（人）	税額（円）	対前年度比(%) 課税標準	対前年度比(%) 税額
R3	406,964	22,548,400	128.2	127.1
4	499,865	27,759,250	122.8	123.1
5	562,840	31,285,600	112.6	112.7
6	621,978	34,381,100	110.5	109.9
7	598,547	33,271,950	96.2	96.8

(2) 事業所税

ア 令和7年度納税義務者数及び調定額

月	資産割			年間調定比率(%)	従業者割			年間調定比率(%)	計		年間調定比率(%)
	件数	課税標準(㎡)	税額(円)		件数	課税標準(千円)	税額(円)		件数	税額(円)	
4	79	510,706.00	306,423,600	9.8	19	16,841,000	42,102,500	6.6	79	348,526,100	9.3
5	403	2,543,492.30	1,526,095,400	48.8	110	136,673,880	341,684,700	53.3	417	1,867,780,100	49.6
6	25	113,462.00	68,077,200	2.2	2	1,375,960	3,439,900	0.5	25	71,517,100	1.9
7	42	161,769.30	97,061,600	3.1	5	3,766,640	9,416,600	1.5	42	106,478,200	2.8
8	57	195,790.80	117,474,500	3.8	4	3,203,880	8,009,700	1.2	59	125,484,200	3.3
9	29	69,312.00	41,587,200	1.3	1	832,680	2,081,700	0.3	29	43,668,900	1.2
10	44	177,648.00	106,588,800	3.4	8	7,104,240	17,760,600	2.8	46	124,349,400	3.3
11	59	175,789.30	105,473,600	3.4	7	14,235,720	35,589,300	5.6	59	141,062,900	3.7
12	16	23,030.00	13,818,000	0.4	1	332,400	831,000	0.1	16	14,649,000	0.4
1	18	48,551.30	29,130,800	0.9	0	0	0	0.0	18	29,130,800	0.8
2	91	1,093,184.80	655,910,900	21.0	34	68,964,240	172,410,600	26.9	104	828,321,500	22.0
3	32	96,845.10	58,107,100	1.9	3	3,120,240	7,800,600	1.2	32	65,907,700	1.7
計	895	5,209,580.90	3,125,748,700	100.0	194	256,450,880	641,127,200	100.0	926	3,766,875,900	100.0

イ 年度別調定額の推移(現年度課税分)　　(単位:円, %)

年度	資産割		従業者割		合計		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
R3	844	2,874,841,200	188	585,049,000	866	3,459,890,200	99.2	96.9
4	890	2,960,350,400	197	599,164,700	919	3,559,515,100	106.1	102.9
5	877	2,990,455,900	187	608,849,900	906	3,599,305,800	98.6	101.1
6	881	3,049,504,400	181	614,570,700	904	3,664,075,100	99.8	101.8
7	895	3,125,748,700	194	641,127,200	926	3,766,875,900	102.4	102.8

(3) 都市計画税(令和8年4月1日現在)

ア 都市計画区域及び税額等(免税点未満を除く)

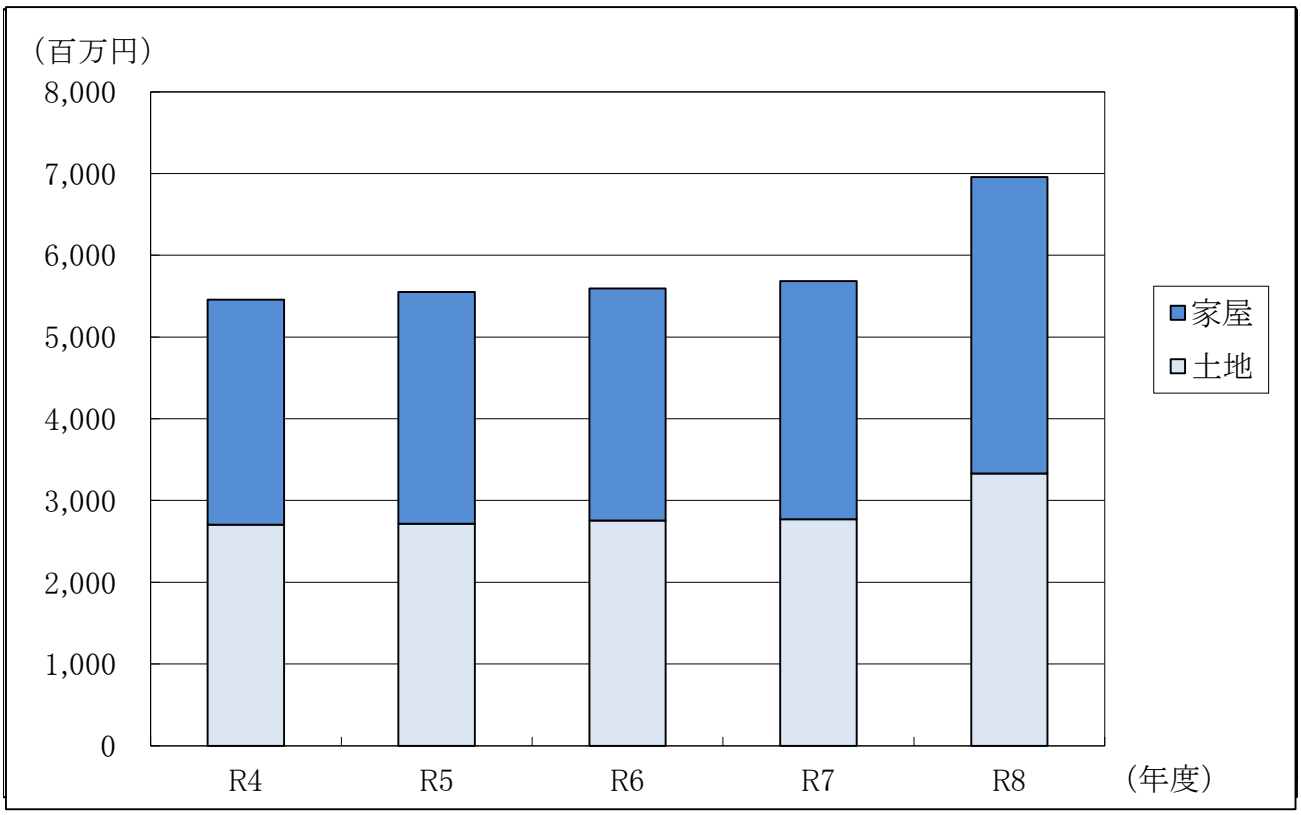
納税義務者数A (人)	地域 (千㎡)	課税標準額 (千円)			税額	平均税額
		土地	家屋	計	B (円)	B/A (円)
154,099	93,410	1,113,910,786	1,211,430,753	2,325,341,539	6,954,394,100	45,129

(税率:0.30/100)

イ 年度別調定額の推移(現年分) (単位:円)

年度	土地	家屋	合計
R4	2,705,501,000	2,752,029,000	5,457,530,000
R5	2,716,844,500	2,835,437,800	5,552,282,300
R6	2,753,459,400	2,840,123,600	5,593,583,000
R7	2,772,019,400	2,911,274,800	5,683,294,200
R8	3,331,660,600	3,622,733,500	6,954,394,100

※ 令和8年度は当初調定額



(4) 国民健康保険税

ア 令和8年度課税総額の割合及び税率等

区分	課税総額の割合	税率		地方税法施行令第56条の89第2項第2号の減額			納期	備考
				10分の7	10分の5	10分の2		
所得割	53.5/100	医療	6.95%	－	－	－	7月から翌年2月までの8期	所得割の算定方式は市民税(旧ただし書)の課税所得(旧ただし書)の課税所得とする。
		支援	2.76%					
		介護	2.24%					
		子ども	0.30%					
被保険者均等割	31.0/100	医療	26,500円	18,550円	13,250円	5,300円		
		支援	10,100円	7,070円	5,050	2,020円		
		介護	10,800円	7,560円	5,400円	2,160円		
		子ども	1,300円	910円	650円	260円		
18歳以上均等割	0.1/100	医療	—	—	—	—		
		支援	—	—	—	—		
		介護	—	—	—	—		
		子ども	100円	70円	50円	20円		
世帯別平等割	15.4/100	医療	19,400円	13,580円	9,700円	3,880円		
		支援	7,500円	5,250円	3,750円	1,500円		
		介護	6,600円	4,620円	3,300円	1,320円		
		子ども	800円	560円	400円	160円		

イ 課税区分別の令和7年度調定額及び令和8年度予算額 (単位:円, %)

区分			令和7年度			令和8年度	
			予算額 A	調定額 B	B/A	予算額 C	C/A
現年課税	一般	医療分	5,886,690,000	6,384,291,219	108.5	6,010,183,000	102.1
		支援金分	2,278,720,000	2,480,749,661	108.9	2,302,806,000	101.1
		介護分	772,411,000	851,396,520	110.2	787,954,000	102.0
		子ども分	—	—	—	223,874,000	—
	退職	医療分	0	0	0.0	0	0.0
		支援金分	0	0	0.0	0	0.0
		介護分	0	0	0.0	0	0.0
滞納繰越	一般	医療分	270,719,000	1,307,099,637	482.8	223,874,000	82.7
		支援金分	115,456,000	712,520,197	617.1	91,411,000	79.2
		介護分	56,348,000	432,144,041	766.9	43,368,000	77.0
	退職	医療分	777,000	29,519,980	3,799.2	0	0.0
		支援金分	305,000	11,745,025	3,850.8	0	0.0
		介護分	245,000	9,683,504	3,952.5	0	0.0
合計			9,381,671,000	12,219,149,784	130.2	9,683,470,000	103.2

ウ 令和8年度国民健康保険税賦課額決定調(医療保険分)

(賦課期日現在)

区分		件数	課税標準	税額	未就学児均等割減額	産前産後期間出産する被保険者減額	地方税法施行令第56条の89第2項第2号の減額		
		件	千円	円	円	円	10分の7	10分の5	10分の2
所得割額	一般分	32,964	69,854,956	4,696,620,229		0			
	産前産後期間出産する被保険者減額	【30】		▲ 1,450,008		1,450,008			
	退職分	0	0	0		0			
	全被分	32,964	69,854,956	4,695,170,221		1,450,008			
被保険者均等割額	一般分	87,634		1,674,900,617			363,825,570	143,323,990	50,855,933
	未就学児均等割減額	【1,393】		▲ 13,987,559	全件 13,987,559		1,170,632	1,268,686	1,652,716
	産前産後期間出産する被保険者減額	【51】		▲ 327,502		全件 327,502	5,301	14,354	14,133
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	87,634		1,660,585,556	13,987,559	327,502	365,001,503	144,607,030	52,522,782
世帯別平等割	一般分	62,141		814,333,970			212,795,472	60,364,159	20,859,579
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	62,141		814,333,970			212,795,472	60,364,159	20,859,579
端数切捨額	一般分			2,736,632					
	退職分			0					
	全被分			2,736,632					
賦課限度額66万円超過	一般分	1,072		831,819,315					
	退職分	0		0					
	全被分	1,072		831,819,315					
合計	一般分	62,141		6,335,533,800	13,987,559	1,777,510	576,621,042	203,688,149	71,715,512
	退職分	0		0	0	0	0	0	0
	全被分	62,141		6,335,533,800	13,987,559	1,777,510	576,621,042	203,688,149	71,715,512

※【 】内数字は，所得割額及び被保険者均等割額の全被分に含まれる内数

エ 令和8年度国民健康保険税賦課額決定調(後期高齢者支援金分)

(賦課期日現在)

区分		件数	課税標準	税額	未就学児均等割減額	産前産後期間出産する被保険者減額	地方税法施行令第56条の89第2項第2号の減額		
		件	千円	円	円	円	円 10分の7	10分の5	10分の2
所得割額	一般分	32,964	69,854,956	1,865,121,829		0			
	産前産後期間出産する被保険者減額	【30】		▲ 575,835		575,835			
	退職分	0	0	0		0			
	全被分	32,964	69,854,956	1,864,545,994		575,835			
被保険者均等割額	一般分	87,634		638,356,552			138,665,564	54,625,351	19,382,715
	未就学児均等割減額	【1,393】		▲ 5,331,099	全件 5,331,099		446,162	483,534	629,902
	産前産後期間出産する被保険者減額	【51】		▲ 124,819		全件 124,819	2,021	5,470	5,387
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	87,634		632,900,634	5,331,099	124,819	139,113,747	55,114,355	20,018,004
世帯別平等割	一般分	62,141		314,820,331			82,266,186	23,336,594	8,064,226
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	62,141		314,820,331			82,266,186	23,336,594	8,064,226
端数切捨額	一般分			2,903,524					
	退職分			0					
	全被分			2,903,524					
賦課限度額26万円超過	一般分	1,075		331,243,335					
	退職分	0		0					
	全被分	1,075		331,243,335					
合計	一般分	62,141		2,478,120,100	5,331,099	700,654	220,931,750	77,961,945	27,446,941
	退職分	0		0	0	0	0	0	0
	全被分	62,141		2,478,120,100	5,331,099	700,654	220,931,750	77,961,945	27,446,941

※【 】内数字は，所得割額及び被保険者均等割額の全被分に含まれる内数

オ　令和8年度国民健康保険税賦課額決定調(介護納付金分)

(賦課期日現在)

区分		件数	課税標準	税額	産前産後期間出産する被保険者減額	地方税法施行令第56条の89第2項第2号の減額		
		件	千円	円	円	10分の7	10分の5	10分の2
所得割額	一般分	11,777	29,767,259	639,740,891				
	産前産後期間出産する被保険者減額	【6】		▲ 268,952	268,952			
	退職分	0	0	0				
	全被分	11,777	29,767,259	639,471,939	268,952			
被保険者均等割額	一般分	30,016		232,252,650		56,314,440	16,681,050	5,220,360
	産前産後期間出産する被保険者減額	【7】		▲ 25,380	全件 25,380	0	0	2,880
	退職分	0		0		0	0	0
	全被分	30,016		232,227,270	25,380	56,314,440	16,681,050	5,223,240
世帯別平等割	一般分	26,308		123,148,135		32,073,965	8,690,000	2,681,250
	退職分	0		0		0	0	0
	全被分	26,308		123,148,135		32,073,965	8,690,000	2,681,250
端数切捨額	一般分			760,705				
	退職分			0				
	全被分			760,705				
賦課限度額17万円超過	一般分	815		145,098,839				
	退職分	0		0				
	全被分	815		145,098,839				
合計	一般分	26,308		848,987,800	294,332	88,388,405	25,371,050	7,904,490
	退職分	0		0	0	0	0	0
	全被分	26,308		848,987,800	294,332	88,388,405	25,371,050	7,904,490

※【　】内数字は，所得割額及び被保険者均等割額の全被分に含まれる内数

カ　令和8年度国民健康保険税賦課額決定調(子ども・子育て支援金分)

(賦課期日現在)

区分		件数	課税標準	税額	未就学児均等割減額	産前産後期間出産する被保険者減額	地方税法施行令第56条の89第2項第2号の減額		
		件	千円	円	円	円	円		
							10分の7	10分の5	10分の2
所得割額	一般分	32,959	69,854,956	202,716,302					
	産前産後期間出産する被保険者減額	【30】		▲ 62,594		62,594			
	退職分	0	0	0					
	全被分	32,959	69,854,956	202,653,708		62,594			
被保険者均等割額	一般分	87,634		82,165,154			17,847,649	7,030,781	2,494,562
	未就学児均等割減額	【1,393】		▲ 686,161	全件 686,161		57,422	62,237	81,077
	産前産後期間出産する被保険者減額	【51】		▲ 16,080		全件 16,080	261	706	694
	18歳未満均等割軽減額	【12,075】		▲ 4,977,825		全件 4,977,825			
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	87,634		76,485,088		16,080	17,905,332	7,093,724	2,576,333
18歳以上均等割額	一般分	87,532		5,883,579			1,277,940	494,795	178,646
	産前産後期間出産する被保険者減額	【51】		▲ 1,222		全件 1,222	19	52	53
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	87,532		5,882,357		1,222	1,277,959	494,847	178,699
世帯別平等割	一般分	62,141		33,579,747			8,774,534	2,488,962	859,937
	退職分	0		0			0	0	0
	全被分	62,141		33,579,747			8,774,534	2,488,962	859,937
端数切捨額	一般分			2,633,882					
	退職分			0					
	全被分			2,633,882	0				
賦課限度額3万円超過	一般分	1,002		34,393,818					
	退職分	0		0					
	全被分	1,002		34,393,818					
合計	一般分	62,141		281,573,200		294,332	26,622,183	9,519,743	3,436,270
	退職分	0		0		0	0	0	0
	全被分	62,141		281,573,200		294,332	26,622,183	9,519,743	3,436,270

※【 】内数字は，所得割額及び被保険者均等割額の全被分に含まれる内数

１０　納　税　関　係

（１）　市税収入率の推移 ８０

（２）　令和７年度滞納整理状況 ８１

（３）　滞納処分執行の推移 ８２

ア　差押 ８２

イ　参加差押 ８３

ウ　交付要求 ８３

（４）　公売執行の推移 ８４

ア　不動産 ８４

イ　自動車 ８４

ウ　動産 ８４

エ　電話加入権 ８４

（５）　令和７年度市税督促状の発付及び公示送達件数 ８５

（６）　令和７年度市税過誤納還付金及び還付加算金 ８６

（７）　令和７年度市税過誤納返還金 ８６

（８）　納付状況（口座振替・コンビニ収納・ペイジー収納） ８７

ア　令和７年度口座振替及びコンビニ・ペイジー収納状況 ８７

イ　納期内における収納額と件数の推移 ８７

ウ　納期内納付の推移 ８８

エ　ペイジー利用状況の推移 ８９

（９）　ｅＬＴＡＸ（エルタックス）〔地方税共通納税システム〕利用状況 ９０

ア　税目別内訳 ９０

イ　納付方法別内訳 ９１

（１０）クレジット収納利用状況 ９２

（１１）宇都宮市納付案内センター ９３

（参考）市民税・県民税・森林環境税及び固定資産税・都市計画税確定按分率の推移 ９６

10　納税関係

(1)　市税収入率の推移

一 般 会 計　　(単位:%)

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市　　税	98.0	98.0	98.0	98.1	98.2
現 年 度	99.2	99.1	99.2	99.2	99.2
滞 納 繰 越	40.5	37.6	32.6	33.8	37.3
市民税	98.0	97.9	97.9	98.1	98.3
個　　人	97.7	97.8	97.8	97.7	97.9
現 年 度	99.0	99.1	99.1	99.1	99.1
滞 納 繰 越	36.5	35.8	34.2	34.8	36.5
法　　人	99.4	98.4	98.6	99.7	99.8
現 年 度	99.7	98.7	100.0	100.0	100.0
滞 納 繰 越	65.6	41.9	14.4	39.8	40.9
固定資産税	97.9	98.0	98.0	97.8	97.9
純固定資産税	97.9	98.0	97.9	97.8	97.9
現 年 度	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1
滞 納 繰 越	41.9	39.7	34.6	33.2	38.2
交 付 金	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽自動車税	95.6	95.9	96.0	96.2	96.3
現 年 度	98.5	98.6	98.6	98.8	98.7
滞 納 繰 越	25.3	25.5	25.1	26.1	26.1
市たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現 年 度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
滞 納 繰 越	―	―	―	―	―
鉱産税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特別土地保有税	―	―	―	―	―
現 年 度	―	―	―	―	―
滞 納 繰 越	―	―	―	―	―
入湯税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現 年 度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
滞 納 繰 越	100.0	―	―	―	―
事業所税	99.3	99.5	99.6	99.6	99.7
現 年 度	99.5	99.7	99.9	99.8	99.9
滞 納 繰 越	74.1	66.2	30.9	34.0	56.9
都市計画税	97.7	97.7	97.6	97.4	97.5
現 年 度	99.1	99.0	99.0	98.9	98.9
滞 納 繰 越	41.2	34.4	33.4	33.1	38.3

※ 特別土地保有税については，令和元年度に課税対象となる土地がなくなったため，令和2年度に費目存置を廃止

特 別 会 計(国民健康保険税)　　(単位:%)

区　　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現	一 般 被 保 分	89.7	90.1	92.0	92.0	92.1
年	退 職 被 保 分	100.0	－	－	－	－
度	全 被 保 分	89.7	90.1	92.0	92.0	92.1
滞	一 般 被 保 分	20.4	19.6	17.7	18.0	17.7
	退 職 被 保 分	5.3	2.7	2.2	0.7	0.2
納	全 被 保 分	20.2	19.3	17.4	17.7	17.3
合	一 般 被 保 分	72.2	72.4	75.1	76.4	78.1
	退 職 被 保 分	5.3	2.7	2.2	0.7	0.2
計	全 被 保 分	71.9	72.1	74.8	76.0	77.8

(2)　令和7年度滞納整理状況

（単位:円，%）

税目＼区分		滞納金(督促発送額) 滞納金(徴収猶予額)		滞納後収入額		不納欠損額		滞納繰越額		滞納繰越額のうち執行停止額		整理率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年課税分	個人市民税	56,222 0	1,221,627,497 0	38,411	883,380,360	283	7,761,837	17,528	330,485,300	44	655,293	68.8	72.9
	法人市民税	1,115 0	72,470,450 0	730	46,092,775	5	306,757	380	26,070,918	0	0	65.9	64.0
	固定資産税(土地・家屋) 都市計画税	64,328 0	2,013,910,983 0	51,574	1,609,150,093	275	7,418,731	12,479	397,342,159	20	327,300	80.6	80.3
	固定資産税 (償却資産)	1,012 0	77,647,966 0	802	69,360,801	8	558,100	202	7,729,065	0	0	80.0	90.0
	軽自動車税	17,023 0	142,365,200 0	14,510	123,161,008	31	279,600	2,482	18,924,592	12	99,400	85.4	86.7
	市たばこ税	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
	鉱産税	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
	入湯税	3 0	228,200 0	3	228,200	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
	事業所税	12 0	13,544,400 0	9	9,741,000	0	0	3	3,803,400	0	0	75.0	71.9
	計	139,715	3,541,794,696	106,039	2,741,114,237	602	16,325,025	33,074	784,355,434	76	1,081,993	76.3	77.9
滞納繰越分		111,328	1,729,942,874	53,876	643,900,075	7,454	147,355,654	49,998	938,687,145	5,421	122,481,826	55.1	45.7
合計		251,043	5,271,737,570	159,915	3,385,014,312	8,056	163,680,679	83,072	1,723,042,579	5,497	123,563,819	66.9	67.3

※滞納金の下段は，徴収猶予及び換価猶予(督促未発送分)の件数及び金額

国民健康保険税

現年課税分		89,956	1,792,135,106	49,862	1,026,126,560	26	387,700	40,068	765,620,846	30	468,100	55.5	57.3
滞納繰越分		151,487	2,320,787,540	30,773	402,521,548	22,799	416,911,753	97,915	1,501,354,239	5,281	30,527,610	35.4	35.3
合計		241,443	4,112,922,646	80,635	1,428,648,108	22,825	417,299,453	137,983	2,266,975,085	5,311	30,995,710	42.9	44.9

※　件数は，期別件数

※　滞納繰越分の滞納金(督促状発送額)は，滞納繰越分の調定額である。

(3) 滞納処分執行の推移

ア 差押

（単位:件, 円）

年度	区分 / 物件	市税(県民税を含む)				国民健康保険税			
		処分		解除		処分		解除	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3	不動産	31	37,109,368	93	50,655,454	0	0	21	8,394,000
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権	2,536	382,264,357	2,595	401,814,434	403	83,560,100	398	33,120,457
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	動産	0	0	2	1,418,500	0	0	0	0
	計	2,567	419,373,725	2,690	453,888,388	403	83,560,100	419	41,514,457
4	不動産	17	38,640,249	56	35,056,582	0	0	27	4,786,500
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権	2,510	363,817,401	2,515	369,514,949	576	142,847,557	579	58,926,178
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,527	402,457,650	2,571	404,571,531	576	142,847,557	606	63,712,678
5	不動産	10	3,007,797	56	21,696,900	0	0	23	9,315,115
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権	2,539	434,776,944	2,429	378,928,789	941	174,812,070	854	87,178,517
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	3	3,801,400	1	3,406,900
	計	2,549	437,784,741	2,485	400,625,689	944	178,613,470	878	99,900,532
6	不動産	5	7,153,200	2	1,124,400	0	0	31	4,572,100
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権	3,027	547,203,544	2,906	383,920,134	1,018	178,986,600	971	108,285,244
	自動車	1	216,400	1	216,400	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	9	24,373,400	0	0
	計	3,033	554,573,144	2,909	385,260,934	1,027	203,360,000	1,002	112,857,344
7	不動産	1	4,495,400	7	5,553,285	0	0	14	7,645,488
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	債権	3,221	418,001,637	3,127	379,011,473	834	128,972,045	745	66,469,207
	自動車	2	2,279,200	2	2,279,200	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	5	13,454,000	1	531,000
	計	3,224	424,776,237	3,136	386,843,958	839	142,426,045	760	74,645,695

イ 参加差押　　（単位:件, 円）

年度	区分 / 物件	市税(県民税を含む)				国民健康保険税			
		処分		解除		処分		解除	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3	不動産	18	3,416,300	28	26,867,600	3	5,753,000	24	2,593,800
	自動車	3	513,600	0	0	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	21	3,929,900	28	26,867,600	3	5,753,000	24	2,593,800
4	不動産	23	19,591,101	24	10,634,960	3	7,185,600	30	1,386,000
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	23	19,591,101	24	10,634,960	3	7,185,600	30	1,386,000
5	不動産	33	28,938,705	44	22,699,785	6	11,494,600	20	2,652,000
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	33	28,938,705	44	22,699,785	6	11,494,600	20	2,652,000
6	不動産	16	7,869,900	14	6,162,500	2	551,300	37	5,609,380
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0
	動産	1	1,325,022	1	0	0	0	0	0
	計	17	9,194,922	15	6,162,500	2	551,300	37	5,609,380
7	不動産	6	14,071,153	16	8,146,700	1	1,271,700	15	0
	自動車	1	78,000	1	78,000	0	0	0	0
	動産	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	7	14,149,153	17	8,224,700	1	1,271,700	15	0

ウ 交付要求　　（単位:件, 円）

年度	市税(県民税を含む)				国民健康保険税			
	処分		解除		処分		解除	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3	251	73,519,245	275	81,916,925	59	13,686,864	45	3,134,898
4	226	43,839,295	245	59,646,743	24	8,972,100	15	1,653,030
5	273	148,090,829	238	124,798,657	40	12,310,100	37	1,439,731
6	357	61,415,043	241	38,369,364	57	16,589,842	55	4,831,049
7	355	141,987,549	255	85,197,488	53	24,491,400	31	2,404,529

(4) 公売執行の推移

【市税 (県民税を含む)】

ア 不動産

年度	回数	公告件数	落札件数	落札価格(円)
R3	0	0	0	0
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0
7	0	0	0	0

イ 自動車

年度	回数	公告件数	落札件数	落札価格(円)
R3	0	0	0	0
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0
7	0	0	0	0

ウ 動産

年度	回数	公告件数	落札件数	落札価格(円)
R3	2	5	4	30,300
4	1	1	1	4,000
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0
7	0	0	0	0

エ 電話加入権

※ 平成26年度より電話加入権の公売を中止

【国民健康保険税】

ア 動産

年度	回数	公告件数	落札件数	落札価格(円)
R5	1	16	6	22,532
6	2	24	19	3,711,292
7	1	1	1	69,700

(5) 令和7年度市税督促状の発付及び公示送達件数

一般会計

区分 / 税目	督促状発付件数及び税額		公示送達
	件数	税額（円）	件数
個人市県民税（普通徴収）	42,945	1,591,282,273	667
個人市県民税（特別徴収）	13,277	450,816,250	80
法人市民税	1,115	72,470,450	8
固定資産税（土地・家屋）・都市計画税	64,328	2,013,910,983	804
固定資産税（償却資産）	1,012	77,647,966	4
軽自動車税	17,023	142,365,200	170
市たばこ税	0	0	0
鉱産税	0	0	0
入湯税	3	228,200	0
事業所税	12	13,544,400	0
合計	139,715	4,362,265,722	1,733

特別会計

区分 / 税目	督促状発付件数及び税額		公示送達
	件数	税額（円）	件数
国民健康保険税	89,987	1,790,785,306	1,654

(6) 令和7年度市税過誤納還付金及び還付加算金　　(単位:件, 円)

区分 / 税目	歳出還付		歳入還付		合計		還付加算金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税・県民税（普通徴収）	2,411	84,603,654	1,643	62,578,250	4,054	147,181,904	11	24,100
個人市民税・県民税（特別徴収）	2,101	52,530,090	1,627	52,108,145	3,728	104,638,235	21	38,200
個人市民税・県民税（年金徴収）	389	7,561,000	7,152	53,232,500	7,541	60,793,500	0	0
法人市民税	1,199	222,712,100	1,078	103,640,100	2,277	326,352,200	167	1,276,900
固定資産税(土地・家屋)・都市計画税	749	12,351,500	1,072	40,347,710	1,821	52,699,210	19	36,000
固定資産税(償却資産)	67	28,533,100	113	8,744,900	180	37,278,000	19	768,800
軽自動車税	58	323,500	160	1,159,898	218	1,483,398	0	0
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱産税	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所税	0	0	22	12,984,800	22	12,984,800	0	0
延滞金	0	0	51	662,300	51	662,300	0	0
合計	6,974	408,614,944	12,918	335,458,603	19,892	744,073,547	237	2,144,000

(7) 令和7年度市税過誤納返還金　　(単位:件, 円)

区分 / 税目	還付不能金相当額		返還金交付額		内還付加算金相当額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
固定資産税・都市計画税（償却資産を含む）	305	6,961,600	212	5,734,500	93	1,227,100

※ 固定資産税・都市計画税の5年を超えたもの

(8) 納付状況(口座振替・コンビニ収納・ペイジー収納)

ア 令和7年度口座振替及びコンビニ・ペイジー収納状況(納期内)

区分 / 税目	納税義務者数 A(人)	調定額 B(千円)	収納額 C(千円)	C/B	口座振替				コンビニ			ペイジー		
					加入者数 D(人)	収納額 E(千円)	D/A	E/C	納付件数 F(件)	収納額 G(千円)	G/C	納付件数 H(件)	収納額 I(千円)	I/C
個人市民税(普通徴収)	56,482	6,568,794	5,514,863	84.0	11,278	2,068,001	20.0	37.5	64,357	959,644	17.4	17,800	569,455	10.3
固定資産税(土地・家屋) 都市計画税	191,643	37,248,100	34,763,757	93.3	79,127	16,454,358	41.3	47.3	182,683	3,894,719	11.2	59,497	3,347,763	9.6
固定資産税(償却資産)	6,060	7,065,664	6,988,950	98.9	2,197	3,039,695	36.3	43.5	1,956	37,460	0.5	4,205	1,429,311	20.5
軽自動車税	169,517	1,382,611	1,201,051	86.9	22,430	161,309	13.2	13.4	78,549	657,517	54.7	13,344	110,013	9.2
合計 ()内は名寄せ後の数	423,702 A'(273,402)	52,265,169	48,468,621	92.7	115,032 D'(84,128)	21,723,363	27.1 (30.8)	44.8	327,545	5,549,340	11.4	94,846	5,456,542	11.3
国民健康保険税(普通徴収)	50,534	9,051,102	8,300,250	91.7	17,539	3,346,661	34.7	40.3	108,584	1,814,489	21.9	24,777	607,596	7.3
個人県民税・森林環境税 (普通徴収)	56,482	4,411,742	3,703,900	84.0	11,278	1,388,914	20.0	37.5	64,357	644,518	17.4	17,800	382,458	10.3

※ 国民健康保険税の納税義務者数及び口座加入者数は8期現在

イ 納期内における収納額と件数の推移(国民健康保険税, 個人県民税・森林環境税を除く)　(単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人納付による全体の収納	納税義務者数(A)	407,666	409,878	414,381	418,819	421,277	423,702
	〃名寄せ後(A')	267,392	267,265	269,491	271,292	272,083	273,402
	調定件数(J)	1,131,544	1,136,180	1,147,458	1,156,079	1,148,703	1,168,685
	収納額(C)	44,351,236	43,765,783	45,637,441	46,469,105	46,942,184	48,468,621
口座振替による収納	加入者数(D)	111,339	112,596	112,697	114,299	115,062	115,032
	(D/A)	(27.3)	(27.5)	(27.2)	(27.3)	(27.3)	(27.1)
	加入者数名寄せ後(D')	82,145	81,029	83,982	84,210	84,437	84,128
	(D'/A')	(30.7)	(30.3)	(31.2)	(31.0)	(31.0)	(30.8)
	収納額(E)	18,031,710	18,103,619	19,371,385	20,078,312	20,598,072	21,723,363
	(E/C)	(40.7)	(41.4)	(42.4)	(43.2)	(43.9)	(44.8)
コンビニによる収納	納付件数(F)	295,358	305,056	317,669	326,566	325,400	327,545
	(F/J)	(26.1)	(26.8)	(27.7)	(28.2)	(28.3)	(28.0)
	収納額(G)	4,872,195	4,906,115	5,233,461	5,445,236	5,431,452	5,549,340
	(G/C)	(11.0)	(11.2)	(11.5)	(11.7)	(11.6)	(11.4)
ペイジーによる収納	納付件数(H)	89,179	88,440	87,605	87,281	87,871	94,846
	(H/J)	(7.9)	(7.8)	(7.6)	(7.5)	(7.6)	(8.1)
	収納額(I)	2,937,530	2,869,302	3,359,971	3,412,807	3,873,993	5,456,542
	(I/C)	(6.6)	(6.6)	(7.4)	(7.3)	(8.3)	(11.3)

ウ 納期内納付の推移(市県民税, 固定資産税, 軽自動車税)

(単位:件, 円, %)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納期末日現在の調定	件 数 (A)		1,136,180	1,147,458	1,156,079	1,148,703	1,168,685
	金 額 (B)		51,043,488,500	53,455,376,700	54,233,256,800	54,384,431,900	56,676,911,400
納期内の納付	件 数 (C)		992,959	1,004,031	1,012,484	1,008,839	1,024,506
	(C/A)		87.4	87.5	87.6	87.8	87.7
	(内訳)	金融機関等	200,743	188,692	172,725	158,484	151,538
			17.7	16.4	14.9	13.8	13.0
		口座振替	372,576	377,108	379,929	381,591	383,764
			32.8	32.9	32.9	33.2	32.9
		コンビニ	305,056	317,669	326,566	325,400	327,545
			26.8	27.7	28.2	28.3	28.0
		ペイジー	88,440	87,605	87,281	87,871	94,846
			7.8	7.6	7.6	7.7	8.1
		クレジット	6,980	8,900	12,926	14,979	16,646
			0.6	0.8	1.1	1.3	1.4
		スマートフォン	19,164	24,057	33,057	40,514	50,167
			1.7	2.1	2.9	3.5	4.3
	金 額 (D)		46,812,247,044	49,086,023,779	49,910,427,348	50,270,819,966	52,172,520,700
	(D/B)		91.7	91.8	92.0	92.4	92.1
	(内訳)	金融機関等	18,223,142,708	17,845,442,431	17,206,333,463	16,352,580,434	14,840,237,648
			35.7	33.4	31.7	30.0	26.2
		口座振替	19,178,252,773	20,627,085,984	21,385,152,793	21,851,452,632	23,112,276,752
			37.6	38.6	39.4	40.2	40.8
		コンビニ	5,470,526,808	5,869,146,248	6,092,465,004	6,029,258,149	6,193,858,263
			10.7	11.0	11.2	11.1	10.9
		ペイジー	3,182,970,109	3,709,636,766	3,754,040,498	4,226,673,201	5,839,000,350
			6.2	6.9	6.9	7.8	10.3
		クレジット	301,859,200	461,644,810	688,434,098	844,359,609	923,058,905
			0.6	0.8	1.3	1.5	1.6
		スマートフォン	455,495,446	573,067,540	784,001,492	966,495,941	1,264,088,782
			0.9	1.1	1.5	1.8	2.3

※ 件数・金額は, いずれも納期の末日現在のもの

(参考・特別会計)国民健康保険税

各年度5月末日現在

(単位:件, 円, %)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納期末日現在の調定	件 数 (A)		504,617	489,204	472,413	462,249	458,232
	金 額 (B)		10,103,452,500	9,629,321,500	9,275,106,400	9,163,210,500	9,763,632,100
納期内の納付	件 数 (C)		351,514	347,074	338,382	331,412	322,679
	(C/A)		69.7	70.9	71.6	71.7	70.4
	(内訳)	金融機関等	61,728	58,367	54,173	50,746	49,780
			12.2	11.9	11.5	11.0	10.9
		口座振替	156,600	149,037	147,655	146,208	139,538
			31.1	30.5	31.2	31.6	30.4
		コンビニ	105,046	113,264	111,297	109,845	108,584
			20.8	23.1	23.6	23.8	23.7
		ペイジー	28,140	26,406	25,257	24,613	24,777
			5.6	5.4	5.3	5.3	5.4
	金 額 (D)		7,102,063,364	6,935,576,030	6,749,971,532	6,711,915,040	7,159,996,520
	(D/B)		70.3	72.0	72.8	73.2	73.3
	(内訳)	金融機関等	1,536,542,016	1,424,651,920	1,310,903,331	1,277,827,250	1,391,251,670
			15.2	14.8	14.1	14.0	14.2
		口座振替	3,252,117,900	3,095,690,700	3,116,775,300	3,155,393,200	3,346,660,900
			32.2	32.1	33.6	34.4	34.3
		コンビニ	1,687,475,958	1,818,553,810	1,755,418,301	1,726,495,130	1,814,488,100
			16.7	18.9	18.9	18.8	18.6
		ペイジー	625,927,490	596,679,600	566,874,600	552,199,460	607,595,850
			6.2	6.2	6.1	6.0	6.2

エ　ペイジー利用状況の推移

・ 平成27年1月26日開始

・ 対象税目

市税(全税目)及び国民健康保険税の再発行納付書

平成27年4月から，再発行納付書のほか，当初納税通知書，督促状納付書及び延滞金納付書に対応

〔市税〕　（単位:件，千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件　数	計	109,741	110,813	107,688	103,868	109,977
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	ゆうちょ銀行	66,785	61,990	58,565	54,126	54,715
		60.9%	55.9%	54.4%	52.1%	49.7%
	金融機関ATM	24,304	27,894	28,160	29,135	32,091
		22.1%	25.2%	26.1%	28.1%	29.2%
	インターネットバンキング	18,652	20,929	20,963	20,607	23,171
		17.0%	18.9%	19.5%	19.8%	21.1%
金　額	計	3,476,266	4,821,303	4,384,719	4,315,536	5,030,323
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	ゆうちょ銀行	2,052,869	2,349,796	1,839,277	1,690,904	1,729,472
		59.0%	48.7%	42.0%	39.2%	34.4%
	金融機関ATM	746,603	877,879	877,534	918,565	1,024,711
		21.5%	18.2%	20.0%	21.3%	20.4%
	インターネットバンキング	676,794	1,593,628	1,667,908	1,706,067	2,276,140
		19.5%	33.1%	38.0%	39.5%	45.2%

〔国民健康保険税〕　（単位:件，千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件　数	計	28,140	26,406	25,257	24,613	24,777
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	ゆうちょ銀行	19,036	16,683	15,929	15,014	14,460
		67.7%	63.3%	63.1%	61.0%	58.4%
	金融機関ATM	6,342	6,756	6,272	6,586	7,074
		22.5%	25.6%	24.8%	26.8%	28.5%
	インターネットバンキング	2,762	2,967	3,056	3,013	3,243
		9.8%	11.2%	12.1%	12.2%	13.1%
金　額	計	625,927	596,680	566,875	552,199	607,596
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	ゆうちょ銀行	384,651	338,415	322,044	301,499	316,925
		61.5%	56.7%	56.8%	54.6%	52.2%
	金融機関ATM	158,605	169,969	149,765	157,302	186,475
		25.3%	28.5%	26.4%	28.5%	30.7%
	インターネットバンキング	82,671	88,296	95,066	93,398	104,196
		13.2%	14.8%	16.8%	16.9%	17.1%

※　件数は，各年度(3月末時点)の利用件数

(9) eLTAX(エルタックス)〔地方税共通納税システム〕利用状況

・ 令和元年10月から開始
・ 対象税目は，法人市民税，事業所税，個人市県民税(特別徴収，退職)
令和5年10月から，たばこ税，入湯税を追加
・ 令和5年4月からeL-QRによる納付開始
市県民税(普通徴収)，固定資産税・都市計画税(土地・家屋)，固定資産税(償却)，
軽自動車税

ア 税目別内訳 (単位:件，千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	計	14,896	25,529	236,995	253,864	285,505
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	市県民税(特徴)	12,419	21,800	30,348	37,440	49,939
		83.4%	85.4%	12.8%	14.7%	17.5%
	法人市民税	2,382	3,556	4,626	6,326	8,101
		16.0%	13.9%	2.0%	2.5%	2.8%
	事業所税	95	173	207	278	374
		0.6%	0.7%	0.1%	0.1%	0.1%
	たばこ税			0	45	46
				0.0%	0.0%	0.0%
	入湯税			0	0	0
				0.0%	0.0%	0.0%
	市県民税(普徴)			41,377	40,254	46,681
				17.4%	15.9%	16.4%
	固定資産税(土地・家屋)都市計画税			117,820	124,340	130,173
				49.7%	49.0%	45.6%
	固定資産税(償却資産)			10,575	10,784	11,240
				4.5%	4.2%	3.9%
	軽自動車税			32,042	34,397	38,951
				13.5%	13.6%	13.7%
金額	計	4,180,813	9,710,068	31,409,610	40,500,178	44,563,959
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	市県民税(特徴)	1,503,026	5,894,594	8,472,021	10,914,995	13,582,055
		35.9%	60.7%	27.0%	26.9%	30.5%
	法人市民税	2,231,080	3,129,609	3,327,239	5,090,111	6,053,768
		53.4%	32.2%	10.6%	12.6%	13.6%
	事業所税	446,707	685,865	829,772	1,120,574	1,291,699
		10.7%	7.1%	2.6%	2.8%	2.9%
	たばこ税			0	4,236,594	3,572,932
				0.0%	10.5%	8.0%
	入湯税			0	0	0
				0.0%	0.0%	0.0%
	市県民税(普徴)			3,000,560	3,091,759	3,640,138
				9.5%	7.6%	8.2%
	固定資産税(土地・家屋)都市計画税			11,895,871	12,087,471	12,325,580
				37.9%	29.8%	27.6%
	固定資産税(償却資産)			3,632,446	3,683,121	3,783,550
				11.6%	9.1%	8.5%
	軽自動車税			251,701	275,553	314,237
				0.8%	0.7%	0.7%

※ 令和元年度は，10月1日から3月31日収入分までの集計
※ 令和5年度のたばこ税及び入湯税は，10月1日から3月31日収入分までの集計

イ 納付方法別内訳　　（単位:件，千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	計	14,896	25,529	236,995	253,864	285,505
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（内訳）	ペイジー	14,896	25,529	36,646	47,545	64,517
		100.0%	100.0%	15.5%	18.7%	22.6%
	クレジットカード			15,977	19,205	21,521
				6.7%	7.6%	7.5%
	スマートフォン			26,793	46,687	57,431
				11.3%	18.4%	20.1%
	銀行窓口			157,579	140,427	142,036
				66.5%	55.3%	49.8%
金 額	計	4,180,813	9,710,068	31,409,610	40,500,178	44,563,959
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（内訳）	ペイジー	4,180,813	9,710,068	13,019,994	22,259,460	26,714,371
		100.0%	100.0%	41.5%	54.9%	60.0%
	クレジットカード			818,038	1,040,948	1,168,977
				2.6%	2.6%	2.6%
	スマートフォン			632,487	1,127,602	1,474,687
				2.0%	2.8%	3.3%
	銀行窓口			16,939,091	16,072,168	15,205,924
				53.9%	39.7%	34.1%

【参考】 税目別の利用可能な納付方法（令和5年4月～）

税　目	ペイジー	クレジットカード	スマートフォン	銀行窓口
市県民税（特別徴収）	○	○		
法人市民税	○	○		
事業所税	○	○		
たばこ税	○	○		
入湯税	○	○		
市県民税（普通徴収）	○	○	○	○
固定資産税（土地・家屋）	○	○	○	○
固定資産税（償却資産）	○	○	○	○
軽自動車税	○	○	○	○

(10) クレジット収納利用状況

・ 令和2年12月から試行運用開始

・ 対象税目

市県民税(普通徴収), 固定資産税(土地・家屋), 固定資産税(償却), 軽自動車税

(単位:件, 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	計	123	8,422	11,761
		100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	市県民税(普徴)	44	2,400	3,502
		35.8%	28.5%	29.8%
	固定資産税(土地・家屋)	77	4,426	6,369
		62.6%	52.6%	54.2%
	固定資産税(償却)	2	104	193
		1.6%	1.2%	1.6%
	軽自動車税	0	1,492	1,697
		0.0%	17.7%	14.4%
金 額	計	6,804	354,271	573,102
		100.0%	100.0%	100.0%
(内訳)	市県民税(普徴)	2,320	117,010	197,400
		34.1%	33.0%	34.4%
	固定資産税(土地・家屋)	4,342	220,120	350,411
		63.8%	62.1%	61.1%
	固定資産税(償却)	142	5,294	11,809
		2.1%	1.5%	2.1%
	軽自動車税	0	11,847	13,482
		0.0%	3.4%	2.4%

※ 令和2年度は, 令和2年12月1日から令和3年3月31日収入分までの集計

※ 令和5年度以降は,「eLTAX(エルタックス)〔地方税共通納税システム〕利用状況」に含めて集計

(11) 宇都宮市納付案内センター

ア　導入目的

現年度分滞納者に対し，早期に自主納付の呼びかけを行い，納税意識の高揚を図ることで，新規滞納者の増加と累積滞納を防止し，市税等収入の確保と収納率の向上につなげる。

また，職員の現年度滞納者への業務負担が軽減されることから，過年度滞納者への公権力の行使及び滞納整理の早期着手を強化し収納率の向上を図る。

イ　導入時期

平成21年9月1日

（令和2年4月1日に，「宇都宮市納税催告センター」から「宇都宮市納付案内センター」に名称変更）

ウ　委託業者

平成21年度～平成26年度　株式会社　ベルシステム24

平成27年度～令和元年度　株式会社　ヒューマンプラス（※）

※　平成28年度に社名変更：株式会社　セゾンパーソナルプラス

令和2年度～令和7年度　株式会社　セゾンパーソナルプラス

令和8年度　株式会社　アウトソーシングトータルサポート

エ　委託業者選定方法

初　年　度：指名競争入札による単年度契約

（平成21年度及び平成27年度は，指名型プロポーザル方式）

次年度以降：一者随意契約（2年間の長期継続契約）

（平成22～26年度，平成28～令和元年度は，一者随意契約の単年度契約）

オ　業務内容

現年度課税分滞納者に対し，電話による未納通知及び納付勧奨，口座振替への加入勧奨等を行うとともに，電話不通者に対して納付案内文書を発送する。

カ　対象税目

- 市税（平成21年度から）
- 国民健康保険税（平成21年度から）
- 奨学金及び入学一時金償還金（平成24年度から）
- 介護保険料（平成25年度から）
- 後期高齢者医療保険料（平成25年度から）
- 墓園共用施設管理手数料（平成28年度から）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業償還金（平成28年度から）
- 利用者負担額（保育料）（令和7年度から）

キ　業務体制

平成24年度まで

管理者1名及びオペレーター4名

平成25年度から

管理者1名及び業務量に応じたオペレーター必要数（最大数6名）

平成27年度から

管理者1名及びオペレーター6名

令和元年度から

管理者1名及びオペレーター6名程度

ク　場所

市役所本庁舎2階「宇都宮市納付案内センター」

ケ 開設時間

年度	対象	開設日・時間
～H24	市税，国民健康保険税	月・水・金　9時～17時
		火・木　12時～20時
		日（月2回）　9時～17時
	奨学金及び入学一時金	月～金　月当たり10時間
		日　月当たり10時間
H25	市税，国民健康保険税	月～金　12時～20時
	介護保険料	日（月2回）　9時～17時
	後期高齢者医療保険料	月～金　12時～20時
	奨学金及び入学一時金	月～金，日（月1回）　17時～19時
H26	市税，国民健康保険税	月～金　12時～20時
	介護保険料	日（月2回）　9時～17時
	後期高齢者医療保険料	月～金　12時～20時
	奨学金及び入学一時金	日（月1回）　17時～19時
H27	市税，国民健康保険税	月～金　12時～20時
	介護保険料	日（月3回）　9時～17時
	後期高齢者医療保険料	月～金　12時～20時
	奨学金及び入学一時金	月～金（月1回）　18時～20時
		又は日（月1回）　9時～11時
H28～	市税，国民健康保険税	月～金　12時～20時
～R元	介護保険料	日（月3回）　9時～17時
	後期高齢者医療保険料	月～金　12時～20時
	墓園共用施設管理手数料	月～金(年1回)　12時～20時
		及び日（年1回）　9時～17時
	母子父子寡婦福祉資金	月～金（月1回）　19時～20時
	貸付事業償還金	又は日（月1回）　10時～11時
	奨学金及び入学一時金	月～金（月1回）　19時～20時
		又は日（月1回）　9時～10時
R2～	市税，国民健康保険税	月～木　12時～20時
	介護保険料	土・日（月3回）　9時～17時
	後期高齢者医療保険料	月～木（月2回）　12時～20時
	墓園共用施設管理手数料	月～木(年1回)　12時～20時
		及び土・日（年1回）　9時～17時
	母子父子寡婦福祉資金	月～木（月1回）　19時～20時
	貸付事業償還金	又は土・日（月1回）　10時～11時
	奨学金及び入学一時金	月～木（月1回）　19時～20時
		又は土・日（月1回）　9時～10時
R7～	市税，国民健康保険税	月～木　12時～20時
	介護保険料	土・日（月3回）　9時～17時
	後期高齢者医療保険料	月～木（月2回）　12時～20時
	墓園共用施設管理手数料	月～木(年1回)　12時～20時
		及び土・日（年1回）　9時～17時
	母子父子寡婦福祉資金	月～木（月1回）　19時～20時
	貸付事業償還金	又は土・日（月1回）　10時～11時
	奨学金及び入学一時金	月～木（月1回）　19時～20時
		又は土・日（月1回）　9時～10時
	利用者負担額(保育料)	月～木　19時～20時
		土・日　11時～正午
		上記いずれかの時間帯で月1回

コ　実績

【市税】　（単位:件, 円, %）

区分／年度	納付勧奨		納付勧奨後納付		納付額割合
	件数	金額	件数	金額	
R3	29,676	743,633,087	18,221	459,782,697	61.8
4	29,815	739,830,375	18,015	461,795,585	62.4
5	31,245	853,447,197	18,237	533,685,753	62.5
6	28,893	772,464,000	18,297	469,559,150	60.8
7	29,950	878,580,510	17,726	518,273,520	59.0

【国保】　（単位:件, 円, %）

区分／年度	納付勧奨		納付勧奨後納付		納付額割合
	件数	金額	件数	金額	
R3	7,927	144,027,630	2,759	58,112,200	40.3
4	7,295	142,100,713	3,135	62,574,068	44.0
5	7,131	123,740,703	2,857	49,530,000	40.0
6	10,665	178,223,736	3,744	71,850,300	40.3
7	9,438	169,347,886	3,178	57,513,900	34.0

（参考）市民税・県民税・森林環境税及び固定資産税・都市計画税確定按分率の推移

1　市民税・県民税・森林環境税

年　　度	市　民　税	県　民　税	森林環境税
令和3年度	0.60039126164278	0.39960873835722	
令和4年度	0.60044844259957	0.39955155740043	
令和5年度	0.60045942957235	0.39954057042765	
令和6年度	0.59831241190858	0.39736697932179	0.00432060876963
令和7年度	0.59822162433479	0.39735400261206	0.00442437305315

2　固定資産税・都市計画税

年　　度	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
令和3年度	0.847731223206	0.152268776794
令和4年度	0.848034637832	0.151965362168
令和5年度	0.848007600723	0.151992399277
令和6年度	0.847484180157	0.152515819843
令和7年度	0.847531291315	0.152468708685

１１　税の啓発に関する広報・教育活動（令和７年度）

11　税の啓発に関する広報・教育活動（令和7年度）

【目的】
　課税の仕組みや，税の社会的役割を市民に広報し，納税意識の高揚や納税義務の認識を深め，税収の確保を図るもの

(1)　広報
　ア　広報うつのみや
　　①　納期
　　②　税金なんでも相談
　　③　税を考える週間
　　④　申告のお知らせ
　　⑤　縦覧のお知らせ
　　⑥　税制改正のお知らせ
　　⑦　国保（課税の内容，保険証更新時）
　　⑧　税金Q＆A　　等
　イ　栃木放送，とちぎテレビ（納期等）
　ウ　市ホームページ（課税，収納，証明等）
　エ　オリオンスクエア大型映像装置，本庁舎・各地区市民センター等及び大通りバス停における動画モニターによる広報（納期等）
　オ　LRT停留所や観光拠点に設置しているデジタルサイネージによる広報（納期等）
　カ　市公式LINEを活用した広報（納期等）
　キ　ポスターによる広報（国（確定申告等）の広報ポスター掲示（地区市民センター等））
　ク　市税のしおり（市，県，国税の課税の仕組み等）
　　※　7,500部配布（本庁，地区市民センター，出張所，生涯学習センター等）
　ケ　納税ごよみ
　　※　5,700部配布（本庁，地域行政機関，金融機関等）
　コ　成人のつどい配布資料への啓発記事掲載
　サ　市税納付推進協力事業所制度
　　①　登録事業所宛てメールマガジンの配信（毎月1回）
　　②　受講対象者に合わせた出前講座の実施
　シ　外国人住民に対する広報
　　①「多言語版　市税のしおり（改訂版）」（8言語）の作成（市ホームページへ掲載）
　　②　外国人向け情報誌「おーい！」への税情報掲載
　　③　税に関する出前講座の実施

(2)　教育活動
　ア　租税教室（宇都宮税務署管内租税教育推進協議会主催）
　　小中高対象（市：市立中学校（5校）を担当/3年生対象）
　イ　カリキュラム補助（副読本の配布）
　　①　国県：小学校高学年用「わたしたちのくらしと税」（栃木県租税教育推進協議会作成）
　　　高校生用「わたしたちの生活と財政の役割」（国税庁作成）
　　②　国県市：中学生用「私たちのくらしと税金」（栃木県租税教育推進協議会作成）

(3)　作品募集
　ア　税に関する啓発作品（市主催）
　　中学の部：8点　高校の部：11点　専門・大学の部：14点
　　※　作品展示（11～12月：市役所市民ホール，表参道スクエア，二荒テラス）
　イ　中学生の税に関する作文（国税庁，全国納貯連共催）1,449編
　　高校生の税に関する作文（国税庁，全国納貯連共催）882編
　ウ　税の百人一首（税の百人一首実行委員会主催）　1,605編

(4)　その他
　ア　税についての講義（税理士会単独）
　イ　税理士による無料税務相談会（税理士会）
　　※　4月～1月の原則毎月第3火曜日/本庁等
　ウ　無料税務相談（税理士会）
　　※　4月～2月の原則毎月第2水曜日/税理士会館
　エ　税を考える週間での啓発活動
　オ　納税推進を図るためのPR（納貯連）

１２　証　明　状　況（令和７年度）

（１）　証明手数料　……９８

（２）　閲覧手数料　……９８

（３）　事項別交付件数及び手数料　……９８

（４）　月別交付件数及び調定額　……９９

（５）　公用証明等　……９９

12　証明状況(令和7年度)

(1) 証明手数料

事項		金　　額
1	租税公課に関するもの(1年度を1件とする。)	1件につき　300 円
2	営業, 職業及び所得に関するもの	
3	土地・家屋・償却資産に関するもの(1枚を1件とする。)	
4	地籍図複写の交付	1枚につき　300 円
5	住宅用家屋証明申請	1件につき　1,300 円
6	その他のもの	300 円

※ 上記2のうち, コンビニ交付分(所得証明, 課税証明が対象)については, 1件につき200円

(2) 閲覧手数料

事　　項		金　　額
1	固定資産課税台帳の閲覧(1人1回とし, 1回とは1時間以内とする。)	1回につき　300 円
2	地籍図の閲覧(1人1回とし, 1回とは1時間以内とする。)	

(3) 事項別交付件数及び手数料　　(単位:件, 円, %)

区　分	本　庁		出張所等		コンビニ		電子申請		合　計	
	交付件数	手数料	交付件数	手数料	交付件数	手数料	交付件数	手数料	交付件数	手数料
納税証明 (軽自動車税納税証明等)	6,779 (390)	2,033,700	3,777 (2,727)	1,133,100					10,556 (3,117)	3,166,800
完納証明	2,234 (9)	670,200	2,015 (5)	604,500					4,249 (14)	1,274,700
所得証明	3,228 (25)	968,400	7,495 (2)	2,248,500	7,441	1,488,200	134	40,200	18,298 (27)	4,745,300
課税証明	11,734 (405)	3,520,200	17,003 (468)	5,100,900	9,069	1,813,800	252	75,600	38,058 (873)	10,510,500
営業(所在地)証明	199 (0)	59,700	349 (0)	104,700					548 (0)	164,400
資産評価証明	8,027 (11)	2,408,100	5,430 (3)	1,629,000					13,457 (14)	4,037,100
課税標準額証明	6,893 (5)	2,067,900	2,380 (3)	714,000					9,273 (8)	2,781,900
登録事項証明	119 (0)	35,700	135 (1)	40,500					254 (1)	76,200
地籍図複写	4,030	1,209,000							4,030	1,209,000
住宅用家屋証明	2,315	3,009,500	258	335,400					2,573	3,344,900
閲覧(課税台帳)	0	0							0	0
閲覧(地籍図)	33	9,900							33	9,900
価格通知	(5,034)	−							(5,034)	−
その他 (無資産証明等)	1,491 (9)	447,300	770 (3)	231,000					2,261 (12)	678,300
計	47,082 (5,888)	16,439,600	39,612 (3,212)	12,141,600	16,510	3,302,000	386	115,800	103,590 (9,100)	31,999,000
交付割合(本庁:出張所等)	45.45	51.38	38.24	37.94	15.94	10.32	0.37	0.36	100.00	100.00

※ ()内は, 上段外数の無料交付分

(4) 月別交付件数及び調定額(閲覧を含む)

(単位:件, 円, %)

月	本庁		出張所等		コンビニ		電子申請		合計		
	交付件数	調定額	交付件数	調定額	交付件数	調定額	交付件数	調定額	交付件数	調定額	調定比率
4	4,664 (790)	1,643,200	2,667 (242)	821,100	1,150	230,000	33	9,900	8,514 (1,032)	2,704,200	8.5
5	3,510 (510)	1,213,000	2,122 (132)	654,600	595	119,000	19	5,700	6,246 (642)	1,992,300	6.2
6	5,546 (560)	1,854,800	7,895 (598)	2,386,500	2,935	587,000	62	18,600	16,438 (1,158)	4,846,900	15.1
7	4,594 (744)	1,557,200	5,415 (543)	1,652,500	2,420	484,000	30	9,000	12,459 (1,287)	3,702,700	11.6
8	3,384 (395)	1,183,200	3,083 (214)	934,900	1,638	327,600	43	12,900	8,148 (609)	2,458,600	7.7
9	3,759 (508)	1,335,700	3,055 (245)	934,500	1,552	310,400	17	5,100	8,383 (753)	2,585,700	8.1
10	3,825 (482)	1,335,500	2,711 (254)	835,300	1,256	251,200	42	12,600	7,834 (736)	2,434,600	7.6
11	3,359 (337)	1,170,700	2,609 (190)	802,700	1,211	242,200	31	9,300	7,210 (527)	2,224,900	7.0
12	3,437 (389)	1,262,100	2,209 (205)	680,700	814	162,800	17	5,100	6,477 (594)	2,110,700	6.6
1	3,673 (352)	1,226,900	2,692 (190)	828,600	583	116,600	29	8,700	6,977 (542)	2,180,800	6.8
2	3,389 (441)	1,186,700	2,709 (192)	837,700	1,097	219,400	25	7,500	7,220 (633)	2,251,300	7.0
3	3,942 (380)	1,470,600	2,445 (207)	772,500	1,259	251,800	38	11,400	7,684 (587)	2,506,300	7.8
合計	47,082 (5,888)	16,439,600	39,612 (3,212)	12,141,600	16,510	3,302,000	386	115,800	103,590 (9,100)	31,999,000	100.0
1月平均	3,924 (491)	1,369,967	3,301 (268)	1,011,800	1,376	275,167	32	9,650	8,633 (758)	2,666,583	－

※ () 内は, 上段外数の無料交付分

(5) 公用証明等

(単位:件, %)

件数 / 種別	令和7年度(A)		令和6年度(B)		対前年比(A)/(B)	
	申請件数	交付件数	申請件数	交付件数	申請件数	交付件数
所得証明・課税証明	91	353	97	251	93.8	140.6
資産評価額証明	48	68	51	59	94.1	115.3
課税標準額証明	153	220	176	240	86.9	91.7
登録事項証明	11	6	16	23	68.8	26.1
課税台帳閲覧	14	30	19	19	73.7	157.9
地籍図交付	215	376	213	488	100.9	77.0
地籍図閲覧	24	19	35	38	68.6	50.0
その他 (課税物件明細等)	695	2,952	692	2,770	100.4	106.6
価格通知	15	32	12	454	125.0	7.0
合計	1,266	4,056	1,311	4,342	96.6	93.4

１３　税務職員の特殊勤務手当の状況

13 税務職員の特殊勤務手当の状況

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和40年条例第7号)(抜粋)

(目 的)

第1条 この条例は，地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき，著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に，その勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この条例は，宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第30号。以下第23条において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)について，適用する。

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は，次のとおりとする。

(1) 徴収手当

(2)～(13) (略)

(徴収手当)

第4条 徴収手当は，職員が庁外において，市税及び市税外収入金の徴収事務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は，日額250円とする。

特殊勤務手当の変遷

改正年月日	種類(名称)	対象	手当額
S40. 4. 1 付	市税事務	徴収職員	月額 2,800円
		課税課職員	月額 2,300円
		内部事務職員	月額 1,000円
S48. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 3,000円
S50. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 3,500円
S56. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 4,000円
S59. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 4,500円
S63. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 5,000円
H 3. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 5,500円
H 6. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 6,000円
H12. 4. 1 付	市税事務手当廃止		
H12. 4. 1 付	徴収手当	庁外で徴収事務に従事した職員	日額 250円

１４　市税の減免状況

（１）　個人市民税　.....１０１

（２）　法人市民税　.....１０１

（３）　固定資産税・都市計画税　.....１０２

（４）　軽自動車税　.....１０３

（５）　事業所税　.....１０４

（６）　国民健康保険税　.....１０４

14　市税の減免状況

(1)　個人市民税

（単位:件，円）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件　数	45	34	38	33	42
税　額	936,166 (1,554,500)	747,200 (1,240,100)	1,203,600 (2,000,900)	832,100 (1,405,000)	1,301,600 (2,188,800)

※　税額の上段は，個人市民税。下段(　)は，個人市民税・県民税の合計(R6からは森林環境税も含む)
※　減免の種類は生活保護法の規定によるもの及び災害によるもの

(2)　法人市民税

（単位:件，円）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件　数	351	354	352	356	361
税　額	20,860,000	20,930,000	20,995,000	21,230,000	21,485,000

※　減免対象は，公益法人，自治会などのうち，収益事業を行わない法人

(3) 固定資産税・都市計画税　　(単位:件, 千円)

年度	区分	種類	生活保護法による生活扶助受給者に関わるもの 件数	生活保護法による生活扶助受給者に関わるもの 金額	公益のために直接専用するもの(有料のものを除く) 件数	公益のために直接専用するもの(有料のものを除く) 金額	災害等によるもの 件数	災害等によるもの 金額	合計 件数	合計 金額
R3	固定資産税	土地	440	4,222	493	25,014	64	1,503	997	30,739
		家屋	304	4,361	611	30,466	26	249	941	35,076
		償却資産	0	0	8	6,558	0	0	8	6,558
		計	744	8,583	1,112	62,038	90	1,752	1,946	72,373
	都市計画税	土地	162	773	189	2,866	14	219	365	3,858
		家屋	183	504	381	3,863	17	30	581	4,397
		計	345	1,277	570	6,729	31	249	946	8,255
4	固定資産税	土地	444	4,451	515	25,412	64	1,668	1,023	31,531
		家屋	314	4,613	620	29,389	39	340	973	34,342
		償却資産	0	0	9	6,187	0	0	9	6,187
		計	758	9,064	1,144	60,988	103	2,008	2,005	72,060
	都市計画税	土地	184	883	191	2,941	12	207	387	4,031
		家屋	193	546	385	3,606	17	34	595	4,186
		計	377	1,429	576	6,547	29	241	982	8,217
5	固定資産税	土地	420	4,248	523	26,119	75	2,100	1,018	32,467
		家屋	314	5,135	605	34,354	39	387	958	39,876
		償却資産	0	0	9	6,404	1	212	10	6,616
		計	734	9,383	1,137	66,877	115	2,699	1,986	78,959
	都市計画税	土地	196	868	191	3,078	22	303	409	4,249
		家屋	202	609	383	4,461	15	34	600	5,104
		計	398	1,477	574	7,539	37	337	1,009	9,353
6	固定資産税	土地	439	4,538	533	25,655	71	1,944	1,043	32,137
		家屋	338	5,625	607	34,040	32	2,872	977	42,537
		償却資産	0	0	9	6,483	1	222	10	6,705
		計	777	10,163	1,149	66,178	104	5,038	2,030	81,379
	都市計画税	土地	195	916	191	3,012	19	265	405	4,193
		家屋	216	689	384	4,431	17	487	617	5,607
		計	411	1,605	575	7,443	36	752	1,022	9,800
7	固定資産税	土地	498	4,950	508	25,446	76	1,672	1,082	32,068
		家屋	356	5,749	609	34,156	26	1,047	991	40,952
		償却資産	0	0	8	6,608	0	0	8	6,608
		計	854	10,699	1,125	66,210	102	2,719	2,081	79,628
	都市計画税	土地	208	948	192	3,014	22	267	422	4,229
		家屋	217	694	385	4,448	15	164	617	5,306
		計	425	1,642	577	7,462	37	431	1,039	9,535

(4) 軽自動車税

(単位:台, 円)

区分＼年度			税率	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
				台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額
原動機付自転車	50cc以下		2,000	5	10,000	6	12,000	6	12,000	5	10,000	5	10,000
	125cc以下かつ4.0kw以下		2,000									0	0
	特定小型原付		2,000									0	0
	50ccを超え90cc以下		2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	90ccを超え125cc以下		2,400	1	2,400	2	4,800	3	7,200	1	2,400	2	4,800
	ミニカー		3,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			6	12,400	8	16,800	9	19,200	6	12,400	7	14,800
軽自動車	二輪車		3,600	0	0	2	7,200	2	7,200	2	7,200	2	7,200
	三輪車	新税率	3,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		旧税率	3,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		重課	4,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課 75%軽減	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課 50%軽減	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課 25%軽減	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車乗用車	営業用 新税率	6,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 旧税率	5,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 重課	8,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 75%軽減	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 50%軽減	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 25%軽減	5,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 新税率	10,800	343	3,704,400	462	4,989,600	525	5,670,000	616	6,652,800	650	7,020,000
		自家用 旧税率	7,200	398	2,865,600	360	2,592,000	325	2,340,000	276	1,987,200	234	1,684,800
		自家用 重課	12,900	273	3,521,700	316	4,076,400	332	4,282,800	332	4,282,800	357	4,605,300
		自家用 75%軽減	2,700	0	0	0	0	1	2,700	0	0	1	2,700
		自家用 50%軽減	5,400	3	16,200	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 25%軽減	8,100	40	324,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車貨物車	営業用 新税率	3,800	0	0	2	7,600	2	7,600	2	7,600	2	7,600
		営業用 旧税率	3,000	1	3,000	0	0	0	0	0	0	1	3,000
		営業用 重課	4,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 75%軽減	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 50%軽減	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		営業用 25%軽減	2,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 新税率	5,000	17	85,000	20	100,000	23	115,000	40	200,000	44	220,000
		自家用 旧税率	4,000	64	256,000	50	200,000	45	180,000	37	148,000	28	112,000
		自家用 重課	6,000	60	360,000	55	330,000	56	336,000	54	324,000	52	312,000
		自家用 75%軽減	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 50%軽減	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用 25%軽減	3,800	1	3,800	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			1,200	11,139,700	1,267	12,302,800	1,311	12,941,300	1,359	13,609,600	1,371	13,974,600
小型特殊車	農耕作業用		2,400	2	4,800	3	7,200	2	4,800	2	4,800	2	4,800
	その他		5,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			2	4,800	3	7,200	2	4,800	2	4,800	2	4,800
二輪の小型自動車			6,000	1	6,000	2	12,000	1	6,000	0	0	0	0
合計				1,209	11,162,900	1,280	12,338,800	1,323	12,971,300	1,367	13,626,800	1,380	13,994,200

(5) 事業所税

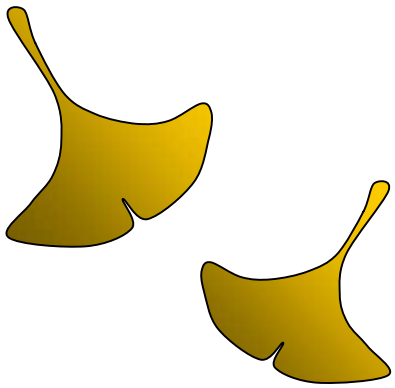
（単位:件, 円）

年度 / 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
資産割	100	82,835,700	101	86,842,800	101	81,699,000
従業者割	6	2,240,200	6	2,285,200	6	2,510,900
合計	102	85,075,900	103	89,128,000	103	84,209,900
年度 / 区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
資産割	102	79,849,400	98	81,338,200	95	79,467,800
従業者割	6	2,442,700	5	1,850,700	5	1,934,800
合計	104	82,292,100	100	83,188,900	97	81,402,600

(6) 国民健康保険税

（単位:件, 円）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害(火災等)	1	2,000	3	59,600	0	0	2	61,200	3	164,200
東日本大震災	12	1,291,900	13	1,697,900	13	952,400	7	692,800	6	646,200
台風第19号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症の影響	114	16,069,600	41	6,004,400	0	0	0	0	0	0
所得の減少	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活保護	86	2,136,000	111	1,600,400	92	2,201,800	75	1,245,300	88	1,972,100
旧被扶養者	359	7,954,500	455	13,391,700	482	14,180,400	554	14,890,200	569	16,123,200
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	572	27,454,000	623	22,754,000	587	17,334,600	638	16,889,500	666	18,905,700



宇 都 宮 市 民 憲 章

宇都宮市は，恵まれた自然と古い歴史に支えられ，
二荒の森を中心に栄えてきたまちです。
このふるさとに誇りをもち，みんなの力で豊かな未来を築くため，
市民の誓いを定めます。

1　健康で，心のふれあう明るいまちをつくります。

2　きまりを守り，活気あふれる楽しいまちをつくります。

3　学ぶことを大切にし，文化の薫る美しいまちをつくります。

税務概要

令和８年１０月１日発行

納めて愉快だ宇都宮
UTSUNOMIYA

編集
発行　宇都宮市理財部税制課

〒３２０－８５４０
栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号
電話（０２８）６３２－２１８４